



JAPANFOUNDATION

国際交流基金

令和元年度業務実績等報告書 (自己評価書)

2020年6月

独立行政法人 国際交流基金

目次

I. 評価の概要 及び 総合評定	1
II. 項目別自己評価書	
No. 1 文化芸術交流事業の推進及び支援	6
No. 2 海外における日本語教育・学習基盤の整備	23
No. 3 海外日本研究・知的交流の推進及び支援	44
No. 4 「アジア文化交流強化事業」の実施	63
No. 5 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	84
No. 6 海外事務所等の運営	92
No. 7 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	99
No. 8 組織マネジメントの強化	103
No. 9 業務運営の効率化、適正化	108
No. 10 財務内容の改善	119
No. 11 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	130
No. 12 内部統制の充実・強化	140
No. 13 事業関係者の安全確保	144
No. 14 情報セキュリティ対策	147

独立行政法人国際交流基金 令和元年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際交流基金	
評価対象	年度評価	令和元（2019）年度（第4期中期目標期間）
事業年度	中期目標期間	平成29（2017）年度～令和3（2021）年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	大臣官房（外務報道官・広報文化組織）	担当課、責任者	広報文化外交戦略課長 文化交流・海外広報課長
評価点検部局	大臣官房（考査・政策評価官室）	担当課、責任者	考査・政策評価官

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
<p>項目別自己評価書記載事項の扱いを以下のとおりとする。</p> <p>（1）「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」</p> <p>ア. 定量的指標及び関連指標の計画値、実績値、達成度を記載。</p> <p>（2）「2. 主要な経年データ」の「②主要なインプット情報」</p> <p>ア. 人件費については、「予算額」「決算額」には含まず、「経常費用」には含む。</p> <p>イ. 海外事務所における事業費・従事人員数は含まない。</p>

1. 全体の評定				
評定	A			
(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定状況				
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
A	A	A		
評定に至った理由				
<p>以下を踏まえ、A評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」7項目のうち、S評定1項目、A評定4項目、B評定2項目となり、所期の目標を上回る成果を上げた項目が過半数を占めたことに加え、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目のうち、「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」が所期の目標を上回る成果を上げた他、残りの項目についてすべて所期の目標を達成したと認められたため。 ・法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。 				

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
<p>国際交流基金は独立行政法人国際交流基金法に基づき、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の対外関係の維持発展に寄与することを目的とし、各種の国際文化交流事業を実施している。第4期中期目標期間の三年目となる令和元年度には、米国で実施された「Japan2019」、特定技能1号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発及び実施、アジア文化交流強化事業等、外交上の重要な国・地域を踏まえた機動的、効果的な事業を進めるとともに、文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流の3分野の事業を着実に実施した。</p> <p>主要な事業実績は以下のとおりである。</p> <p>ア. Japan 2019</p> <p>内閣総理大臣の下に組織された「日本の美」総合プロジェクト懇談会およびジャポニスム 2018 総合推進会議での議論をふまえ、「ジャポニスム 2018」に続き、2019年3月から12月にかけて、米国において日本の文化芸術を紹介する「Japan 2019」を開催した。ワシントン D.C. およびニューヨークを中心に、『源氏物語』展 in NEW YORK～紫式部、千年の時めき～、『アンティゴネ』公演など、中核となる「公式企画」8件（展覧会3件、舞台公演5件）を実施するとともに、「参加企画」として、両国の多くの機関から様々な交流事業について認定申請を受け、10万人前後の参加者を集めた「ホノルルフェスティバル」をはじめ、138件の日本文化紹介・日米交流事業を「参加企画」として認定し、幅広い層・地域にわたる事業を展開した。公式企画では合計43万5千人を動員し、参加企画とあわせ総計129万人以上の来場者を記録。総報道件数も900件を超えた。</p> <p>イ. 「国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic)」</p> <p>「外国人材向け日本語事業」の一環として新たに開発した「国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic)」については、2019年4月に第1回テストをフィリピン（マニラ）で実施。「特定技能」の</p>

技能試験の実施団体とも連携して、上半期はフィリピン（マニラ）で5回、下半期は6か国（モンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール）で3回の試験を実施したところ、令和元年度中の年間受験者数は7,971人であった。9月には本テストの専用ウェブサイトを開設し、本テストの基本情報に加え、サンプル問題などを公開するとともに、2020年3月度末までに6言語の翻訳版を公開したほか、各国における説明会等の開催等を重ねた結果、受験者数は回を重ねるごとに増加した。また、将来的なスピーキングテスト導入の可能性を探る調査・研究を行った。

ウ. アジア文化交流強化事業

平成25年に日本政府が発表したアジアとの新しい文化交流政策「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」への取組として実施するアジア文化交流強化事業は6年目に入り、「日本語パートナーズ」派遣事業では、515名を東南アジア10か国及び中国、台湾に派遣した。現地の中学・高校・大学等で日本語授業を通じて約16万人の生徒とふれあい、約20万人に日本文化を紹介した。また令和元年度には、これまでの相互交流の成果を振り返り、各国との関係をさらに深めることを目的に、日本と東南アジアの文化交流を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア2019」を国内で東京を中心に、海外では東南アジアの3都市を中心に実施。平成26年度から続く「ASEANオーケストラ支援事業」の集大成として結成された総勢140名余りの多国籍交響楽団（東南アジア5か国の8交響楽団80名を含む）によるガラコンサートが華々しく祭典のオープニングを飾ったほか、「JFF（日本映画祭）アジア・パシフィック ゲートウェイ構想事業」では9か国35都市で日本映画祭を開催し11.1万人の観客を動員。映像、舞台芸術、美術、スポーツ、知的交流、市民交流の各分野で事業を展開し、のべ348件の事業に約71万人の参加を得、アジアと日本の文化交流を抜本的に強化するという目的に大きく貢献した。

エ. 文化芸術交流事業（「Japan2019」を除く）

文化芸術交流事業では、上述の「Japan2019」の他、各国において公演事業（8か国6件）、企画展・国際展事業（2か国2件）、巡回展（46か国・地域）、日本映画上映会主催事業（70か国・地域）を実施した。また「放送コンテンツ等海外展開支援事業」を通じて海外のテレビ局に無償提供された日本のテレビ番組は、今次中期目標期間中これまでに100か国・地域を超える広域において、のべ1,971番組（令和元年度放送分は84か国722番組）が放送されるなど、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する効果的かつ効率的な事業実施において成果を上げた。

オ. 日本語教育事業

日本語教育事業については、海外において質が高く安定した日本語教育が広く行われるよう、日本語専門家派遣（41か国126ポスト）、各国地域の教師に対する研修事業（1.4万人参加）、各日本語教育機関の活動に対する助成事業（82か国569件）など、各国・地域の状況を踏まえ、学習基盤整備事業を中心に事業を実施した。さらに、EPAに基づく我が国への看護師・介護福祉士受け入れ促進のための訪日前日本語研修や、学習者の能力を総合的に測る試験として広く国内外で活用される日本語能力試験を実施した他、世界中のどこでも学習者支援が可能となるeラーニング教材開発を進めた。また上述のとおり「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」の開発・実施を行うなど、政策的要請、社会的要請に応える事業を積極的に実施した。

カ. 日本研究・知的交流事業

日本研究・知的交流事業では、日本研究機関支援（13か国・地域28機関）や日本研究フェローシップ（156人）の実施などを通じ、次世代の日本研究者の育成及び国際連携の強化に重点的に取

り組むとともに、知的対話・共同事業を推進した。特に、中国、米国向け事業では、発信力の高い有識者との連携強化を意識し、中国知識人招へいプログラムによりジャーナリストや医療、教育関係者等の有識者を招へいた他、米国から、近年影響力を増しているエスニック・コミュニティの知識人等を招へいするなどの事業を行った。さらに、官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が策定した行動計画に基づき、米国における草の根レベルの日本理解を促進するプログラム Grassroots Exchange Japan (GEN-J) を通じて米国中西部及び南部各州の日米協会等に「日米交流ファシリテーター」6名を2年間の予定で派遣したほか、米国中西部・南部地域各州の地域リーダー120名を5回に分け、約1週間の日程で招へいた。

キ. その他

その他、業務運営の効率化、財務内容の改善及び業務運営に関する重要事項においても、「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」が所期の目標を上回る成果を上げた他、残りの項目において年度計画における目標を着実に実行し、安定的かつ効率的に組織運営を行った。なお、令和元年度第4四半期以降、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受け、関係者の安全確保を最優先に、事業の中止や延期等の措置を講じたところであるが、令和2年度においても引き続き状況を注視しながら安全確保に万全を期すとともに、デジタル事業の強化など事業面における対応を講じていく必要がある。

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

なし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評価で指摘した課題、改善事項

その他改善事項

主務大臣による改善命令を検討すべき事項

4. その他事項

監事等からの意見

その他特記事項

独立行政法人国際交流基金 令和元年度評価 項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別 評定調 書No.	備考
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
文化芸術交流事業の推進及び支援	A	S	A			No. 1	
海外における日本語教育・学習基盤の整備	A○	A○	S○			No. 2	
海外日本研究・知的交流の推進及び支援	B	B	B			No. 3	
「アジア文化交流強化事業」の実施	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○			No. 4	
国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	A	A	A			No. 5	
海外事務所等の運営	B	B	B			No. 6	
特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	B	B	A			No. 7	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
組織マネジメントの強化	B	B	B			No. 8	
業務運営の効率化、適正化	B	B	B			No. 9	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	B	B	B			No. 10	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○			No. 11	
内部統制の充実・強化	B	B	B			No. 12	
事業関係者の安全確保	B	B	B			No. 13	
情報セキュリティ対策	B	B	B			No. 14	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

独立行政法人国際交流基金 令和元年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 1	文化芸術交流事業の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－1－4 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標1-2】公演来場者数	計画値	1公演あたり平均500人以上	平成27年度の実績平均値1公演あたり453人	500人	500人	500人		
	実績値			603人	956人	731人		
	達成度			121%	191%	146%		
【指標1-3】映画上映会来場者数	計画値	1プロジェクトあたり平均1,600人以上	平成24年～27年度の実績平均値1公演あたり1,591人	1,600人	1,600人	1,600人		
	実績値			1,864人	2,390人	2,547人		
	達成度			117%	149%	159%		
【指標1-4】放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54か国以上、のべ500番組以上の放映を達成する。	計画値	54か国以上、のべ500番組以上の放映を達成する。	平成29年1月末実績51か国／のべ200番組	54か国以上、のべ500番組以上	54か国以上、のべ400(累計900)番組以上	54か国以上、のべ400(累計1,300)番組以上		

	実績値			101 か国・地域、のべ908 番組	53 か国・地域、のべ341 番組(累計112 か国・地域のべ1,249 番組)	84 か国・地域、のべ722 番組(累計116 か国・地域のべ1,971 番組)		
	達成度			182%	139%	152%		
主催文化芸術交流事業における報道件数	実績値			3,835 件	12,069 件	2,552 件		
来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合	実績値			88%	86%	87%		
主催事業実施件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 336 件	1,144 件	639 件	927 件		
助成事業実施件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 266 件	193 件	176 件	168 件		
日中交流センター事業の派遣・招へい人数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 160 人	119 人	123 人	105 人		

中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合	実績値			96%	92%	92%		
---	-----	--	--	-----	-----	-----	--	--

<目標水準の考え方>

- 公演への来場者目標数について、前期中期目標期間中の最大実績値である平成27年度の水準以上を目指すとの考えから、平成27年度実績平均値以上を目標とした。
- 映画上映会への来場者目標数について、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成24～27年度平均値以上を目標とした。
- 放送コンテンツ等海外展開支援事業は、提供国数及びのべ番組数の最新の実績値である平成29年1月末時点の実績を上回ることを目標とする。

<想定される外部要因>

- 二国間関係の悪化やテロ等治安状況の悪化が事業実施の阻害要因となったり、アンケート等の結果に影響を与えたりする可能性がある。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
予算額（千円）	3,536,628	6,744,286	3,369,291		
決算額（千円）	3,165,715	5,346,084	2,949,227		
経常費用（千円）	3,474,778	5,353,529	2,989,779		
経常利益（千円）	▲1,308,045	▲2,531,450	▲459,401		
行政コスト（千円）※	3,288,063	5,177,751	2,990,767		
従事人員数	49	47	36		

※平成29年度から平成30年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業、文化遺産の保護等の国際貢献事業を実施（主催事業）又は支援（助成事業）する。また、青少年を中心とする日中両国民相互

間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。

これらの実施に際しては、外交政策上の必要性及び相手国との交流状況や、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性及び今後の動向を的確に把握するとともに、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。また、日本国内外において、情報の収集やネットワーク形成を行い、効果的な事業の実施につなげる。

更に、平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本製品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【中期計画】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する。また、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業を積み重ねることで文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築する。事業の実施に当たっては、外務本省や在外公館と連携して、外交との連動を十分に意識した事業展開を行うとともに、他の政府機関との役割分担に配慮しつつ、効果的かつ効率的に対日理解・関心を増進させることを目指す。

なお、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業に活用する。

・公演等の実施又は支援

海外における対日関心の喚起と日本理解の促進を図るため、日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・展覧会の実施又は支援

海外において効果的・効率的に日本理解の促進を図るため、日本国内外の美術館・博物館等との共催による日本美術・文化に関する展覧会の実施、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加や、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館への支援を実施する。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

日本映画の紹介による日本理解促進のため、海外において映画フィルム及び DVD・ブルーレイ等のデジタル上映素材を用いて、日本映画上映会を実施する。また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースでは我が国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域における我が国のテレビ番組の放送を促進する。なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「総合的な TPP 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定）の一環として措置されたことを踏まえ、本事業のために活用する。さらに、平成 30 年度補正予算（第 2 号）及び「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、これまでに獲得した放送枠を継続し、新たに生じた需要へ対応するために活用する。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約 1 年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が

共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流等を実施する。中国高校生長期招へい事業においては参加者の相互理解の促進を目指す。

・「ジャポニスム 2018」の実施

平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 外交上の重要性に基づき、実施地、対象層及び実施手段を的確に選択の上、事業の集中的な実施を検討する。
- b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向等）や、文化交流基盤（劇場、美術館等文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、地域・国別事業方針に基づく事業を効果的に実施する。また、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。
- c. 文化芸術交流事業の様々な手法を組み合わせた複合的・総合的な事業実施や、専門家同士の交流、共同制作、共同作業の実施により、より深い日本理解につなげる。
- d. 共催・助成・協力等多様な形態で他機関との連携を図ることにより、外部リソースを活用し、事業実施経費を効率化するとともに、文化交流を活性化する。
- e. 日本国内外において、文化芸術交流に関する情報を収集し、文化芸術交流の成果等に関する情報発信を的確に行う。専門家間の相互交流やネットワーク構築・国際的対話を促進することにより、基金事業も含め、国際文化交流を促進する。
- f. 日中交流センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）により、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする事業の継続的かつ安定的な事業実施を図る。
- g. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5 段階評価で中央値を除外した上位 2 つの評価を得た割合を評価対象とする。
- h. 文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成 18 年法律第 97 号）の着実な施行に配慮する。
- i. 「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する事業、また、文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築するための、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業型事業を、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下のように実施する。事業実施に当たっては、特に対日関心層の拡大に留意し、文化・芸術の各分野の事業を通じて海外における効果的かつ効率的な対日関心の喚起、対日理解の促進を図る。

なお、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業に活用する。

・公演等の実施又は支援

日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。

『日本祭り』開催 支援事業では、海外における日本祭り等の日本関連イベントにおいてハイライトとなり得る日本文化紹介事業を実施する。「主催公演」事業では、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、両事業において 1 公演あたりの平均来場者数 500 人を達成することを目標とする。また、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術

事業を実施する目的で渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対する支援を行う。

・展覧会の実施又は支援

海外における日本美術・文化に関する展覧会、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加などの諸事業を実施する。また、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館や、日本美術コレクションを有し、その有効活用のための基盤整備を必要とする欧米の美術館・博物館に対する支援を実施する。

・日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

海外で開かれる国際図書展への参加や、日本語図書の外国語翻訳・出版を行う海外の出版社に対する支援を実施する。

・人物交流、情報発信等の実施又は支援

国際共同制作や人物交流等を含む双方向型、共同作業型の事業、並びに相手国の文化振興や文化交流の基盤整備等に資する国際貢献事業を実施又は支援する。また、日本文化や国際交流に関する情報発信や、学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、出版等の事業企画につなげる。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

海外において映画フィルム及びDVD・ブルーレイ等のデジタル素材を用いて、日本映画上映会を実施する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、主催事業については、1プロジェクトあたりの平均来場者数1,600人の達成を目標とする。

また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースではわが国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域において我が国のテレビ番組を放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。計54か国以上、のべ400番組以上の放送達成を目標とする。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約1年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流等を実施する。中国高校生長期招へい事業をはじめとした上記事業の実施を通じ、日中両国からの参加者の相互理解の促進を目指す。

・「Japan 2019」運営・実施

2018年7月から2019年2月にかけて実施された「ジャポニスム2018」に引き続き、2019年3月から12月まで米国において日本文化を紹介する「Japan 2019」の事業を着実に実施する。2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会への繋がりも意識しつつ、関係府省庁・在外公館などとの連携や、基金が実施する事業以外の「参加企画」の広報なども通じて、米国において日本文化や日本についての理解や関心の裾野が広がるよう努める。

【主な評価指標】

【指標1-1】来場者・参加者の対日関心喚起、日本理解促進

(関連指標)

- ・主催文化芸術交流事業における報道件数
- ・来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

【指標1-2】公演来場者数1公演あたり平均500人以上（平成27年度の実績平均値1公演あたり453人）

【指標1-3】映画上映会来場者数1プロジェクトあたり平均1,600人以上（平成24年～27年度の実績平均値1公演あたり1,591人）

(関連指標)

- ・主催事業実施件数（年度）（平成24～27年度の実績平均値336件）
- ・助成事業実施件数（年度）（平成24～27年度の実績平均値266件）

【指標1-4】放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54か国以上、のべ500番組以上の放映を達成する。（平成29年1月末実績51か国／のべ200番組）

【指標1-5】中国高校生長期招へい事業による参加者の相互理解の促進

(関連指標)

- ・日中交流センター事業の派遣・招へい人数(年度)(平成24～27年度の実績平均値160人)
- ・中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合

3-2. 業務実績

海外における日本の文化・芸術に対する関心を高め理解を深めるため、全世界を対象に、様々なプログラムを通じて日本文化の多様な魅力を効果的に紹介した。特に、平成30年度のフランスにおける「ジャポニスム2018」に続き、米国において実施した日本文化紹介事業「Japan 2019」では、日米の関係者の協働による質の高い美術および舞台芸術事業により、世界が注目する米国のアートシーンにおいて日本の芸術のプレゼンスを大きく示しつつ、官民の幅広い参画による「参加企画」138件も含め129万人以上の来場者・観客を得た。

また、周年や外交上の契機を捉えた公演事業(8か国6件)や企画展・国際展事業(2か国2件)を実施。さらに、巡回展(46か国・地域)や日本映画上映会主催事業(70か国・地域)、放送コンテンツ等海外展開支援事業(84か国・地域のべ722番組放送)、芸術家や日本文化諸分野の専門家の海外派遣助成事業(54か国・地域78件)等を通じ、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する継続的な事業展開を安定的・効率的・効果的に行った。

(1) 「Japan 2019」

内閣総理大臣の下に組織された「日本の美」総合プロジェクト懇談会及びジャポニスム2018総合推進会議での議論をふまえ、フランスにおける日本文化・芸術の祭典「ジャポニスム2018」に引き続き、2019年3月から12月にかけて、米国においても日本の文化芸術を紹介する「Japan 2019」を開催した。

ワシントン D.C. 及びニューヨークを中心に、中核となる「公式企画」8件(展覧会3件、舞台公演5件)を実施するとともに、官民の多様なイニシアティブによる138件の日本文化紹介・日米交流事業を「参加企画」として認定し、幅広い層・地域にわたる事業を展開した。公式企画では合計43万5千人を動員し、参加企画とあわせ総計129万人以上の来場者を記録。総報道件数も900件を超えた。

公式企画のうち美術分野では、『源氏物語』展 in NEW YORK～紫式部、千年の時めき～が世界芸術の殿堂であるニューヨークのメトロポリタン美術館にて2019年3月に開幕し、Japan 2019のオープニングを飾った。また、クリーブランド美術館で「神道：日本美術における神性の発見」展、ナショナル・ギャラリー・オブ・アート(ワシントンD.C.)及びロサンゼルス・カウンティ美術館で「日本美術に見る動物の姿」展を開催。いずれの企画も過去の国際交流基金フェローが米国側として主導し、長年の日米美術交流の成果が結実した。『源氏物語』展では、国宝2点、重要文化財9点を含め、絵巻物、掛軸、屏風から書跡などから漫画作品まで、源氏物語ゆかりの作品135点を一堂に集めた。メトロポリタン美術館が漫画を作品として展示したのは史上初めてであり、また、源氏物語を題材とする海外展覧会ではこれまでで最も包括的な内容となり、ニューヨーク・タイムズ紙やワシントン・ポスト紙などでも高い評価を得た。ジャンルを横断し、時代を超えて日本の芸術文化を通覧しようとする手法は、新しい日本紹介のあり方を示すとともに、日本ファンの新規開拓にも貢献し、来場者数は21万人を大きく上回った。

俯瞰的に日本の文化芸術を提示するこの手法は「日本美術に見る動物の姿」展にも通じ、多岐にわたる日本文化に対するより深い理解を促すのに有効である。同展では300点以上の充実した多彩な展示品により、5世紀の古墳時代から現代にいたる日本美術における動物表現を紹介した。同展2会場での来場者は14万人を超え、ウォール・ストリート・ジャーナル紙の「2019年のベスト・アート」の一つに選ばれた。

公演では、ワシントンD.C.での全米桜祭りにおけるバイオリニスト・川井郁子&和楽器アンサンブル、望月ゆうさく (Mochi)、[2.5次元ミュージカル]“Pretty Guardian Sailor Moon” The Super Liveのアーティスト派遣(平成30年度事業)、ニューヨーク・セントラルパークでのジャパン・デーおよび同日のジャパン・ナイトにおける公演、宮城聰演出・静岡県舞台芸術センター (SPAC)『アンティゴネ』公演(ニューヨーク、パーク・アベニュー・アーモリー)、『杉本文楽 曾根崎心中』公演(ニューヨーク、リンカーン・センター)の5事業を実施した。ジャパン・ナイトでは、日本の音楽シーンをリードするアーティスト4組と書家によるライブ「Japan Night HYDE & 和楽器バンド with スペシャル・パフォーマンス by 書家・紫舟 & 和楽器バンド」、「MISIA with スペシャルゲスト Puffy AmiYumi」を2会場において実施し、約3千人の観客でチケットは完売となった。『アンティゴネ』公演は、世界の優れた芸術を選びすぐって紹介することで知られるパーク・アベニュー・アーモリーが初めて日本人演出家の作品を取り上げたものとなり、12回の公演で1万人以上の観客を魅了。ニューヨーク・タイムズ紙や日経新聞など日米のメディア各社が極めて高い劇評を掲載し、タイム誌による『2019年の優れた演劇』の第6位に選ばれた。また『杉本文楽 曾根崎心中』は、世界最大の総合芸術施設であるリンカーン・センターの秋のシーズンの中核となるホワイトライト・フェスティバルのオープニングを飾り、全4回の上演はすべてほぼ満席、3,700人の観客を動員した。

日米交流の層の厚さと長い歴史の積み重ねを反映し、参加企画には、両国の多くの機関から様々な交流事業について認定申請を受け、多彩なラインナップが並んだ。それぞれ10万人前後の参加者を集めた「ホノルルフェスティバル」や「第40回まつりインハワイ」、公式企画「源氏物語展」共催者のニューヨーク・メトロポリタン美術館が京都の漆器・陶磁器、絵画、甲冑、能装束等を集めて独自に企画した「京都一芸術的想像力の都」展のほか、音楽、舞踊、映画、食や酒、武道、祭り等も含め、多くの企画がJapan 2019に参加し、両国の広い層がこの機会を楽しみ祝う様子が窺われた。

(2) 公演等の実施又は支援

周年や外交上の契機を捉えて8か国において6件の公演事業を実施した。

重点対象国における「日本祭り」開催支援事業は、米国、韓国、英国の3か国(計4都市)を対象国とし、各地での日本祭りのハイライトとなる公演実施のため、現地のニーズをくみ取り、日本から専門家や芸術家を派遣する事業3件を実施した。2020年3月の全米桜祭りでの公演は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、3組のアーティスト派遣・公演を中止せざるを得なかったが、かわりに全米桜祭りのサイトでの動画配信を実施し、38万5千余のアクセスがあった。また、韓国・英国では計1万4千人以上の来場者を得て、日本の多様な魅力を集中的・多角的に紹介した。

また、主催公演事業は、5か国8都市においてインパクトと波及効果の高い事業3件を実施。加えて、2019年8月の横浜における第7回アフリカ開発会議(TICAD 7)に際し、サイドイベント「TICAD 7 LIVE HEART FOR AFRICA」の実行委員会のメンバーとして、TICAD 7名誉大使のMISIA、およびスペシャルゲストの久保田利伸による、会議初日のチャリティ・ライブ開催に参画し、TICAD 7の広報とアフリカへの支援・協働に向けた国内の機運醸成に協力した。これら事業では7,752人の来場者を得た。

また、54か国・地域への芸術家や日本文化諸分野の専門家の派遣事業78件に対して助成を行い、併せて、北米と欧州地域の9か国における日本の舞台芸術公演や共同制作公演15件に対しても助成を行った。

主たる公演等の事例は以下のとおり。

ア。「日韓交流おまつり in Seoul 2019」への公演団派遣(日本祭り開催支援事業)

今年で15周年となる「日韓交流おまつり」に、伊丹市立伊丹高校吹奏楽部「ICHI☆ITA JAZZ Ensemble」

(兵庫県) および西馬音内 (にしもない) 盆踊り (秋田県) の 2 グループを派遣。高校ジャズビッグバンドとして数々の受賞歴を持つ伊丹高校吹奏楽部は、開会式においてソウル実用音楽高校との合同ジャズ演奏、および単独での公演を行ったほか、ソウル市内のソウル実用音楽高校および木洞高校を訪問し、合同演奏や日本語を学ぶ生徒との交流も実施した。一方、阿波踊り、郡上おどりと並び日本三大盆踊りに数えられる西馬音内盆踊りは、総勢 40 名の踊り手・囃子方によるステージでの迫力ある踊りを披露するとともに、盆踊りや寄席太鼓、しおり人形などを体験するブースを設置。これらのパフォーマンス等に、のべ 1 万人余の聴衆・来場者が参加した。日韓関係が厳しい状況に直面した中でも、実行委員会や関係諸機関等との緊密な協議をかさね、安全管理上をはじめ細心の注意を払いつつ準備を進め、結果として一部関連事業の中止はあったものの大きな問題なく実施に至り、市民レベルでの交流の貴重な絆を印象付けた。特に音楽を通じた日韓高校生同士の交流は活発で、出会った瞬間から打ち解けあい、積極的に会話を重ね、別れ際には涙ぐむ若者も見られるなど、心温まる交流が実現し、そこで生まれた友情は事業終了後も育まれ続けている。こうした時期に未来の交流を担うべき両国の高校生たちが自然体で向き合う機会を提供できた意味は特に大きく、事業の実現を NHK 全国放送や地元紙・神戸新聞も大きく報じた。

イ. 石見神楽英国公演 (日本祭り開催支援事業)

「日英文化年間 2019-2020」の一環として、英国における日本文化年間にあわせ石見神楽の大都神楽団を英国へ派遣。ロンドン中心部のトラファルガー広場を特設会場とするロンドン・ジャパン祭りでのハイライトとなる公演のほか、大英博物館およびウェールズ地方のカーディフ国立博物館において公演と英国人日本研究者によるレクチャーを実施した。博物館での公演事業は小中高生や家族連れ、学生などを多く含む来場者に対し、神楽を含め日本の民俗芸能の概観についてのレクチャーをあわせて提供することで、より深い理解と関心の喚起につながった。

ウ. ケルン日本文化会館開館 50 周年記念 ドイツ・スイス能楽公演

ケルン日本文化会館の開館 50 周年を記念する主要大型事業として、梅若研能会をドイツおよびスイスに派遣し、ケルン、ベルリン、チューリヒ、バーゼルの 4 都市で能楽公演を実施し、5 回の公演で約 5 千人の観客を得た。ベルリン公演は例年 4 万人以上を動員するベルリン音楽祭の公式プログラムとして、格式あるベルリン・フィルハーモニー大ホールにおける初の本格的能楽公演となり、多数の芸術関係者や政界人等が来場し、またメディアや一般の高い注目を集めた。

(3) 展覧会の実施又は支援

企画展事業 1 件を実施したほか、18 か国における日本の美術・文化を紹介する展覧会等 33 件に対して助成を行った。また 46 か国・地域に巡回展 17 セットを巡回し、1 件の国際展に参加した。加えて、欧米 2 か国 4 都市の 4 美術館に対して基盤整備のための支援を行った。

ア. 第 58 回ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展参加 (国際展)

100 年以上の歴史を持ち世界が注目するヴェネチア・ビエンナーレは、各参加国がしのぎを削る「美術のオリンピック」と称され、国際美術展と国際建築展が隔年交代で開催される。国際交流基金は両展の日本館における展示を継続的に主催しており、2019 年の国際美術展では、服部浩之 (秋田公立美術大学大学院准教授) の企画で、美術家、作曲家、人類学者、建築家の 4 名から成るチームによる「Cosmo-Eggs | 宇宙の卵」展を実施した。日本館は毎回、世界中から集う観客から人気を集めるパヴィリオンの一つにノミネートされるが、今回も来場者は 35 万 1 千人余を数え、好評を博した。国内外での報道も 51 件に上った。本ビエンナーレは毎回、内覧会の 3 日間だけで世界各地から 7,000 人以上の美術記者が集う、もっとも注目度の高い唯一無二の国際展であり、世界へ向けて日本美術の情報

を効果的に発信する上で、欠かせない場となっている。

イ. Relay to Tokyo: アテネにおける2つの日本美術展（企画展）

東京オリンピック・パラリンピック2020に先駆け、アテネにおいて行なわれる聖火引継ぎ式のタイミングにあわせ、2つの日本美術展（北大路魯山人展、東京をテーマとする現代美術展）をアテネ国立ビザンチン・クリスチャン美術館で開催すべく関係各方面と入念な準備を進めた。新国立競技場を設計した隈研吾氏の新作も含め、東京とアテネをつなぐ内容となり、また、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会との連携のもと、世界の耳目が集まる聖火引継ぎ式へ参加する日本・ギリシャの要人が集うレセプション会場としても予定されるなど、五輪の事前広報にも資する事業であったが、開幕直前の新型コロナウイルスの感染拡大により、展覧会はいったん中止となった。

ウ. 巡回展

広く全世界に向けた継続的な事業展開として、陶芸・工芸・日本人形など日本の伝統美を紹介する展覧会から、現代美術・写真・建築・デザインなど現代の日本を伝える展覧会まで、多岐にわたる17セットの巡回展を世界46か国・地域の75都市で開催し、合計約31万人の来場者を記録した。来場した観客からのアンケートにおいては全回答者の93%から「有意義」以上の評価を得ている。なお、巡回展事業を今後更に充実させるため、巡回・展示しやすく、世界各国の多様なニーズに応えられる新規セットとして、「新人形」展、「妖怪」展、「日本の贈り物」展の3セットの追加制作を行った。

エ. 美術館基盤整備支援

前年度に引き続き、米国の美術館3館及び英国の美術館1館の計4館に対し、各館が保有する日本美術コレクションの有効活用ほか、日本美術紹介に必要な基盤を整えることを目的として、スタッフの拡充強化等について支援を行った。本プログラムにおいて新たに雇用された各美術館のアシスタント・キュレーターらの活躍により、各館における日本美術展示もより活性化している。米国のフリーア美術館では、本プログラムで雇用されたアシスタント・キュレーターが、長らく収蔵庫に眠ったままになっていた屏風を「発見」し、修復して展示するなど、これまで手が回っていなかった学芸業務に意欲的に取り組み、2019年には年間入場者33万人を超えた同館の活動の幅を確実に広げている。また2019年に東アジアギャラリーをオープンさせた英国のスコットランド国立博物館は、当該アシスタント・キュレーターらが中心となって350点の日本美術品の展示公開を行なったほか、総数12,000点にのぼる日本美術コレクションの一般からのアクセス増を期して、デジタル化、オンライン化を積極的に進めている。

（4）日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

8か国で開催された国際図書展8件に日本ブースを出展した。合計17万人近い来場者が日本ブースを訪問し、アンケート回答者の91%から「有意義」以上の評価を得た。必ずしも日本への関心が高くない人々も多数集まる国際図書展の集客力を活かし、図書ブース出展にとどまらず、折り紙ワークショップ、書道デモンストレーション等日本文化に気軽に触れる機会も提供した。

また、人文・社会科学分野の日本の書籍を翻訳出版する海外の出版社に対する助成事業を令和元年度も継続。14か国で18件の助成を行い、全助成対象書籍の発行部数は総計4万部を超えた。一例として村田紗耶香著『コンビニ人間』は、平成30年度に英訳・出版を助成し、英語圏を中心に世界で大きな話題を呼んだ後、様々な国から翻訳の希望が相次ぎ、令和元年度にはノルウェー語訳・出版を助成している。優れた文学を通じて、今まであまり知られていなかった現代日本社会・文化の一面を、ノルウェー一国のみならず北欧諸国に伝える良質な企画と、研究者らから高い評価を受けた。

(5) 人物交流、情報発信等の実施又は支援

文化・芸術分野の国際的な人的ネットワーク構築と人材育成の促進のため、7件の専門家等交流事業を実施した。専門家の交流では、平成30年度に引き続き、公益財団法人石橋財団の寄付金を受けて「石橋財団・国際交流基金現代美術キュレーター等交流事業」を実施。米国、およびドイツ・オーストリアの2グループとして若手の現代美術専門のキュレーター計12人を約10日間日本に招へい。国内の美術館、ギャラリー、作家スタジオ等訪問、また日本の作家、キュレーター、コレクター等との意見交換など、ネットワーク構築の機会を提供した。同様の専門家同士の交流事業を舞台芸術分野においても実施し、米国とカナダから計5人の舞台芸術専門家を招へいした。被招へい者たちは日本滞在中、様々な日本の舞台芸術作品を集中的に鑑賞するとともに、国内の演劇祭やダンス・フェスティバル、また劇場などの文化施設を訪問して情報収集とネットワーク形成を行った。

加えて、令和元年度からの新規事業として、海外で日本美術に関わる人材の育成および日本美術の研究・紹介促進を目的とし、海外の学芸員・研究者等に最長2か月間の訪日調査研究等の機会を提供する「石橋財団・国際交流基金日本美術リサーチ・フェローシップ」を、石橋財団との共催により開始。初年度は、出版や発表、展覧会の開催等を通して成果の社会への還元が期待できる17名を採用とした。

このほか前年度のジャポニスム2018で培われた日仏の文化芸術交流のレガシーを継承発展させる事業を開始した。うち、ジャポニスム2018における「高校生ニッポン文化大使」事業および「第3回全仏高校生日本語プレゼンテーション発表会」での日仏高校生交流のフォローアップとして、同事業に参加したフランスの高校5校の生徒及び教師計19人を2グループに編成し招へい。日本の高校への体験入学やホームステイのほか、関心のある日本文化のテーマに沿った視察や発表等を、それぞれ10日間の日程で実施した。(うち1グループは新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、日程途中で帰国。)事業後には、参加したフランス側および受け入れた日本側、いずれの高校生たちも、「同世代同士の意見交換や腹を割った交流に強い刺激を受けた」、「今後長く日仏交流に携わりたい」と述べた。

また、3件の情報発信事業により、世界に向けて日本の文化芸術分野に関する情報提供を行った。日本の舞台芸術情報を海外に発信し、舞台芸術分野の国際交流を促進することを目的としたウェブサイト「パフォーミング・アーツ・ネットワーク・ジャパン」を運営し、アーティストインタビュー等で構成される新規記事を年間10号発行した。伝統芸能から現代演劇、コンテンポラリーダンスまで様々なジャンルの日本の舞台芸術を紹介し、95万7千余のアクセスがあった。

(6) 海外日本映画上映会の実施及び支援

映像分野では、基金が保有するフィルムライブラリー所蔵作品及びブルーレイ等のデジタル素材を有効活用し、70か国・地域で「日本映画上映会主催事業」を実施した。合計約17万8千人の観客に日本の歴史・文化・社会の諸相を鮮明に伝え、アンケート回答者の約93%から「有意義」以上の評価を得た。

特に、インドでは、2019年9月から2020年2月にかけて主要7都市において新作・秀作を中心とした30作品を上映する大規模日本映画祭を実施し、3万6千人余りを動員した。ニューデリーでのオープニング(2019年9月27日実施)では、日本で同年7月下旬に公開されたばかりの新作アニメ映画『天気の子』を、新海誠監督登壇のもとでプレミア上映。現地の新海監督ファンによる熱烈な歓迎ぶりは、The Times of Indiaなど現地の主要メディアで大きく取り上げられ、日本国内でもNHKニュース「おはよう日本」、「国際報道」等で報道された。なお、同作はプレミア上映の後、日本のオリジナルアニメ映画としては初めてインド全国39都市の劇場で商業上映されるに至った。インドの映画市場は自国映画による独占状態であり、他国映画の劇場公開のハードルが高いが、『天気の子』商業上

映の実現に際しては、国際交流基金が2017年の日印友好交流年を契機として、継続的に日本映画祭を開催することで、現地の日本映画ファン層を顕在化したことが後押しとなった。

ロシアでは、2018年の「ロシアにおける日本年」を経て、将来的な日露交流の深化に繋げるべく、前年から開催都市を拡大して10都市において新作を中心とした日本映画祭を実施し、24作品を上映、17,778人を動員した。作品上映に加えて日本からプロデューサーや監督を派遣し、現地でアニメーションを学ぶ学生を対象としたワークショップを行う等、交流の機会を創出した。また、ロシアでは新作だけでなく日本のクラシック映画に対しても高い関心が寄せられていることから、モスクワとサンクトペテルブルクでは、山田洋次監督の特集上映を実施し、2,062人を動員、日本映画祭とあわせて計約2万人のファンが日本映画を楽しんだ。

中国では、2017年「日中国交正常化45周年」、2018年「日中平和友好条約締結40周年」に実施した事業の成果を踏まえて、映画の相互交流の促進を図り、かつ、中国における日本映画の上映機会を更に確保するために、8都市において日本映画を上映し、合計6,759人が来場した。

その他、基金のフィルムライブラリー等からの上映素材提供により、全世界の在外公館等が開催する日本映画上映会への支援を実施した。

加えて、2019年8月の横浜における第7回アフリカ開発会議（TICAD 7）に際し、ユネスコ、外務省との共催により、日本アフリカの映画関係者による、アフリカの映画人材育成をテーマとしたシンポジウム及びアフリカ映画上映を横浜で開催。併せて、8月27日～30日の4日間、シンポジウムに登壇するアフリカ映画の関係者4名を日本へ招へいし、日本の映画関係者との交流を図った。

（7）放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

平成26年度補正予算、平成27年度補正予算、平成29年度補正予算（第1号）および平成30年度補正予算（第2号）により追加的に措置された「放送コンテンツ等海外展開支援事業」により、南アジア、大洋州島嶼部、中南米、東欧、中東、アフリカ等の海外テレビ局に対し提供した日本のテレビ番組について、今次中期目標期間においてこれまでに100か国・地域を超える広域において、のべ1,900番組以上が放送されているが、そのうち令和元年度は、84か国・地域にてのべ722番組が放送された。多種多様な番組が放送されることにより、各国一般市民の対日理解の増進を図ることができた。

海外テレビ局に対するアンケートでは、本事業について98%以上のアンケート回答テレビ局から「有意義」以上の評価を得た。また、84%以上のアンケート回答テレビ局から、対日関心喚起、日本理解促進が増したとの評価を得た。なお、事業実施における異なる国・地域を代表して、ネパール、ロシア、メキシコの3か国を対象に、事業効果測定等を目的とする調査を開始した。

インターネット同時配信等に対する要望も増えてきているところ、こうしたコンテンツ視聴形態の多様化への対応が日本ファンの更なる獲得に欠かせないものであることから、海外テレビ局からの要望を踏まえ、国内コンテンツホルダーからの許諾が得られる限り、番組放送とインターネット配信の複合的な実施にも対応した。

加えて、これまで商業ベースで日本のコンテンツが放送されにくかった本事業対象国・地域への番組提供から放送実現までのプロセスを通じて得られた、海外での放送反響、番組購入への関心や、番組放送に関わる商習慣、各放送局の特徴等、今後の日本の放送コンテンツ市場の開拓に有益な情報を日本のコンテンツホルダーに還元し、将来的な商業的海外展開への基盤整備の一助とした。

また、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金を用いて行う事業については、提供候補番組選定のプロセスを開始した。

（8）日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年・市民交流の実現を目的として、以

下の事業を実施した。

ア. 中国高校生長期招へい事業

日本語を学習している中国高校生に約11か月間、日本の高校に在籍し、日本の高校生やホストファミリー等市民と交流する機会を提供することを通じて、日本理解の増進を図ることを目的としているが、令和元年度は、13期生26人（継続）及び14期生26人（新規）を招へいした。生徒たちは日本各地でホームステイや寮生活をしながら高校生活を送り、日本社会や文化への理解を深め、第13期生の100%が本事業を有意義であったと回答した。同時に、高校のクラスメート・学校関係者・ホストファミリー等にも中国理解の貴重な機会となっており、受け入れ校及びホストファミリーの85%が本事業を「非常に有意義」または「有意義」と回答している。

湖北省出身の第14期生が留学している長崎市の活水中学・高校では、2020年2月に中国において新型コロナウイルス感染症が拡大したことを受けて、同校の生徒会が中心となって全校に募金やマスクの提供を呼びかけ、集まったマスク約300枚を湖北省黄冈市外国語学院に送付した。国内でも報道され、草の根交流による信頼関係構築を示す好例となった。

また本事業を高く評価する在京中国大使館教育処との共催により、長年生徒の受け入れに協力してきた学校の校長を対象に短期訪中事業を実施した。これは中国側が大半の経費を負担し招へいするので、令和元年度は17人の校長・副校長が上海・蘇州を訪問し、中国の高校教育現場を視察し、かつて受け入れた生徒との再会を喜んだ。

本事業ではこれまでに416人のプログラム卒業生を輩出して来たが、進学・就職等のために再度、長期来日する者も多く、その数は計216人（2020年4月現在）と卒業生の5割を超える。社会人となった者については、多くが日本の大手企業等（メーカー、金融、運輸、監査法人、広告等）に就職し、貴重な日本語人材として活躍している他、中国の政府機関（外交部、国営テレビ局、国有銀行等）や日中友好協会等交流団体へ就職した者も含まれるなど、各方面で日中関係の懸け橋として活躍中である。

2019年4月にはフォローアップのため、関東圏にいる卒業生を対象とした卒業生交流会を実施した。卒業生は、中国各地の「ふれあいの場」の交流活動に積極的に協力したり、後輩にあたる来日中の生徒にアドバイスをしたり、自ら日中学生交流活動を企画・実施する等、その多くが進学・就職後も日本との交流を継続している。

イ. 中国各地に設置した「ふれあいの場」の運営

中国の地方都市において、中国国内機関と共同で「ふれあいの場」を設置し、日本の最新コンテンツの閲覧・視聴を通じ、今の日本を体感できる場を提供している。新規設置を希望する声に応え、内モンゴル自治区の内蒙大に新設を行い、令和元年度中は計18か所で事業を行った。

運営面では実務担当者を対象にした研修を11月に貴陽で実施し、各所の横連携を図った。また、平成30年度に引き続き、ボランティアで運営に携わる学生の代表1人ずつ（計17名）を日本に招へいして訪日研修を実施した。「ふれあいの場」の諸活動や大学の日本語授業をサポートする人材を配置する「ふれあいパートナーズ」事業では、第3期2人を貴陽と南昌に継続配置した。また、日本の大学生グループを公募で選抜し、約1週間中国「ふれあいの場」に派遣したうえで、現地大学生と共に日本文化や日本語を紹介する事業を1件（6名）実施した。更に、「ふれあいの場」2か所で実施した「日本企業文化紹介セミナー」（12月）では、JETROとの連携の一環として武漢事務所職員と高校生長期招へいのOGが講師として戦後日本経済の隆盛をテーマに講演するなど、年間を通じて様々な日中交流イベントを開催し、日中間の特に若い世代の相互理解を促進した。

なお、令和2年1月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が著しく、感染防止のため全てのふれあいの場が活動休止となった他、「ふれあいパートナーズ」短期派遣1名（フフホト）も派遣延期となった。

ウ. 交流ネットワークの促進

日中の大学生が企業訪問や対話を通じて相互理解を深める合宿型交流事業「リードアジア」を日中学生交流連盟との共催で実施した。ビジネス・インターン・就職等の要素を取り入れて、幅広い学生の関心を引き付け、令和元年度は45人の日中の大学生が参加した。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、予定していた公益財団法人かめのり財団との共催事業「日本高校生グループ短期訪中事業」（17名予定）を中止した他、新規に実施を計画していた1か月の高校生訪中事業も中止とした。

(9) 在外事業

23か所の海外事務所において、その施設やネットワーク等を活用して、現地ニーズに機動的に対応し、合計815件の在外事業（文化芸術交流分野）を実施。総計100万人以上の来場者を得た。各国において公演、展示、映画上映、講演、ワークショップなど様々な事業を実施し、アンケート回答者の94%から「有意義」以上の評価を得た。

周年事業等の時宜や、現地における大規模イベント等のモメンタムを生かし、現地の関心に訴求することで、とりわけ大きな事業効果を収めた事例も少なくなく、たとえば、日ペルー交流年および日パラグアイ外交関係樹立100周年を記念した在米箏演奏家による2か国巡回公演、隔年の映像関連見本市「photokina」と時期をあわせ、2か月半の期間中ケルン日本文化会館に7,500名以上の来場者があった「日本木造建築写真展」、「日露地域・姉妹都市交流年2020-2021」記念事業として、日本関連事業の実施機会の少ない地方5都市を含め6都市を巡回し、交流年の初頭を飾った「HIDE×HIDE ロシア巡回コンサート」、メキシコのカーニバルにあわせた各地での10公演を通じて20万人近くの参加を得た阿波踊り「寶船」公演などがあげられる。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

ア. 引き続きより適切なPDCA サイクルやアウトプット・アウトカム指標の確立に努めるとともに、「ジャポニスム2018」のような複合型・シリーズ型の大規模事業については、個々の事業の評価のみならず、事業全体の評価方法についても検討することが期待される。

イ. 「ジャポニスム2018」を通じて培われたノウハウやネットワークを最大限活用することにより、米国における「Japan 2019」を着実かつ成功裏に実施し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成に寄与することが期待される。

ウ. 「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、各補正予算の趣旨も踏まえつつ適切な事業効果を追求するとともに、将来的な商業的海外展開への基盤整備に貢献することが重要。また、平成30年度補正予算により追加的に措置された運営費交付金の一部については、迅速かつ着実な番組放送を実現すべく、より一層の工夫・取組が期待される。

<前年度評価結果反映状況>

ア. 複合型・シリーズ型の大規模事業を将来的に実施する場合は、アジアセンター事業や「ジャポニスム2018」、「Japan 2019」等の実績をふまえた上で、総体的な評価方法の事前の設定を検討する。

イ. 「Japan 2019」においては、「ジャポニスム2018」においても大きな役割を担い欧州で高く評価された複数のアーティストを起用したほか、「ジャポニスム2018」のみならず基金の過去の長年に亘る事業で培ってきたネットワークや育成した人材を随所に活用し、一方的なショーケ

ースにとどまらない現地との共同企画などの緊密な協働を通じ、専門家から非常に高い評価を受け、大きく注目される成果を挙げた。

- ウ. 「放送コンテンツ等海外展開支援事業」に関し、海外テレビ局に対しては積極的に日本のコンテンツホルダーにつながるよう働きかけるとともに、日本のコンテンツホルダーに対しても、日々のやりとり及び関係省庁共催にて全国各地で実施する「コンテンツの海外展開セミナー」の場を活用して、①現地におけるニーズ把握の足がかりとなる放送番組実績等の提供、②将来的な市場進出に必要な不可欠な放送条件等の提供、③海外テレビ局の番組購入への関心等の提供を行っている。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠:

【量的成果の根拠】

3つの定量指標のうち、【指標 1-2】、【指標 1-3】、【指標 1-4】について目標値の120%以上を達成した。

【質的成果の根拠】

- ・定性指標【指標 1-1】については、関連指標「来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を図る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合」が87%に達したことに加え、以下に示すように、重要国における外交上重要な機会への対応と広く全世界に向けた事業展開を効果的に組み合わせて成果を上げたことから、目標を達成していると認められる。

ア. 重要国における外交上重要な機会への対応

米国での「Japan 2019」では、前年のフランスにおける「ジャポニスム 2018」にて事務局を務め、公式企画 87 件を 1 か年弱の期間にわたり運営するという、国際交流基金にとって未曾有とも言える経験のさなかにあつて、同時並行での準備作業を進め、「ジャポニスム 2018」で培われた協力関係はもとより、国際交流基金がその創設以来長期的に取り組んできた人材育成、国内外の重要な文化芸術機関等との信頼・協力関係を最大限に活かした企画の実現に至った。その結果、文化芸術の受容のあり方が「ジャポニスム 2018」の舞台であった欧州とはまた異なる米国において、美術展、公演事業のいずれの公式企画でもきわめて高い芸術的評価を受け、また直接的な裨益者のみでも公式企画 43 万 5 千人、全体 129 万人の広がり確保した。

とりわけ、「『源氏物語』展」、「日本美術に見る動物の姿」展、「アンティゴネ」公演、「杉本文楽會根崎心中」は、厳しい鑑識眼を持つ文化人・芸術家を多数含む来場者に日本の文化芸術の存在感を直接アピールする絶好の機会となり、それら高感度のオーディエンスがどのように受け止めたかは、世界的メディアである複数の米国一流紙・誌によるきわめて高い評価からもうかがい知れる。米国の一流メディアや専門家による高評価は世界での評価に繋がり、また、日本国内でも主要メディア等において、これら事業が米国において実施される意義を取り上げた。

また、韓国での日本祭り事業、およびインドにおける大規模日本映画祭の開催は、次のような成果を上げて、一般市民への働きかけの強化に寄与した。「日韓交流おまつり in Seoul 2019」に関しては、日韓関係が厳しい状況に直面した中でも公演団派遣および演奏を通じた高校生の交流を無事に実施し、アンケート回答者の 92%が対日理解・関心の向上に肯定的な回答を寄せ、交流の絆を再確認する貴重な機会となった。映画産業が盛んなインドにおいては、2017 年の日印友好交流年以來、継続的に実施している日本映画祭を主要 7 都市に規模を拡大して実施。3 万 6 千人余の動員数

を得て、現地に少なからぬ規模の日本映画ファン層が存在することを明らかにした。とりわけ映画祭のオープニングとして行った『天気の子』プレミア上映での現地ファンによる熱烈な歓迎ぶりは、The Times of India など現地の主要メディアで大きく取り上げられ、インドにおける日本映画の認知度向上に大きく貢献した。

加えて、「TICAD 7 LIVE HEART FOR AFRICA」への参画、およびアフリカの映画人材育成に向けたシンポジウムの開催を通じ、TICAD 7 という外交上極めて重要な機会に、その広報とアフリカへの支援・協働に向けた国内の機運醸成に協力した。

なお、年度終盤には、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、アテネでの東京オリンピック・パラリンピック 2020 聖火引き継ぎ式にあわせた 2 件の日本美術展、ワシントン D.C. での全米桜祭り (2020) へのアーティスト派遣など事業の延期・中止が相次いだ。派遣取りやめの代替策として全米桜祭りに出演予定だった人気ミュージシャンが桜の下で歌う姿を動画配信したところ、世界各地から 35 万 8 千以上の視聴を集めた。

イ. 広く全世界に向けた事業展開

放送コンテンツ等海外展開支援事業においては、放送素材提供後も在外公館や国際交流基金海外事務所と連携を密にし、海外テレビ局に対して放送実現にむけての支援を継続することで、84 か国・地域においてのべ 722 の多種多様な番組が放送された。海外テレビ局から、「想定以上の視聴者数が得られた」、「放送番組の幅を広げることができた」、「若い世代の視聴ニーズに応えることができた」といった反響が寄せられ、これまで放送される機会が少なかった日本のコンテンツの魅力が海外テレビ局に認知された。

商習慣や言語等の違いから民間企業の進出が必ずしも容易ではない地域に対し、国際交流基金海外事務所および在外公館のネットワークを駆使し番組を提供し、得られた反響を日本のコンテンツホルダーに還元。以前より関心があったものの、なかなか進出が難しかった国・地域に対し、本事業を通じて番組を提供し、現地の反応を得られることについて、感謝や今後の展開についての意欲的な声が寄せられており、本事業が日本のコンテンツホルダーの海外展開への関心を喚起し、先行マーケティングとして機能しつつあると認められる。

令和元年度において、ザンビアの民営テレビ局が海外ニュースチャンネルの一つとして NHK World の導入を決定した。導入決定の理由として、本事業により、多くの日本番組の提供を受け放送してきた結果、同国の視聴者が日本のテレビ番組に強く興味を持ったことが挙げられている。

巡回展事業においては、陶芸・工芸・日本人形など日本の伝統美を紹介する展覧会から、現代美術・写真・建築・デザインなど現代の日本を伝える展覧会まで多岐にわたる 17 セットの巡回展を世界 46 か国・地域、75 都市にて開催し、約 31 万人の来場者を得た。対象国は中南米 12 か国、中東・アフリカ地域の 9 か国など、地理的に遠く、日本文化に触れる機会が限られる地域も多く含み、アンケート回答者の 92% が日本文化の理解向上につながったと回答した。

- ・定性指標【指標 1-5】については、中国高校生長期招へい事業の 13 期生、14 期生の受入事業が着実に実施され、関連指標「中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受け入れ校アンケートの 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合」が 92% に達したことに加え、在京中国大使館教育処との共催により、中国の高校生を長年受け入れてきた受入れ校の校長を対象とする短期訪中事業を実施した。日中双方の相互理解のさらなる進展が図られたことから、目標を達成していると認められる。

以上の成果をふまえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

- ア. 前年にジャポニスム事務局を担うことで培われた知見、ノウハウ、ネットワークの蓄積、維持拡充と共有、今後の他の文化芸術交流事業への活用を最重要課題と位置づけ、「ジャポニスム2018」の成果であるネットワークを途切れさせることなく一層強化して、次なる優れた文化事業の企画立案に繋げるため、文化芸術交流担当部署のチーム編成を地域別から分野別に変更する組織改編を行った。同時に、ジャンルを超えて地域的観点も考え合わせながら事業を俯瞰し、取りまとめる担当チームも併設することにより、職員の育成と情報・経験の適切な蓄積による部内専門性の一層の向上を目指している。
- イ. 広く全世界に向けた事業展開をより一層推進するため、日本文化紹介事業をもっと行いたいが高難度が高くて実施できないとの現地機関からの声を踏まえ、専門的な知識や経験がなくても実現でき、また開催場所を選ばない等実施条件の比較的緩い展示セットを新規で3件追加制作。加えて、英語以外の外国語による説明資料を充実させた。
- ウ. 放送コンテンツ等海外展開支援事業については、在外公館との連携のもと、海外テレビ局への番組提供に関する合意書締結後も、海外テレビ局とのコミュニケーションを緊密にし、放送実現にむけての支援及び現地での放送反響のフォローを適切に行うことに努めている。
- エ. 日中交流センター事業では、低金利による運用益減少に対応するべく、本事業への理解者・協力者を増やし、外部資金の導入や外部との連携を引き続き強化した。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠:

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

一部事業の実施が翌年度以降となったため等

独立行政法人国際交流基金 令和元年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 2	海外における日本語教育・学習基盤の整備
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 将来にわたり各国・地域において日本語教育が自立的・継続的に行われる基盤整備を行う事業であり、諸外国の教育省や日本語教育中核機関と連携して日本語普及を行うことができる機関は基金の他になく、かつ、その中長期的効果は大きい。ため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(ア) 海外の日本語教育環境の整備関連の指標								
【指標2-1】日本語教育機関支援（助成）の実施国数	計画値	年間 81 以上 か 国 以 上	81 か 国	81 か 国	81 か 国	81 か 国		
	実績値			89 か 国	93 か 国	82 か 国		
	達成度			110%	115%	101%		
【指標2-2】日本語教育機関支援（助成）の件数	計画値	年 間 226 件 以 上	226 件	226 件	226 件	226 件		
	実績値			568 件	547 件	569 件		
	達成度			251%	242%	252%		
【指標2-3】基金海外事務所の主催／助成事業件数	計画値	年間主 催 202 件／助 成 336 件以上	主 催 202 件 ／助成 336 件	主 催 202 件 ／助成 336 件	主 催 202 件 ／助成 336 件	主 催 202 件 ／助成 336 件		
	実績値			主 催 230 件 ／助成 383 件	主 催 230 件 ／助成 369 件	主 催 256 件 ／助成 416 件		

	達成度			主 催 114%/ 助 成 114%	主 催 114%/ 助 成 110%	主 催 127%/ 助 成 124%		
【指標 2-4】日 本語教師研修の 参加者数	計画値	年 間 11,311 人以上	11,311 人	11,311 人	11,311 人	11,311 人		
	実績値			12,021 人	12,315 人	13,653 人		
	達成度			106%	109%	121%		
海外事務所主催 事業参加者数			100,869 人	103,419 人	101,145 人	115,462 人		
日本語学習者数 (海外日本語教 育機関調査)			2015 年 調査結 果速報 値 3,651,7 15 人	2015 年 調査結 果 3,655,0 24 人	2015 年 調査結 果 3,655,0 24 人	2018 年 調査結 果 3,851,7 74 人		
さくらネットワ ークメンバー数 /国数			284 団 体 / 91 か国	288 団 体 / 92 か国	292 団 体 / 93 か国	292 団 体 / 93 か国		
日本語専門家派 遣ポスト数			平成 24 ~27 年 度の実 績平均 値 143 ポスト	140 ポ スト	136 ポ スト	145 ポ スト		
看護師・介護福祉 士候補者日本語 予備教育の参加 者数			平成 24 ~27 年 度の実 績平均 値 864 人	1,295 人	1,303 人	1,319 人		
事業参加者・助成 対象機関・専門家 派遣先等アンケ ート「有意義度」 項目の 5 段階評 価で上位 2 つの 評価を得る割合				99%	99%	100%		
研修事業参加者 アンケート「日本 語教授法への理				99%	100%	100%		

解向上」「学習意欲向上」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合									
(イ) 海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標									
【指標2-5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数	計画値	年間 24,190, 680件	24,190, 680件	24,190, 680件	24,190, 680件	24,190, 680件			
	実績値	680件以上		29,468, 235件	31,820, 651件	39,092, 372件			
	達成度			122%	132%	162%			
【指標2-6】日本語教材「まるごと」使用国/販売部数	計画値	中期目標期間	49か国 /	50,000部	50,000部	50,000部			
	実績値	中52か国 /	33,195部	53か国 /	55か国 /	56か国 /			
	達成度	200,000部以上		66,859部	70,963部	86,138部			
【指標2-7】日本語能力評価のための試験実施国/都市数	計画値	年間65か国 211都市以上	年間65か国 211都市	82か国 242都市	85か国 249都市	86か国 256都市			
	実績値			80か国 239都市	85か国 249都市	86か国 260都市			
	達成度			国数100%/ 都市数100%* (中期目標に対しては国数123%/ 都市数113%)	国数100%/ 都市数100% (中期目標に対しては国数131%/ 都市数118%)	国数100%/ 都市数102% (中期目標に対しては国数132%/ 都市数123%)			
【指標2-8】eラーニングの登録者数	計画値	中期目標期間	6,141人	12,000人	37,000人	75,000人			
	実績値	中20,000	(2016年12月)	22,502人(2018)	62,474人	141,681人			

* 治安情勢の悪化等、真にやむをえない事情により実施が不可能となった3都市は除外。

		人以上	末時点)	年 3 月 末 時 点 の 累 計 登 録 者 数 33,031 人)				
	達成度			188%	169%	189%		
日本語能力評価 のための試験収 支バランス				受験料 収 入 1,032,1 89 千 円、支出 807,321 千円	受験料 収 入 1,122,2 44 千 円、支出 759,371 千円	受験料 収 入 1,286,2 84 千 円、支出 844,600 千円*		
日本語能力評価 のための試験海 外受験者数			平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 452,056 人	580,704 人	644,144 人	日本語 能力試 験 729,450 人/ 国際交 流基金 日本語 基礎テ スト 7,971 人		

<目標水準の考え方>

○以下の指標については、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。

- ・日本語教育機関支援（助成）の実施国数
- ・日本語教育機関支援（助成）の件数
- ・基金海外事務所の主催／助成事業件数
- ・日本語教師研修の参加者数
- ・日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数
- ・日本語能力評価のための試験実施国／都市数

○平成 25 年度より販売開始された日本語教材「まるごと」については、平成 25 年度～27 年度の実績平均を上回る数値目標とする。

○平成 28 年度より開始された e ラーニングについては、平成 28 年 12 月末時点の登録者数を上回る数値目標とする。

* 日本語能力試験の収支バランス

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

○各国・地域の教育制度の変更などに影響を受ける可能性がある。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	5,747,734	7,437,841	7,355,257		
決算額（千円）	5,202,715	5,182,794	5,827,050		
経常費用（千円）	5,270,430	5,262,243	5,918,795		
経常利益（千円）	224,063	316,891	555,979		
行政コスト（千円）※	4,196,142	4,368,698	6,064,606		
従事人員数	47	50	58		

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要である。また、日本語教育の普及は、海外において日本語能力を有する有為な人材の持続的な輩出にも資する。そのため、海外における日本語学習基盤の充実に向け、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備事業を中心に実施する。事業実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的実施に努める。

(ア) 海外の日本語教育環境の整備

海外において、質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、日本語専門家を基金海外事務所や海外の日本語教育中核機関等に派遣し、各国・地域の主要な日本語教育機関に対して教育カリキュラムや教材に関する指導・助言等を行うとともに、各機関が日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連イベントの開催に必要な経費等の一部を助成する。また、海外における日本語教師の技能向上を図るため、各国・地域の教師に対する研修事業を行いつつ、教育機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有や相互協力を促す。更に、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を後押しするため、必要に応じ、在外公館と連携しつつ、学習奨励事業を活用した教育機関や行政機関等への働きかけを行う。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した「JF 日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラムや教材の利用を促し、海外における日本語教育の充実に努める。

また、日本語を母語としない学習者が、総合的な言語知識・運用能力や、生活・就労の場面におけるコミュニケーション能力など、多様な目的に応じて必要とする日本語能力を適切に測定・評価するための手段として、各国・地域で利用される日本語能力評価のための試験について、政策的要請も踏まえつつ、引き続き効果的・効率的に実施し、収支の安定と受験者数の増加を図る。

更に、各国・地域の日本語教育及び学習環境に即した事業を適切に行うため、また、日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育事情・学習調査を行い、情報を広く提供する。

【中期計画】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的な実施に努める。

なお、平成30年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金については、「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」（以下、「新たな外国人材の受入れ」とする）を踏まえて措置されたことを受け、出入国管理及び難民認定法（平成30年法律第102号）の定める特定技能1号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発及び実施と、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために必要な海外における日本語学習基盤の整備のために活用する。

また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業及び海外日本語教育事業に活用する。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

・EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になる。また「新たな外国人材の受入れ」における政策的要請にも応える必要がある。これらを踏まえ、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。

・日本語能力評価のための試験の実施

海外の日本語学習環境の整備のため、日本語学習者の日本語能力を総合的に測定し認定する日本語能力試験を実施する。また、「新たな外国人材の受入れ」において、来日後の生活・就労に必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測ることに利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）を開発・実施する。併せて、これらの試験内容を踏まえた学習カリキュラムの提供等を進める。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・eラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 eラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指す。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 各国・地域の状況等を反映した適切な方針により、事業の効果的・効率的実施に努め、内容や実施の規模について毎年度見直しを行う一方、教師育成や教育カリキュラム・教材作成等においては中期的な関与が必要となるため、これらの事業の安定性・継続性に配慮する。
- b. 日本語能力試験の実施に当たっては、収支を安定させるため、①受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、②現地収支剰余金の基金への還元促進、③適切な受益者負担の観点からの現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定を行う。また、受験者数については前年度の実績等を踏まえて毎年度目標値を設定し、広報の強化等により受験者数の増加を図る。
- c. 国際交流基金日本語基礎テストの実施に当たっては、収入の拡大を図るため、必要な範囲において受験者の増加に向けた広報の強化及び試験の普及等に取り組む。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。
- e. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据え

る。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を作成し、事業の効果的・効率的な実施に努める。

なお、平成30年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金については、「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」（以下、「新たな外国人材の受入れ」とする）を踏まえて措置されたことを受け、出入国管理及び難民認定法（平成30年法律第102号）の定める特定技能1号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発及び実施と、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために必要な海外における日本語学習基盤の整備のために活用する。

また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業及び海外日本語教育事業に活用する。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。令和元年度は、日本語教師研修参加者数の目標を11,311人以上とする。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力に努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。令和元年度は、日本語教育機関支援（助成）事業により、81か国以上の国において計226件以上の助成を実施することを目標とする。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

・EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに基づき、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

また、上記の事業を現地ニーズを汲み取りながら迅速かつ柔軟に展開していくために、22か所の基金海外事務所において202件以上の主催事業、336件以上の助成事業の実施を目指す。

（イ）海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になる。また、「新たな外国人材の受入れ」における政策的要請にも応える必要がある。これらを踏まえ、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。令和元年度は、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトへのアクセス数の目標を 24,190,680 件以上とする。また、日本語教材「まるごと」の販売部数を 50,000 部以上とするため、広報等を実施し利用を促進する。

・日本語能力評価のための試験の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。

日本語能力試験については、令和元年度は、新たな実施地を増やし、86 か国・地域、256 都市で実施する。海外受験者数の目標については、年間 46 万人以上とする。また、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元への促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、収支の安定に努める。

国際交流基金日本語基礎テストについては、開発・実施のほか、試験内容を踏まえた学習カリキュラムの提供等を進める。また、試験の実施に当たっては、収入の拡大を図るため、必要な範囲において受験者の増加に向けた広報の強化及び試験の普及等に取り組む。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・eラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 eラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指し、令和元年度は、eラーニング登録者数の目標を 75,000 人とする。

【主な評価指標】

(ア) 海外の日本語教育環境の整備関連の指標

【指標 2-1】 日本語教育機関支援（助成）の実施国数年間 81 か国以上（平成 24～27 年度の実績平均値 81 か国）

【指標 2-2】 日本語教育機関支援（助成）の件数年間 226 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 226 件）

【指標 2-3】 基金海外事務所の主催／助成事業件数年間主催 202 件／助成 336 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値主催 202 件／助成 336 件）

【指標 2-4】 日本語教師研修の参加者数年間 11,311 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 11,311 人）

(関連指標)

- ・海外事務所主催事業参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 100,869 人）
- ・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）（2015 年調査結果 3,655,024 人）
- ・さくらネットワークメンバー数／国数（平成 27 年度末時点 284 団体／91 か国）
- ・日本語専門家派遣ポスト数（平成 24～27 年度の実績平均値 143 ポスト）
- ・看護師・介護福祉士候補者日本語予備教育の参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 864 人）
- ・事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート「有意義度」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・研修事業参加者アンケート「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

(イ) 海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標

【指標 2-5】 日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数年間

24, 190, 680 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 24, 190, 680 件）

【指標 2－6】日本語教材「まるごと」使用国／販売部数中期目標期間中 52 か国・地域／200, 000 部以上（使用国：平成 27 年度末時点 49 か国・地域、販売部数：平成 25～27 年度実績平均 33, 195 部）

【指標 2－7】日本語能力評価のための試験実施国／都市数年間 65 か国・地域 211 都市以上（平成 24～27 年度の実績平均値年間 65 か国・地域 211 都市）

【指標 2－8】e ラーニングの登録者数中期目標期間中 20, 000 人以上（平成 28 年 12 月末時点 6, 141 人）

（関連指標）

- ・日本語能力評価のための試験収支バランス
- ・日本語能力評価のための試験海外受験者数（平成 24～27 年度の実績平均値 452, 056 人）

3－2. 業務実績

各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての日本語教育・学習基盤の整備を中心に、以下の事業を実施した。

なお、「新たな外国人材の受入れ」及び平成 30 年 12 月 25 日付で政府が策定した「外国人受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえて新たに開始した「特定技能」外国人材向け日本語事業（以下、「外国人材向け日本語事業」とする。）では、日本での生活・就労を目指す人及びこれらの人々に対し日本語教育を行う機関が、習得を求められている日本語能力を、来日前に効果的かつ効率的に身につける／身につけさせることを支援する新たな取組みを行った。その内容は、これまでに国際交流基金が培った知見やネットワークを活用した日本語専門家等の派遣、各国日本語教師に対する研修、日本語教育機関等が利用できる日本語教育・学習ツール「JF 生活日本語 Can-do」やそれに基づく日本語教材の開発・公開、「特定技能 1 号」の資格取得に必要な日本語能力を測る CBT（コンピューター・ベースト・テスト）方式の試験の開発・実施等であり、準備期間が限られるなか、政府が指定した 9 か国（中国、モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ネパール）を対象に、実施環境が整った国から即時取組みを開始した。

（1）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、各国の日本語教育基盤を強化するため、主に次の事業を行った。

ア. 日本語専門家等の海外派遣

日本語専門家（上級専門家／専門家／指導助手）を 41 か国 126 ポスト派遣し、日本語教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成などを実施した。また、米国を対象として、若手日本語教員（J-LEAP）12 人に加え、これまで日本との交流機会が限られていた中西部・南部地域には日本語教育サポーター 7 人を派遣し、日本語授業の支援などを実施した。

在留資格「特定技能 1 号」により外国人材の受入れを行う対象国では、日本語専門家が、従来の主な支援対象である公教育機関や日本語教師会等に加えて、技能実習生の送り出し機関や職業訓練校などとの関係構築や日本語教育の課題等の情報収集に着手した。

イ. 各国日本語教師を対象にした研修の実施

国内では日本語国際センター及び関西国際センターにおいて、海外では国際交流基金海外事務所及び日本人材開発センター日本語講座部門（以下、「日本センター」とする。）において、国際交流基金の専任講師・日本語専門家等が長年の経験と知識を活かし、日本語教師に対する研修を実施した。

日本語国際センター及び関西国際センターでは 60 か国・地域から招へいた中等・高等教育等の日本語教師 368 人に対し研修を行った。このうち 81 人は「外国人材向け日本語事業」の一環として、在

留資格「特定技能1号」による来日希望者に対し日本語教授を行う海外の日本語教師を対象に令和元年度に新たに開始した研修の参加者数である。その他、アジアセンターの日本語パートナーズ派遣事業と連動し、日本語パートナーズの受入校や受入予定校の4か国の現地人日本語教師80人に対する訪日研修も実施した。訪日研修参加者は、帰国後、所属する教育機関での日本語指導はもとより、日本語教師会ネットワークの運営や日本語教育の拠点となる大学の要職に就任するなど、海外の日本語教育の推進や日本語教育ネットワークの牽引役として活躍している。

2017年6月に東京で行われた日本経済新聞社主催の第23回国際交流会議「アジアの未来」における安倍総理大臣スピーチ（「アジアの各地で3か所くらい拠点を選び日本語の先生を育てる場所を設ける」）のフォローアップとして、平成30年度よりインド、ベトナム、ミャンマーの3か国で「日本語教師育成特別強化事業」を開始した。令和元年度は、日本語教師志望者及び教授歴が比較的浅い日本語教師を対象に、1か月から数か月にわたる新規教師養成研修を各国で実施し、計260人が参加した。インドでは、日本語教師を求めている教育機関に情報提供する新たな試みも行い、研修修了者3人がデリー近郊の州立工業高校3校で採用された。その後、同3校は2019年12月に新規に日本語コースを開始し、2020年3月までに計106名の学習者が「まるごとA1」コースを修了するなど日本語学習者に対する波及効果も現れている。ベトナムでは、研修修了生が、教師不足が深刻な初等・中等教育の日本語教師や日本語コースを新設した大学の教員として採用され始めている。ミャンマーでは、ヤンゴン外国語大学で開始された第1期（2018年12月～2019年9月）及び第2期（2019年12月～）に続き、マンダレー外国語大学でも2019年12月に新規教師養成研修が開始された。さらに3か国では現職教師を対象とした教授能力向上研修も実施し、のべ887名が参加した。

その他の国でも各地のニーズを踏まえた研修を実施した。北京日本文化センターは「外国人材向け日本語事業」の一環として、特定技能制度を視野に高等職業学校（短期大学に相当）の日本語教師を対象とした研修会を初めて実施。参加した39人全員がアンケートで肯定的な評価を示した。メキシコ日本文化センターの日本語専門家は、近年日系自動車メーカーと関連企業の進出急増に伴い日本語話者人材の需要が高まったことにより教師不足が深刻になっているメキシコ中部高原地域（パヒオ地域）を4回訪問し、経験が比較的浅い教師43人を対象に基本的な日本語教授法の研修を実施した。マドリッド日本文化センターは「日本語教育における文化の多様性」をテーマにしたシンポジウムをスペイン日本語教師会と共催し、スペインをはじめ、隣国のポルトガルやフランス、また遠くはラトビアからの参加者計40名から好評を得た。また、ロシア、カナダ、ブラジルなど各国の海外事務所がオンラインでの教師研修を実施し、広い国土を効率的にカバーする取り組みも行った。

ウ. 日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

「JFにほんごネットワーク」（以下、「さくらネットワーク」）は、世界各地で日本語教育の定着と発展に寄与すると期待される大学や日本語教師会等のネットワーク整備・活用を目的として平成19年度に構築し、メンバーを順次追加し拡充を図ってきた。令和元年度末時点で93か国・地域の292機関によってネットワークが構成されている。これらの機関を主な対象として、教師給与や教材制作・購入等を支援する日本語教育機関支援（助成）事業を82か国・地域で計569件実施した。支援の機動性を高めるため、国際交流基金本部が行う助成事業に加え海外事務所による助成事業を実施したことにより、助成実施件数は今期中期目標の目標件数である226件を大幅に上回った。

例えば、「第11回中米カリブ日本語教育セミナー」（開催地はエルサルバドル）、「第5回南米スペイン語圏日本語教育連絡会議」（同ペルー）、「第1回アフリカ日本語教育会議」（同エチオピア）など、各地域内の日本語教師が集まりプレゼンテーションやディスカッションなどを行う広域的な合同会議／セミナーの実施経費を助成した。これらの催しはさくらネットワークのメンバー機関が中心となって実施された。特にアフリカでの会議は、2019年3月にメンバーに認定されたエチオピア日本語教師会が大きな役割を担い、アフリカ全域の計13か国からの参加を得て初めて開催された。これらのセミナー・会議にはさくらネットワークのメンバー以外の機関も参加しており、各機関の課題や取り組み

について情報交換が行われ、教師間の繋がりが生まれるなど、各地域における日本語教育の発展に貢献している。

トロント日本文化センターは2020年3月、全カナダ日本語弁論大会のオンラインでの実施に協力。毎年カナダ7か所の地区大会の優秀者が出場する全国大会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急事態宣言に伴い、初の取組みとなるオンラインでの実施に変更。WEB会議システムを活用して実施し、その模様を動画配信した（当日の最大視聴者数は191名）。実行委員会にはスポンサーや日本語教育関係者から「運営がスムーズだった」、「留学プログラムなどの中止で涙する学生を見てきたので、学生たちに晴れ舞台を用意することができて良かった」などの声が寄せられた。

ヨーロッパ日本語教師会は、1994年度に日本語国際センターが実施した在外邦人日本語教師研修に参加した欧州の教師が中心となって立ち上げた組織であり、2020年4月現在488名の個人会員を有している。日本語教育の発展に寄与するため、欧州の日本語教育の状況把握、シンポジウムの開催、報告書の作成、ニュースレターの発行等の取組みを実施しており、国際交流基金はその活動費の一部を助成してきた。令和元年度には教師間のネットワーク強化を図るため約20年ぶりに、「欧州における日本語・日本文化の教育・学習活動の推進・活性化」と題した日本語教師会サミットを開催し、22か国からの参加者が、各国の日本語教育の現状と課題を共有した。また、参加者からは「お互いの報告を聞くことで、自国と似た状況や同じ悩みを持つ国が他にもあることを知ることができ、今回のサミットを通して、その国の教師会とのつながりができた。」という声が多く聞かれ、教師同士の横のつながりを作るという一つの目的を果たすことができた。

エ. 日本語教育・学習の奨励

関西国際センターでは、外交官・公務員（平成30年度からの継続実施分32か国・地域32人、令和元年度新規実施分31か国31人）及び文化・学術専門家（継続実施分7か国・地域16人、新規実施分14か国19人）を対象とする専門日本語研修や、60か国・地域184人の学習者等を対象とする研修等を実施した。駐日大使となった過去の研修修了者は2020年4月時点で15名にのぼる。対日外交に携わる人材育成や諸外国との交流発展に寄与している。

国際交流基金海外事務所及び日本センターでは、各地で日本語教育に関するシンポジウム、スピーチコンテスト、日本語キャンプ（グループワークやクイズ大会などを通じて、日本語教師や学生の日本語や日本文化への理解を深めるとともに、参加者同士の懇親をはかるイベント）などの事業を計256件実施した。中でも1970年に開始され、平成16年度からはシドニー日本文化センターが実施している全豪日本語弁論大会は令和元年度に第50回大会の節目を迎え、長年継続して実施してきたことで、過去の参加者の中からは大学教員や翻訳者なども生まれるなどの広がりをみせている。

ケルン日本文化会館は開館50周年を記念し、これまで培ってきたネットワークを生かして「バーチャル空間（VR）での日本語会話体験」、「和太鼓の日本語」、「村上春樹文学の日本語」など初学者から上級者まで楽しみながら日本語に触れることができる様々な機会を提供し、3日間でのべ175名が参加した。特にVRでの日本語会話体験は、人物や物体の動きがデジタルに記録されるモーションキャプチャーを用いて話者間の会話・仕草をVR上に取り込んで行うもので、同様のワークショップを主宰している日本人映画監督の協力を得てアーヘン工科大学などで同校の学生らを対象に実施した。普段授業では物静かな学生がVR上では自身のアバターを介することで積極的に会話する姿も見られた。

ロンドン日本文化センターはレスター大学と地元の小学校との共催で、小学生を対象とした事業を実施。日本人教師やJETプログラムの元参加者らによる日本語授業、折り紙や俳句などの日本文化体験に10校の5年生ら180人が参加し、日本語学習のモチベーションを高めた。また、日英の高校生が英国で交流しながら共に学ぶサマースクールをユニバーシティ・カレッジ・ロンドンと共催。参加した福島県の高校生が震災からの復興について語るなど、英国で日本語を学ぶ同世代の学生に生の声を通じて現在の日本を知ってもらおう機会にもなっている。

米国では、総理大臣官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が2017年7月に策定した「行動計画」に基づき、草の根レベルの日本語教育支援プログラムをこれまで日本との交流機会が限られていた米国中西部及び南部地域を中心に実施。日本語教師（日本語教育サポーター）を当該地域の日米協会等に計7人派遣し、派遣先機関や現地コミュニティにおける日本語普及活動や、日系企業の社員向けの日本語指導、日本語学習者との交流機会の創出などを行った。日本語学習者招へい事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け2020年春に予定していた招へい事業は中止となったものの、2019年秋に高校生日本語学習者及び引率教師計37人を日本へ招へいし、米国に進出している日本企業の本社訪問や日本工場の視察、姉妹都市首長への表敬訪問、日本の高校生との交流等を行った。学習者たちは、訪日前・訪日後にも日本語・日本文化を継続して学び、また地元の日系企業への訪問を通して、日本のビジネス・企業等への理解を深めた。日本語教育機関支援事業では、米国中西部・南部で日本語教育を実施する日本語教育機関28機関に対し日本語講師雇用経費や日本語関連イベント経費を支援した。2018年度日本語教育機関調査において全米における学習者は2015年度調査時より2.4%の減少となったが、本事業の実施地域では6.1%の増加となった。その機運を受けて、上記の各種プログラムを用いて効果的な支援を行い、草の根レベルにおける日本語教育の活性化に寄与した。

また、国際交流基金海外事務所及び日本センターがない国においても、派遣専門家が日本語学習の奨励に努めている。2015年の安倍総理の公式訪問後、日本語学習者が急増しているトルクメニスタンでは、アザディ記念世界言語大学に派遣中の日本語専門家が、在トルクメニスタン日本国大使館が同大学で実施した日本語コンテストの審査員を務め、事業の成功に貢献した。

オ. 経済連携協定（EPA）に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンにおいて、日本に受け入れる看護師・介護福祉士候補者を対象に、来日後の就労に必要な日本語能力習得を目的とする日本語予備教育を6か月間実施した。2018年11月に開始した継続分（2019年5月終了）では両国合計657人（インドネシア：334人、フィリピン：323人）に、2019年11月に開始した新規分（新型コロナウイルス感染症の拡大を受け2020年3月下旬までの実施に短縮）では両国合計662人（インドネシア：322人、フィリピン：340人）に研修を行った。なお、国家試験の累積合格者数は、看護師ではインドネシアが186人、フィリピンが184人、介護福祉士ではインドネシアが577人、フィリピンが425人となっており、訪日前日本語教育はこれら2か国の看護師・介護福祉士数拡大に寄与している。

カ. 複合的・中長期的な働きかけによる成果の発現事例

（ア）ITを活用した事業の展開

2020年3月以降新型コロナウイルス感染症の拡大を受け欧州をはじめ多くの国で外出が制限されるなか、eラーニング事業やWEB会議システムを用いたオンラインでの教師研修などで培ってきたIT活用の知見を活かし事業を実施。2020年3月24日、25日にケルン日本文化会館が主催したオンライン教師研修には、欧州諸国を中心に24か国から参加応募があり、166名が研修に参加。オンラインでの実施により従来よりも多くの国からの参加者を得た。ブダペスト日本文化センターの日本語専門家は、WEB会議システムを用いた授業実施に慣れていないハンガリーや周辺国の日本語教師のためにオンライン上で実演指導を実施。ハンガリーでの非常事態宣言から4日後の2020年3月15日から3月23日までにハンガリー及び周辺国のべ85人が参加。同センターが中東欧日本語教師研修会などで培ってきたネットワークを通じて各国の日本語教師を支援できた。

（イ）中国

「2018年度海外日本語教育機関調査」の結果、中国ではとりわけ学校教育外における日本語学習者数の増加が顕著であった。北京日本文化センターは、さくらネットワーク機関の西安交通大学に対

し、一般社会人の利用も多いMOOC(Massive Open Online Course : ムーク)の運営経費を助成。同大学が実施するMOOCの基礎日本語コース(2018年3月~2019年12月)は登録者数がのべ40万人を超えた。また、同センターは関連事業としてMOOCをテーマとする「第1回全国大学公共日本語教師研修会」(「公共日本語」は大学における非専攻日本語科目に相当)を同大学で実施。同センターの日本語専門家による講演も行い、92名の日本語教師が研修会に参加した。過去に日本語国際センターのプログラムに参加して博士号を取得した同大学の教授が、今回のMOOCの日本語コースの運営や研修会実施のイニシアティブをとった。継続的な支援が、学校教育外の学習者層やITの活用など新たなニーズにも柔軟に対応できる素地を作っている。

(ウ) 韓国

日韓関係が厳しい状況にありながらも、韓国における対日関心低下を抑えるべく、継続的な事業の実施を通じて、相互理解の促進、友好・協力関係の構築に努めてきている。ソウル日本文化センターの日本語専門家を中心となり実施してきた学校への訪問や学校から同センターへの訪問受入(両者を合わせて「学校訪問」)は、平成27年度に開始した韓国在住の日本人ボランティアとの交流促進が定着し、希望する学校が増えてきている。令和元年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で一部実施できなかったにもかかわらず、学校訪問の実施数が前年度に続きのべ100校に達し、参加した日本人ボランティアはのべ100人を超え、裨益した学習者数はのべ6,500人を超えた。また、韓国の若者の日本をはじめとした海外への就職支援のため、韓国全国経済人連合会国際経営院が2018年から韓国政府の支援を受けて実施している研修事業「K-Move スクール」において、同センターは日本文化の研修を共催。平成30年度は参加者20人のうち14人が、令和元年度は同30人のうち18人が日本企業から内定を得た。韓国日本語教育研究会では2020年1月に役員(任期2年)が交代したが、新たに選出された会長、副会長、事務局長はそれぞれ2008年、2010年、2013年に日本語国際センターが実施した中等教育日本語教師研修の参加者である。継続的な取り組みが両国の架け橋となる人材の輩出に貢献している。

(エ) ベトナム

国際交流基金の協力の下、2003年に中等教育段階での日本語導入試行プロジェクトを開始して以降、同国では中等教育段階の学習者が年々増加している。「2018年度海外日本語教育機関調査」では、中等教育段階での日本語学習者は2万6千人を超え、日本語導入校数は104校にまで拡大した。初等教育段階でも小学3年生から第一外国語としての日本語教育導入の試行が2016年9月の新学期よりハノイ市・ホーチミン市計5校の小学校で開始された。当該5校に加え他地域でも課外活動として日本語教育を導入する小学校が現れ、同調査で確認された初等教育段階での日本語教育実施校数は20校に達した。国際交流基金は教科書作成や教師研修に一貫して協力してきたが、こうした支援や試行段階の結果等が評価され、2019年8月にベトナム教育訓練省によって、初等教育段階における第一外国語としての日本語教育が、2019年9月から始まる新学年度より正式に普及段階に移行することが承認された。普及段階への移行が認められたことも受けて、今後、教師の確保や待遇の安定等のベトナム側の体制、環境が整うことにより、正規の日本語導入校が増えることが期待される。

(オ) タイ

タイ教育省は中等教育機関の第二外国語教師の不足を補うため2013年から2018年までの6年間で600人の外国語教師(日本語教師は200人)を養成することを決定し、国際交流基金はタイ教育省からの委託を受け、日本語の専門研修を実施し、新規日本語教員養成に貢献してきた。令和元年度においては、6年間の協力の成果を踏まえ、中等教育における日本語教育の更なる定着及び拡大を図るため、タイの教育行政官及び校長・副校長計16名を日本に招へい。文部科学省や東京都教育庁等の教育行政機関及び高校等の教育機関を訪問し、関係者との意見交換を行う場を提供した。本事業の参

加者からは「とても満足」が81%、「満足」が19%と高い評価を得ることができ、さらに、本事業実施後、参加13校中、8校で日本語コースの新規開講又はコースの増設が行われ、7校で新規に日本語教師を採用する等、日本語教育への理解の促進や取組みの推進に貢献した。

(2) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実に重視し、主に次の事業を行った。

ア. 日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

(ア) 新教材『いろいろ 生活の日本語』

「外国人材向け日本語事業」の一環として、外国人が来日後の生活や就労で必要となる基礎的な日本語コミュニケーションを「～できる」という形（「Can-do」）で例示した「JF 生活日本語 Can-do」を作成し、2019年8月に公開した。さらに、この「JF 生活日本語 Can-do」をもとに日本語を学ぶための新教材『いろいろ 生活の日本語』の開発に着手し、令和元年度は JF 日本語教育スタンダード（以下、「JF スタンダード」とする。）の A2 レベルに相当する「初級1」及び「初級2」の2部を制作した。「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」（以下、「JFT-Basic」とする。）受験者をはじめ、多くの学習者が手軽に活用できるよう、全ての教材及び音声をウェブサイト上に公開し、無料でアクセス・ダウンロードできる形式とした。公開後のアクセス数は2か月間で45万ページビューとなり、日本で生活場面が具体的にイメージできる教材として、高い関心と評価を得ている。

「課題遂行」「相互理解」という JF スタンダードの理念・考え方に沿って作成された本教材は、仕事や外出、買い物などの日常から、災害や疾病といった緊急時まで、日本での生活を想定した様々な場面において、日本語による基礎的なコミュニケーションができるようになることを目的としており、これから来日を目指す人などに幅広く利用されることが期待できる。

(イ) 『まるごと 日本のことばと文化』

JF スタンダード準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』については、国際交流基金海外事務所等での日本語講座で活用されるとともに、日本語専門家などを通じて広く紹介され、各地で実用性の高い教材として好評価を得た。平成29年度までに全巻（「入門」「初級1」「初級2」「中級」「中級1」「中級2」）を刊行。令和元年度は56か国で86,138部が販売され、累計販売部数は35万部を上回った。また、海外での利用拡大を図るべく販売価格を廉価に抑えるために現地出版を進め、令和元年度は新たにフィリピンで出版を開始し、4か国で6レベル（インドネシア「中級1」「中級2」、フィリピン「入門」、ベトナム「初級1」「初級2」、マレーシア「初級1」）を刊行した。

『まるごと』ウェブサイトについては、多言語でのサポート教材の公開など関連情報の提供・内容拡充を行い、アクセス数は対前年度比43%増となった。

国際交流基金海外事務所等27か国29都市において、JF スタンダード準拠の日本語モデル講座（JF 講座）を運営し、約1万5千人が受講した。

(ウ) NHK ワールド JAPAN 「やさしい日本語（Easy Japanese）」

日本放送協会（NHK）と協力して、NHK ワールド JAPAN が海外のリスナーに向けて放送している日本語講座「やさしい日本語（Easy Japanese）」のリニューアルに当たり、JF スタンダードの考え方に基づき、新シリーズ全48課（A1 レベル相当）を監修した。訪日外国人が日本で体験するであろう場面を設定し、そこで実際に使える日本語を習得するとともに日本に関する情報に触れることができるよう、異文化理解を重視してシラバス、スキット、テキストを作成。NHK ワールド JAPAN のラジオ番組（17言語）として放送されているほか、番組ウェブサイト（18言語）から音声を聞いたりテキストを無料でダウンロードしたりすることができる。

なお、上述の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」のなかで、外国人と日本人との円滑なコミュニケーションの実現を目的として、「日本語教育の標準」の開発が施策のひとつとして盛り込まれ、文化審議会国語分科会に設置された日本語教育小委員会（第19期）で議論された。国際交流基金は、CEFR（ヨーロッパ共通参照枠）に準拠したJFスタンダードを2010年に公開して以来、教材開発、教師研修、海外講座などの事業を当該スタンダードに基づいて展開しているが、その知見を活かしつつ、『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案について（平成22年5月 文化審議会国語分科会編）』のCan-do化、レベル付けなど、議論の根幹となる作業を担当するとともに、開発に向けた議論に積極的に参画した。将来、日本国内の日本語教育もCEFRに準じた基準で目標設定や評価がなされるようになると、海外と国内の日本語教育の垣根が低くなり、学習者が学習を継続するうえで利便性が大きく向上することが期待される。

イ. 日本語能力評価のための試験

（ア）日本語能力試験（JLPT）の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し認定するため、1984年から日本語能力試験を毎年継続実施し、同試験に関わる企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行っている。令和元年度も第1回試験を7月、第2回試験を12月に実施し、海外全体では86か国・地域、260都市で729,450人が受験した。なお、世界全体の受験者数は1,168,535人（海外729,450人、国内439,085人）で、対前年度比16%増となった。

各国・地域での現地経費については前年度同様、その国・地域の受験料収入によって支弁した。令和元年度も事業の効率化と経費見直し収入増に努め、収入が支出を上回る状況を維持した。

現地での経費を現地機関収入で賄うことを徹底し、各実施地での受験料は日本への還元も可能となる額の設定を検討するよう各国・地域の実施機関に奨励した。物価水準、受験者層の構成、他の外国語試験の受験料なども参考に適正な額となるよう留意している。令和元年度には上記の方針に従い、現地実施機関と協議の上、計47都市（中国45都市、ソウル（韓国）、パリ（フランス））で定額還元金の値上げを行った。また、5都市（カガヤン・デ・オロ（フィリピン）、ラスパルマス（スペイン）、サマランカ（メキシコ）、セーラム（インド）、オタワ（カナダ））において、より安定的な収入増を図るため、定額還元金を新規に導入した。

令和元年度より、在留資格「特定技能1号」で、日本語能力を測る試験の一つとして日本語能力試験（N4）が活用されることになったほか、引き続き「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」でのポイント付与（N1・N2取得者）やEPA（ベトナム、インドネシア、フィリピン）に基づく看護師・介護福祉士の候補者選定の条件等として政策的活用が図られたほか、日本の大学・大学院留学入試選考や各国教育機関での単位・卒業資格認定、企業での入社試験等でも社会的活用が図られた。

（イ）JFT-Basicの開発・実施

「外国人材向け日本語事業」の一環として新たに開発したJFT-Basicは、「新たな外国人材の受入れ」において、来日後の生活・就労に必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測るための、CBT方式による日本語試験であり、法務省『「特定技能」に係る試験の方針について』で示された、「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有すること」の水準を満たす尺度に則り、CEFR・A2レベル相当の日本語力を持っているかを判定する。

本テストについては、平成30年度に試験開発、配信システム設定、試行的な試験の実施等の入念な準備を極めて短い期間で進め、目標としていた「特定技能」制度運用が開始される2019年4月には、第1回テスト実施を実現した。「特定技能」の技能試験の実施団体とも連携して、上半期はフィリピン（マニラ）で5回、下半期は6か国（モンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール）で3回の試験を実施した。令和元年度中の年間受験者数は7,971人であった。

また、中国、タイ、ベトナムの3か国についても、実施環境が整い次第即時の試験実施ができるよう準備を行った。実施した試験はすべて事前・事後の品質評価・分析を行い、その結果を外部有識者委員会に対して説明し、「本テストで設定された日本語能力水準を適切に測っている」との評価を得ている。

新しい試験であるため、本テストの普及、知名度向上には重点的に取り組み、9月には本テストの専用ウェブサイトを開設し、本テストの基本情報に加え、サンプル問題や学習のヒントなどを公開するとともに、2020年3月末までに6言語の翻訳版を公開した。加えて、パンフレットの作成・配布、各国における説明会等の開催といった取組みの結果、受験者数は回を重ねるごとに増加した。

さらに、将来的に口頭発話能力を測定するためのスピーキングテストを本テストへ導入する可能性を探るための調査・研究を行った。具体的には、国内外で実施されている英語、日本語等の既存のスピーキングテストの情報収集、これら情報も参照しつつ作題したCBT方式テストの国内での試行、解答音声データを迅速に採点するに適したシステムに係る技術的調査などを、外部アドバイザーに随時助言を仰ぎながら実施した。

ウ. 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

海外の日本語教育の現状を把握するために実施した「2018年度海外日本語教育機関調査」の集計、結果分析、速報発表を行った（最終報告書は2020年6月公表予定）。前回2015年度の調査では世界全体の学習者数が調査開始以来、初めて減少したが、今回調査では再び増加に転じ、日本語教育機関と日本語教師の数は最高を更新した。速報結果の発表に当たっては、メディアや日本語教育関係者等を招いて記者会見を開催し、情報の対外発信に努めた（NHKほか主要全国紙及び通信社計7社を含む28名が参加、報道件数38件）。また、前々回2012年度調査の際に構築した汎用性の高いウェブ調査システム及び機関検索データベースに改良を加えながら継続使用することで、システム開発・運用経費を抑制しつつ、調査プロセスの合理化を図った。過去の調査結果の報告書『海外の日本語教育の現状』も引き続き活用されており、国内外の研究機関や日本語学校の関係者の研究等に役立てられている。

加えて、2019年6月に施行された日本語教育の推進に関する法律において、海外に在住する邦人の子等に対する日本語教育にも取り組むことが明記されたことを踏まえ、米国、オーストラリア、韓国、英国、ドイツの5か国で、継承日本語教育の実施状況や課題に関する予備調査を進めた。

『国際交流基金日本語教育紀要』を電子化し、全掲載論文及び英文要旨を国際交流基金ウェブサイトや国際交流基金リポジトリ（論文や研究成果のデータベース）に掲載して、国際交流基金の日本語教育研究活動・教育実践の成果を国内外に発信した。

『日本語教育通信』では国内外の日本語教師向けに情報を発信し（月1回更新）、令和元年度アクセス数は過去最高の約44万件となった。

エ. eラーニングの開発・運営

2016年7月に一般公開したeラーニング「みなと」は世界中の人が様々なコースを通じて日本語をオンラインで学習できる日本語学習プラットフォーム（学習管理システム）である。メインコースである「まるごと日本語オンラインコース」は習熟度に応じた複数のコースを搭載。令和元年度は日本語学習者の多様なニーズ・関心に応えるため「漢字A1-1コース」、「書道A1コース」、「ひらがなA1コース・カタカナA1コーススペイン語版」を公開した。これらの学習コースは国内外の国際交流基金の拠点でも運用を展開しており、令和元年度の年間開講コース数は109コースとなった。コンテンツの充実と改修によるユーザーの利便性向上に加え、海外事務所及び在外公館や外部団体等の協力を得つつ広報に努めた結果、「みなと」の累計登録者数は令和元年度末時点で192か国・地域で約14万人となり平成30年度末時点の約6万人に比べて2倍以上の累積登録者数を得た。

日本語学習者の多様なニーズに応えるため、モバイル端末用に無料で利用できる学習アプリも提供している。これまでに公開した「HIRAGANA/KATAKANA Memory Hint」(英語・インドネシア語・タイ語)及び「KANJI Memory Hint 1&2」(英語)、「KANJI Memory Hint3」(英語)の安定稼働を保ちつつ、広報に努めた結果、計9点のアプリの総ダウンロード数は令和元年度末時点で累計約78万件に及んだ。また、主として東南アジア中等教育段階の日本語初学者への学習奨励のため平成29年度に開発した日本語テストアプリ(インドネシア語/英語版)は、アプリの内容や活用方法の紹介を積極的に行った結果、令和元年度のダウンロード数は19,000件以上を数え、対前年度比88%増となった。

上述のほかにも様々な目的に沿った日本語学習用ウェブサイトを活用し、世界中の日本語学習者を支援している。日本語学習に役立つウェブサイトやツールについての情報を提供する日本語学習ポータルサイト「NIHONGO eな」は過去9年間、毎年100万ページビューに達しており、ユーザー利便性向上のためサイトを全面リニューアルの上公開した。またアニメ・マンガのキャラクターや人気のジャンルに特徴的な日本語表現がクイズやゲーム形式で楽しく学べるeラーニングサイト「アニメ・マンガの日本語」のサイトも全面リニューアルに着手した。JF日本語教育スタンダード準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』の学習サイト「まるごと+」の令和元年度のアクセス数は約555万ページビューとなり、過去最高となった。

豊富な映像とクイズやゲームで楽しく日本語の学習や日本文化を知ることができるウェブサイト「エリンが挑戦!にほんごできます。」(9言語対応)は、令和2年3月で公開10周年を迎え、累計アクセス数は約5,200万ページビューに達した。

3-3. 指摘事項への対応
<p><前年度評価結果></p> <p>ア. 本年4月より「特定技能」外国人材受入れ制度が開始されたことから、国際交流基金が外国人材向け日本語事業として実施する国際交流基金日本語基礎テスト、カリキュラム・教材の開発・普及、日本語教師の育成等を着実に実施することが求められる。</p> <p>イ. 本年6月、国際交流基金日本語教育事業を対象に行政事業レビュー公開プロセスが実施され、有識者から、事業毎の実施状況と成果の把握の強化、重点国や地域毎の成果目標の設定、日本語教育ニーズが高まっている国・地域への適切なリソース配分、外国人材向け日本語教育の充実と事業内容の見直し及び関係機関の連携、他国の言語教育活動も参考にした効率的・効果的な事業の実施検討等が指摘されたが、これらの指摘事項に対して真摯に対応することが期待される。</p>
<p><前年度評価結果反映状況></p> <p>ア. 「特定技能1号」の在留資格取得に必要な日本語能力水準の測定に使用される新たな日本語試験 JFT-Basic については、制度運用が始まった2019年4月に、計画どおり第1回試験を実施した。同年10月以降実施国を拡大し、政策上の必要性に応じて計8回の試験を行い7,971人の受験者、2,737人の合格者を出した。また並行して、上記水準の日本語能力を効果的・効率的に習得できるような日本語学習教材の開発を進め、完成した教材を誰でも無料で利用できるようウェブサイト上でダウンロード可能なファイルの形で音声教材とともに2020年3月に公開した。新たな取組みの実施対象国においては、有為な人材に試験を受けてもらえるよう JFT-Basic を広く知ってもらうと同時にどのような事前学習が必要になるか等を伝える機関訪問やセミナー開催を各国主要都市で実施するなどの活動を行い、特に外国人材の送出し機関の日本語教師を対象にした「教え方ワークショップ」などを実施し参加者から良い評価を得た。また、特定技能実施優先国のうち8か国の現地日本語教師を対象とした日本への招へい研修「特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修」も日本語国際センターで開始。令和元年度は3回(各4週間)実施し、計81人を招へいした。</p>

イ。「2018 年度海外日本語教育機関調査結果」を取りまとめ、速報値を公表した。詳細結果を含む最終報告書は令和 2 年 6 月に公表予定であるが、世界全体で機関数、教師数、学習者数が増加したことに加え、国毎の状況が客観的な数値として明らかになった。今後この結果を基礎に、「日本語教育の推進に関する法律」に基づき策定される基本方針及びそれに関連する各種調査並びに特定技能制度の実施状況、さらに海外における e ラーニングの利用状況の分析や日本語能力試験の受験者数推移等も踏まえながら、国・地域別の新たな事業戦略の策定に取り組む。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 S

根拠:

【量的成果の根拠】

8 つの指標のうち、【指標 2-2】、【指標 2-3】、【指標 2-4】、【指標 2-5】、【指標 2-6】、【指標 2-8】の 6 つについて目標値の 120%以上を達成し、残りの【指標 2-1】、【指標 2-7】の 2 つについても目標値の 100%以上を達成した。

【質的成果の根拠】

海外の日本語教育機関や教育行政関係機関等との連携強化に努めつつ、日本語普及の基礎となる海外の日本語教育環境の整備と日本語教授法や能力評価の充実に取り組み、以下のような成果を得た。

ア。「新たな外国人材の受入れ」に対応する新規事業の開始

2019 年 4 月から運用が開始された在留資格「特定技能 1 号」により受入れを行う外国人材の日本語能力の判定に活用される JFT-Basic を極めて短い準備期間で開発し、「特定技能」の技能試験の実施団体とも連携しつつ、実施環境の整った国で即時実施を実現し約 6 か国で運用を開始した。また残りの 3 か国についても、実施環境が整い次第即時の試験実施ができるよう準備を行った。実施した試験はすべて事前・事後の品質評価・分析を行い、またその結果を外部有識者委員会に対しても説明して、「本テストで設定された日本語能力水準を適切に測っている」との評価を得ている。また、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために、教師研修（現地研修及び訪日研修）、日本語教育機関等が利用できる日本語教育・学習ツール「JF 生活日本語 Can-do」やそれに基づく日本語教材『いもどり 生活の日本語』の開発・公開、セミナー等の広報を開始した。「国際交流基金日本語基礎テスト」の WEB サイトのアクセス数は、公開初年度にもかかわらずページビュー数が 100 万件を超えた。

イ。各国・地域の日本語教師を対象とした研修の実施

国内附属機関及び海外事務所において、各国の日本語教師の技能向上や新規育成に取り組んだ。特に、第 23 回国際交流会議「アジアの未来」における安倍総理大臣スピーチを踏まえ、インド、ベトナム、ミャンマーで新規教師養成や技能向上を目的とした現職教師研修を実施した。また、対面に加えオンラインでの研修実施にも取り組んだことにより、参加対象範囲を広げただけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出制限の中でも一部の事業を中止することなく実施したり、各国の日本語教師のオンライン授業実施を後押ししたりすることができた。

ウ. 世界の日本語教育機関の活動とネットワーク化支援

平成 19 年度に立ち上げた「JF にほんごネットワーク」は、令和元年度末時点で 93 か国・地域 292 機関まで拡大し、日本語教育機関や日本語教師会のネットワークの大規模なプラットフォームとなっている。同ネットワークの認定機関がそれぞれの国・地域で日本語教育実施の中核となり、その他の機関の日本語教師も参加できる事業を実施することで、普段は交流する機会が少ない日本語教師同士が、教育段階や国・地域の垣根を越えて交流する場を形成している。令和元年度も中南米、欧州、アフリカなど各地域の認定機関を中心に各国・地域の日本語教育活動を引き続き支援し、日本語教師の意欲や技能の向上、また日本語教育に関する研究発展に貢献した。

エ. 質の高い日本語教材や e ラーニング・プラットフォームの拡大

JF スタンダード準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』は、フィリピンでの現地出版も実現し、令和元年度末現在で販売範囲は 56 か国に拡大したほか、同教材を多言語で紹介する WEB サイト「まるごと」や同教材での日本語学習をサポートする WEB サイト「まるごと+」のアクセス数はページビュー数が前年度比で合計 300 万件増加した。また、2016 年 7 月に一般公開した日本語学習の e ラーニング・プラットフォーム「みなと」(学習管理システム) は、コースの追加や多言語化に加え、積極的な広報により、累計登録者数が 180 か国・地域の約 14 万人に達し、前年度末時点の約 6 万人から倍増となった。加えて、上述のとおり、外国人材向け日本語教材『いろいろ 生活の日本語』を新たに開発・公開した。

オ. 日本語能力試験の着実な実施

実施国・都市数の拡大等を図りつつ、試験の着実な実施を進めた結果、世界全体での受験者数が対前年度比で 16% 増の約 119 万人となり、過去最高を更新した。収支バランスは計 47 都市 (中国 45 都市、ソウル (韓国)、パリ (フランス)) で定額還元金の値上げを行ったほか、5 都市 (カガヤン・デ・オロ (フィリピン)、ラスパルマス (スペイン)、サマランカ (メキシコ)、セーラム (インド)、オタワ (カナダ)) で定額還元金を新規に導入するなど、収支の安定化に取り組んだ結果、前年度に引き続き収入が支出を大幅に上回った。

カ. 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

海外の日本語教育の現状の把握のために実施した「2018 年度海外日本語教育機関調査」の集計、結果分析、速報発表を行った (最終報告書は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により 2020 年度に公表)。速報結果の発表にあたっては、メディアや日本語教育関係者等を招いて記者会見を開催し、情報の対外発信に努めた結果、NHK ほか主要全国紙及び通信社計 7 社を含む 28 名が参加し、報道件数は 38 件となった。本調査結果は国内外の研究機関や日本語学校の関係者の研究等に役立てられる。

以上を踏まえ、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

なお、中期目標上において、本項目は難易度：高の設定ではないものの、平成 30 年度より新たに加わった JFT-Basic の開発実施関連業務については、以上ア. のとおり新たな在留資格制度の開始スケジュールに対応する新規事業であり、本項目の困難度は高であると認められる。

【課題と対応】

ア. 「特定技能」による外国人材受入れ制度が安定して運用されることに貢献し、日本社会の要請にこたえるため、外国人材向け日本語事業として実施する JFT-Basic、カリキュラム・教材の開発・普及、日本語教師の育成等を引き続き着実に実施していく。

イ. 令和元年度行政事業レビュー公開プロセスにおける有識者からの指摘事項に対し、「2018 年度海外日本語教育機関調査結果」等のエビデンスや、令和元年 6 月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針等を踏まえながら、重点国や地域毎の成果目標の設定及び効率的・効果的な事業の実施検討に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

< 評価と根拠 >

評価

根拠 :

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

< 予算額と決算額の主な差異について >

一部事業の実施が翌年度以降となったため等

独立行政法人国際交流基金 令和元年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	海外日本研究・知的交流の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報									
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
【指標3-1】 日本研究フェロ ーシップ終了後 3年以内の博士 論文フェローの 学位取得割合	計画値	50%以 上		50%	50%	50%			
	実績値			52%	66%	50%			
	達成度			104%	132%	100%			
【指標3-2】 日本研究フェロ ーシップ終了後 3年以内の学 者・研究者フェ ローの成果発表 件数(メディア 発信含む)	計画値	平均1 人2件 以上		平均1人 2件	平均1 人2件	平均1 人2件			
	実績値			平均1人 6.61件	平均1人 6.53件	平均1人 4.12件			
	達成度			331%	327%	206%			
【指標3-3】 安倍フェローシ ップ終了後のフ ェローの出版実 績	計画値	(平均 件数)	平成24 年～27 年度の 年間平 均値79 件	80件	80件	80件			
	実績値			80件以 上/年	94件	90件	135件		
	達成度				117%	113%	169%		
【指標3-4】 複数年助成事業	計画値	平均 3.75点		3.75	3.75	3.75			

実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））	実績値	以上		4.32	4.25	4.44		
	達成度			115%	113%	118%		
【指標3-5】 日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェロシップ・フォローアップ事業の実施	計画値	1か国 1件/ 年以上		3か国3 件	3か国3 件	3か国3 件		
	実績値			3か国10 件	3か国7 件	3か国7 件		
	達成度			333%	233%	233%		
フェロシップ 人数/国・地域 数	実績値		平成24 ～27年 度の実 績平均 値227 人/46 か国・ 地域	143名/ 39か 国・地 域	121名 /37か 国・地 域	156名 /33か 国・地 域		
フェロアンケート「有意義」項目※	実績値			100%	100%	100%		
フェロシップ 修了者が関与す る基金主催/助 成事業数	実績値			45件	46件	41件		
安倍フェロシ ップ人数	実績値		平成24 ～27年 度の実 績平均 値27人	28人	26人	27人		
安倍フェロシ ップ修了者によ る成果発表件数 （メディア発信 含む）	実績値			1,664 件	1,902 件	1,754 件		
安倍フェロシ ップのフェロ アンケート「有 意義」項目※	実績値			100%	100%	100%		

安倍フェロ シップフェロ シップ修了者 が関与する 基金主催/ 助成事業数	実績値			30 件	19 件	11 件		
助成事業実施 件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 266 件	172 件	173 件	132 件		
助成対象機関 アンケート「有 意義」項目※	実績値			100%	100%	100%		
知的交流事業 参加者による 成果発表件数 (メディア発 信含む)	実績値			87 件	51 件	66 件		
知的交流事業 参加者アンケ ートにおいて 事業実施前 後の認識変 化を測る項 目※	実績値			100%	100%	95%		
知的交流事業 参加経験者が 関与する基金 主催/助成事 業数	実績値			1 件	1 件	1 件		

<目標水準の考え方>

- 我が国における人文科学・社会科学分野の博士課程在籍者の学位取得率平均値 47% (平成 27 年度学校基本調査 (文部科学省) 参照) を超えることを目指す。
- 安倍フェロシップ終了後のフェロの出版実績は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、平成 24～27 年度の年間平均値以上を目標とした。
- 複数年助成事業実施後の外部評価は、前期中期目標期間中の事前審査の採用基準 4 点中 3 点を 5 段階に換算し設定。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

各国における教育制度変更等の日本研究を取り巻く環境の変化が日本研究者・機関の業績に影響を与える可能性がある。

※アンケートはいずれも 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額 (千円)	2,452,499	1,853,519	1,791,274		

決算額（千円）	1,770,403	1,734,726	1,977,650		
経常費用（千円）	2,235,644	1,734,265	2,225,975		
経常利益（千円）	▲ 475,518	563,319	▲291,846		
行政コスト（千円）※	1,612,062	782,211	2,225,975		
従事人員数	21	15	18		

※平成29年度から平成30年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
<p>【中期目標】</p> <p>ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援</p> <p>(ア) 海外の日本研究の推進及び支援</p> <p>海外の日本研究は、各国・地域における対日理解の基礎となるものであり、基金は、被支援機関・研究者による発信等を通じて当該国・地域における正確な対日理解の普及及び対日関心の維持拡大に資するよう、フェロシップ、日本研究機関支援等のプログラムを戦略的に運用して支援する。支援に当たっては、外交上の必要性を踏まえつつ、在外公館とも連携し、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究の振興のためのニーズを把握する。また、日本を主たる専門とする研究者への支援に当たっては、高い発信力を有する研究者の関与、次世代の人材育成や中長期的な基盤整備を意識する。</p> <p>(イ) 知的交流の推進及び支援</p> <p>基金の日本国内外の有識者のネットワークを活用しつつ、国際的重要課題についての対話と共同研究を推進する海外のオピニオンリーダー等の人材を育成する。また、自立的、持続的なネットワークの維持や発信力の維持・向上を図るべく、フォローアップに取り組む。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援</p> <p>各国・地域の事情や必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進する。</p> <p>(ア) 海外の日本研究の推進及び支援</p> <p>各国・地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者支援 <p>海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を提供する。また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関支援 	

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの包括的な支援を実施する。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

(イ) 知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立つての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェロシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育成のための事業を実施及び支援する。フェロシップ供与型事業については、フェロシップ終了後のフェロの出版実績を調査するなど、受給者のフォローアップに留意する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 日本研究支援を行う際には、相手国において長期的に日本研究が発展するよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者のネットワーク拡充等の工夫をする。
- b. 日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。海外事務所においては、在外公館、日本研究機関、その他関係機関・団体と連携し、海外日本研究の支援体制の構築に努める。
- c. 海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化して事業を行う。また、支援対象とすべき機関の特定、支援の在り方の検討に供すべく、海外における日本研究者及び日本研究機関の情報の収集・調査を行う。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。
- e. 日米センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）を通じて事業を実施することにより、同センターの自律性に配慮するとともに、外部有識者の意見を踏まえて行うものとする。
- f. 日米センターは、日米文化教育交流会議（カルコン）の事務局業務を担う。
- g. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

(ア) 海外の日本研究の推進及び支援

各国・地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解

の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業

を実施する。

・研究者支援

海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を新たに提供する。日本研究フェローシップ終了後3年以内で、「学者・研究者」フェローについては成果発表件数（メディア発信含む）平均1人2件以上、「博士論文執筆者」フェローについては、学位取得割合50%以上の達成を目標とする。

また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を、米国、中国及び韓国で行うとともに、過年度に招へいたフェローに関する情報収集を強化する。

・機関支援

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの支援を実施する。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上の評価を得ることを目標とする。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

(イ) 知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上の評価を得ることを目標とする。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。

知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

「現代日本理解特別プログラム」により、オーストラリア・米国・英国及びフランスの主要な研究機関を支援し、特に社会科学分野における知日派人材の育成を促進する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的

対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。
また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績調査等、受給者フォローアップに留意し、旗艦プログラムである安倍フェローシップについて、終了後のフェローの出版実績（平均件数）80件以上／年を目標とする。

【主な評価指標】

【指標3-1】 日本研究フェローシップ終了後3年以内の博士論文フェローの学位取得割合 50%以上

【指標3-2】 日本研究フェローシップ終了後3年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）平均1人2件以上

（関連指標）

- ・フェローシップ人数／国・地域数（平成24～27年度の実績平均値227人／46か国）
- ・フェローアンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・フェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標3-3】 安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績（平均件数） 80件以上／年（平成24年～27年度の年間平均値79件）

（関連指標）

- ・安倍フェローシップ人数（平成24～27年度の実績平均値27人）
- ・安倍フェローシップ修了者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・安倍フェローシップのフェローアンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・安倍フェローシップフェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標3-4】 複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上

（関連指標）

- ・助成事業実施件数（平成24～27年度の実績平均値266件）
- ・助成対象機関アンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

【指標3-5】 日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施 1か国1件／年 以上

（関連指標）

- ・知的交流事業参加者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・知的交流事業参加者アンケートにおいて事業実施前後の認識変化を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・知的交流事業参加経験者が関与する基金主催／助成事業数

3-2. 業務実績

(1) 海外の日本研究の推進及び支援

対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に貢献することを目的に、各国・地域における日本研究・対日理解の中核的な研究機関の維持・発展を長期的に支える「日本研究基盤整備」、研究者個人を支援することで人材育成の観点で日本研究の振興を支える「日本研究フェローシップ」、国や地域を越えた学会等を支援し研究者のネットワーク化を図る「日本研究ネットワーク強化」を実施した。他方、平成29年度より、単発事業を単年度ベースで助成する公募プログラム「日本研究プロジェクト助成」を新設。各国・地域の事情に即した、より機動的かつ効果的な支援を行った。

ア. 研究者支援

令和元年度は32か国・地域の114人に対して新たに訪日研究の機会を与え、平成30年度から継続する42人とあわせて156人が日本で研究を行った。令和元年度中に訪日研究を終え、アンケートに回答したフェローの83人全員が、国際交流基金の支援を有意義と回答した。過去のフェローシップ受給者から令和元年度中に発現した具体的な成果事例は以下のとおり。

(ア) アーマド・クルニア・プラウィラ・モクタン（インドネシア）

現在アジア生産性機構（APO）の事務局長を務めているモクタン氏は、新潟県の国際大学で国際関係論修士号を取得したのち、1994年に国際交流基金の博士論文執筆フェローシップを得て、国際基督教大学大学院にて行政学博士号を取得した。国際連合開発計画ジャカルタ駐在所や国際連合大学東京本部、国際連合カンボジア暫定統治機構などでの勤務を経て、2011年には日・ASEAN統合基金の管理チーム責任者を任され、2013年からは6年間にわたりASEAN事務局次長を務めた。

APOは1961年に政府間協定により設立され、生産性向上を通じてアジア太平洋地域の社会経済の持続可能な発展に貢献するという目的の下、幅広い分野での政策提言や組織能力強化のためのプログラムを展開している組織である。モクタン氏はAPO内で様々な要職を歴任したのち、2019年9月に事務局長に就任した。氏はこれまで、国際関係やマネジメントに関する幅広い知見と、国連機関等での豊富な実務経験によって、長年にわたり日本とASEANの友好協力関係の深化、そしてアジア太平洋地域の平和と発展において中核的役割を担ってきており、設立60周年を迎えるAPOの長として、今後のアジア太平洋地域全体のさらなる繁栄を先導する存在となっている。

(イ) 米国「Japan 2019」関係者

日本文化を集中的に発信する取り組みとして、米国で展開した「Japan 2019」において、その中核となった展示事業がいずれも元国際交流基金日本研究フェローによって企画・監修されたことは国際交流基金事業の長期的な成果の現れと言える。具体的にはニューヨークメトロポリタン美術館で20万人以上の来場者を魅了した「源氏物語」展を監修したメリッサ・マコーミック学芸員は1995年度博士論文執筆者フェロー、2012年度研究者フェローの受給者であり、米国で43年ぶりの大規模な神道に関する展覧会となったクリーブランド美術館「神道」展は同美術館のモニカ・ヴィンシク学芸員（2002年度博士論文執筆者フェロー）により監修された。更にはワシントンDCのナショナル・ギャラリーとロサンゼルス郡美術館で大規模に展開された「日本美術に見る動物の姿」展は1974年度博士論文執筆者フェローであるロバート・シンガー学芸員（ロサンゼルス郡美術館）の企画・監修である。

(ウ) マフムード・アル・カイシー（イラク）

日本近現代史を専門とするアル・カイシー・バグダッド大学教授は、2006、2012、2017の各年度、国際交流基金フェローとして訪日研究を実施、その成果を生かして同大学文学部での日本語講座の運営に携わるなど、イラク国内での日本理解の深化、日本語教育の振興に対し長年の功績があったと認められ、2019年に旭日小綬章を受章した。

さらに同年には、アル・カイシー教授らにより「日本語ラボ」がバグダッド大学に設置され、語学教育の向上によって日・イラク交流がより一層活性化していくことが期待される。その他、若手研究者への指導など、同大学がイラク国内における日本研究・日本語教育の中心としての地位を確立するうえで、アル・カイシー教授は欠かせない存在になっている。

イ. 日本研究機関支援

真に中核的な機関を対象とする中期的な支援「日本研究基盤整備」では、中期的な成果発現が期待できる13か国・地域の28機関に対して戦略的な支援を実施した。単年度のプロジェクトに対する「日本研究プロジェクト支援」においては25か国・37件の支援を実施した。「基盤整備」「プロジェクト支援」両プログラムを合わせ、助成先から回収できたアンケート50件すべてにおいて、国際交流基金の支援は有意義との回答を得た。

(ア) 北京日本学研究中心事業（北京外国語大学実施分）

日中首脳合意に基づき1980年に設立された日本語研修センター（通称「大平学校」）を前身とし、中国における日本研究の拠点として国際交流基金が長く運営に関わっている北京日本学研究中心に、大学院生への講義・指導のため客員教授を派遣するとともに、民間資金の協力も得て修士課程及び博士課程の学生に訪日研究の機会を提供した。結果、今期は修士27名、博士4名を輩出した（累計で修士773名、博士77名）。

同センターの運営にあたっては、2018年8月に北京外国語大学との間で締結した「第9次3ヵ年計画合意書」で示した①国際性と開放性の更なる向上、②日本研究者の輩出に貢献する博士課程の強化の2点を具体的な施策に落とし込み、実行してきた。2019年8月にはヨーロッパ日本研究協会を実質的に担うヴェレーナ・ブレヒンガー＝タルコット教授（ベルリン自由大学副学長）を海外アドバイザーとして正式に迎え、中国に限定されないセンターの開放性と国際性向上のために、重要な協力体制を築くことができた。博士課程在籍者を中心に、国際学会で発表機会を得る学生も出てきており、具体的な成果発現がみられる。

2019年4月の河野太郎外務大臣（当時）訪中の際には、日中双方が協力して運営している研究教育機関である同センターを大臣が視察し、大学院生とも交流を行った。大臣より、北京日本学研究中心のこれまでの発展を嬉しく思うとともに、同センターが引き続き日中関係の懸け橋となる国際的人材を数多く輩出することを期待する旨の発言があった。

(イ) アリゾナ州立大学（米国）

米国有数の学生数を誇るアリゾナ州立大学に対し、平成30年度より3か年の計画で、教員採用に係る給与や教員の海外調査、客員講師招へい、図書拡充等への複合的支援を実施している。ロバート・タック助教授（文学/2008年度国際交流基金フェロー）の新規採用によって、大学と大学院の両方で日本文化や日本語の授業を増やすことが可能となり、休止していた修士課程の再開（2020年秋期予定）にも繋がった。その他日本文学関連蔵書の拡充や、外部講師を招いた講演会の開催等によって日本研究プログラムが充実したことが大学当局からも高く評価され、新たにテニユア・トラックの教員1名と日本語講師1名の新規採用枠が与えられた。新体制下での日本研究プログラムの更なる拡充、及び修士課程の再開により、今後も日本関連授業の受講者数が増加し、知日派や日本研究者育成の拠点となることが期待される。

(ウ) イースト・アングリア大学（英国）

令和元年度より、イースト・アングリア大学芸術・人文学部に対して、新設教員ポスト（講師クラス）採用に係る給与の部分的支援を開始した。採用された講師は、2020年秋から新規に始まる日本研究の修士課程プログラム「MA Interdisciplinary Japanese Studies」の要員として、モジュールの構

築、自身の専門である現代日本文学をはじめとする講義の実施、学生の論文執筆指導や、学内の日本文学関連イベントの支援まで、多岐にわたり活躍することが期待されている。

この修士課程プログラムは、学部内の日本学センターや、大学附属のセインズベリー日本藝術研究所とも連携して、文学をはじめ日本研究の多様な側面を学際的に学ぶ場を提供するものである。英国において日本研究の修士課程プログラムが新設されることは画期的であり、大学側はこれを機に英国の日本研究の新たなハブとなることを目指すとしている。カズオ・イシグロ氏を筆頭に文学・芸術分野で活躍する卒業生を多数輩出している名門校としての強みを最大限活かしつつ、英国ひいては欧州の日本研究の活性化と更なる普及に貢献することが多いに期待される。

ウ. 日本研究ネットワーク支援

主催事業 7 件、助成事業 23 件を実施。アンケート回答のあった 10 の助成対象機関すべてが、国際交流基金の助成が有意義であったと回答した。

(ア) 東アジア日本研究者協議会

東アジアにおける日本研究者のネットワーク「東アジア日本研究者協議会」の第 4 回大会が 2019 年 11 月に台湾大学日本研究センターのホストにより開催された。同協議会は東アジアの日本研究機関が持ちまわりで開催しており、台湾・台北開催で開催地が一巡した節目の大会となった。

台湾開催に伴う困難を抱えながらも、今回は過去最多の 98 パネルが開催され、東アジアの日本研究者が分野を越えて一堂に会するネットワーク構築の場として、本協議会の認知度は着実に高まっている。

基調講演では、域内の協力可能性を提起するアジア経済及び仏教テキスト研究が紹介されるなど、人文科学と社会科学のバランスが考慮されており、また波多野澄雄アジア歴史資料センター長を迎えての資料の保存・公開といった共通課題も取り上げられ、事務局の工夫がうかがえた。若手研究者による次世代パネルも 28 あり、こちらも過去最多となった。次世代パネルでは、基調講演者からパネル発表者まで多くのベテラン研究者も加わり、若手研究者（博士課程在籍者）の発表に対して質問・コメントする役割を担った。研究者間のネットワーク構築に加え、国・地域や所属機関を超えて東アジアの次世代研究者を共に育成しようという本協議会の目的が、参加者に広く共有されつつあるといえる。

(イ) ウィンター・インスティテュート 2019

日本研究・知的交流の分野でも、「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト～知りあうアジア～」の一環として、日本・米国・東南アジアの日本研究者育成及び連携強化に向けた合宿型研修を平成 27 年度より継続的に実施してきた。同プロジェクトの最終年度となる今回は、これまでの集大成として過去の研修参加者から選抜された 24 名の若手研究者を招く 1 週間の短期集中研修「ウィンター・インスティテュート 2019」を実施。レクチャー・外部視察等のプログラムを通じ、国際的なキャリア形成に向けた知見共有の機会を創出した。その際、同じく「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト～知りあうアジア～」の一端を成す助成プログラムの下で東南アジアと所属機関との連携強化に取り組んできた米国の研究者を講師として迎え、3 地域の持続的な協働可能性について、若手研究者に示唆を与えるパネルディスカッションが行われた。

本研修事業は今回を以て一段落となるが、今後参加者からもアラムナイ・ネットワークの維持を期待する声が寄せられており、引き続き国際交流基金が地域横断的ネットワーク形成に積極的に関与する必要性が確認された。

(ウ) 次世代日本研究者協働研究ワークショップ

昨年度に引き続き第 2 回目となる今回は、東アジア・東南アジア・南アジアの主要日本研究機関

(基盤整備支援の対象)で学ぶ大学院生(修士・博士)25名に加え、各国・地域を代表する日本研究機関から学科長ら計7名を招へいし、2019年11月に10日間の集中ワークショップを実施した。

継続支援している機関に所属する若手研究者を対象としていることで、各機関における人材育成の状況把握とそれに基づく適切なフォローアップが可能となり、支援の連続性を確保し相乗効果を生む仕組みづくりができた。参加者グループの中には、ワークショップで得た日本国内の訪問先との関係を活かし、北米アジア学会アジア大会でプロポーザルが通過する実績も出ている。今後、参加者の蓄積が生まれることにより期を跨いだ参加者間のネットワークの形成・拡大も見込まれ、将来的に各種共同研究や、東アジア日本研究者協議会・東南アジア日本学会・北米アジア学会等の広域学会活動等への広がりや、アジアにおける日本研究の更なる活性化と深化に繋がっていくことが期待される。

エ. 在外事業

国際交流基金海外事務所22か所により、計187件の日本研究・知的交流事業が実施された。うちロンドン日本文化センターは、2019年8月に大英博物館ならびにセインズベリー日本藝術研究所との連携により、日本のマンガをテーマにした学術シンポジウムを開催した。これは同時期に大英博物館で開催され17万5千人の来場者を集めたマンガ展の関連企画として実施されたもので、竹宮恵子氏や夏目房之介氏をはじめとして日本と欧州から16名の著名な漫画家・マンガ研究者を招いた一般向け公開イベントということもあり、主として若い世代の耳目を集めることとなった。また日本からの登壇者については連携先の負担で招へいするなど、効率的かつ効果的な事業運営にも成功した。

(2) 知的交流の推進及び支援

日本の対外発信の強化とそのための人材育成に貢献することを目的に、世界的な課題や諸外国との共通の関心事に対して日本と諸外国の知識人が対話・協働を行う国際会議等の知的交流事業、及び日本と諸外国との共同研究・知的対話を実施または支援した。

ア. 知的交流事業の実施及び支援

自国での発信力、注目度が高い識者や、日本との交流を担うことが期待される次世代の人材の対日理解を深め、海外における日本の発信力を強化するため、令和元年度は以下の取組を行った。

(ア) 日中知的交流強化事業(中国知識人招へい)

中国の言論界で強い影響力を有しながら日本との関係が希薄な知識人層をターゲットに2008年度から実施している招へい事業。個々の被招へい者の要望を聴取しつつ、訪日中に日本の各界有識者との交流機会を提供することで、具体的な人間関係を通じて日本理解を深めるとともに、訪日中及び帰国後の発信により中国社会における対日理解を広く促進することを期している。令和元年度は個人招へい8名、グループ招へい2件(8名)、フォローアップ事業1件を実施し、累計招へい人数は個人105名、グループ91名の計196名に達した。

ジャーナリストの張豊氏は特に活発に成果発信を行い、『中国新聞週刊』等の中国メディアに15本ものコラムを寄稿し、閲覧数合計13万以上を獲得したほか、同氏が執筆した「日本で現金に惚れ直す：キャッシュレス社会の弊害を痛感」はNippon.comに日本語版が掲載された。また、医療関係者の戴廉氏が発信した訪日研究に関するコラムは、中国の「健康報(中国衛生部主管の業界紙)」の一面にも転載され、「国务院発展研究中心」内のグループチャットでも共有されるなど、中国国内で影響力をもつピアグループ向けの発信となった。

また、本事業の成果の持続・深化を目的に、フォローアップ事業を開始した。前回の訪日を通じて築いた人的ネットワークを基礎に、比較的短期間の再訪日の間に密度の濃い交流と成果発信を目指すものである。第一弾として、平成26年度に民間教育活動グループの一員として来日した黄勝利氏(21世紀教育研究院執行院長)を再招へいし、同氏の問題意識に焦点をあてた「日本における農村小規模

学校の発展経験研究」をテーマに地方の初中等教育の現場を精力的に訪問し交流を行った。また訪問先が同氏との交流の様子を発信するなど、日本向けの発信という意味でも効果的な事業となった。

(イ) ユニバーサルデザインにかかるシンポジウム

国際交流基金は、ベルリン日独センターの連携合意書に基づき、知的交流を通じて日独関係発展へ貢献することを目的とし、日独共通の課題や時事問題を取り上げる共催シンポジウムを毎年開催している。令和元年度は、東京都とベルリン市の姉妹都市提携 25 周年にあたり、また東京オリンピック・パラリンピック開催を翌年に控えていたことから、「東京とベルリン—ユニバーサルデザインのまちづくり」をテーマに据え、11月にベルリンにおいて開催した。日独の専門家・実務家を招いて、ベルリンと東京の両都市におけるインクルーシブな街づくりやアクセシビリティの現状、先進的な取り組みについて事例を共有し、意見交換を実施。時宜にかなったテーマ設定と、国際交流基金が派遣した 5 名のパネリストの、学界・行政・民間企業・障害当事者を網羅したバランスの良い人選が奏功し、聴衆に対するアンケートでは、日本のユニバーサルデザインと街づくりに関する印象が「極めて良くなった」と「ある程度良くなった」とする回答があわせて約 9 割にのぼり、肯定的な評価を得た。また日本側パネリストからも、自分たちの取り組みのよい点・問題点を客観的に把握しながら、海外との情報のやり取りを強化する必要性を強く感じたとの意見が聞かれた。

(ウ) 現代日本理解特別プログラム

米国・英国・オーストラリア及びフランスの主要な研究機関に対して、主に社会科学分野（特に日本政治・外交）において、現代日本に対する理解の促進と発信強化に資する 8 件の事業に対する助成を実施し、アンケート回答機関すべてから国際交流基金の助成が有意義であったとの回答を得た。

イ. 日米交流事業の実施及び支援

日米両国が国際的責任を分かち合い、世界的視野に基づく協力を推進すると共に、日米両国の各界各層における対話と交流を促進するため、令和元年度は以下の取り組みを行った。

(ア) 安倍フェローシップ・プログラム

日米基軸で地球規模の政策課題に取り組む研究者・ジャーナリストの研究を奨励し、長期的に政策指向的研究または報道に従事し、世界のネットワークに積極的に参画する新世代の研究者・ジャーナリスト人材の養成を目指す研究奨学金プログラム。

平成 3 年（1991 年）の開始よりこれまでに日米両国での政策形成に影響力を持つ 447 名のフェローを輩出しており、例えば 2015 年フェローの若田部昌澄氏（フェローシップ受給当時は早稲田大学政治経済学部教授）は現在、日本銀行副総裁を務める。著名な研究者として活躍する過去フェローも多く、令和元年度には、バラク・クシュナー氏（2007 年フェロー、ケンブリッジ大学教授）及び土屋大洋氏（2000 年フェロー、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授）が中曽根康弘賞を受賞した。

成果発表も活発に行われており、2020 年 3 月時点で関連出版物の総数は 4,012 点（うち日本語文献 1,325 件、英語文献 2,687 件）に達する。うち、令和元年度中に発表されたフェロー（過去の受給経験者を含む）による刊行論文等は、日本語文献 22 件、英語文献 39 件（※2020 年 5 月現在での暫定値）。同じくメディア露出実績は計 1,754 件（和文メディア 602 件、英文メディア 1152 件）。フェロー満足度は、昨年度に引き続き 100%（回答者 8 名中 8 名）に達した。

また令和元年度も、安倍フェローによる知見発信および対話を通して関係強化・理解促進をさらに図ることを目的に、「サイバー・セキュリティ」をテーマに過去の安倍フェロー 3 名をパネリストとする「安倍フェローシップ・グローバルフォーラム」をサンフランシスコ及びワシントン

ンDCにて開催し、活発な討議が行われた。過去の安倍フェローの掘り起し・活用・ネットワーク構築の機会として、今後も同様のフォローアップ事業の実施を進めていく方針である。

(イ) 日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム (Japan Outreach Initiative :「JOI」)

日米センターのミッションの一つである「日米両国の各界各層における対話と交流の促進」を目的に、日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部地域にボランティアとして草の根交流コーディネーター(毎年3～5名程度)を2年間派遣するプログラム。平成14年度の開始以来、これまでに計75名のコーディネーターを派遣した。

令和元年度は新規に5名のコーディネーターを米国に派遣(第18期)したほか、継続派遣中の第17期5名、第16期6名と合わせ、のべ16名が米国の大学等を拠点に学校や地域で日本紹介活動を行った。令和元年度の1年間でのアウトリーチ数(イベントや催し参加者数)はのべ約4.9万人にのぼり、米国の地域レベルでの日本理解や日米交流の促進に貢献している。統計を開始した平成15年度(第1期2年目)以降、総アウトリーチ数は、のべ約111万人に達する。

第17期の上原美奈絵氏の派遣先であるメアリー・ワシントン大学(バージニア州フレデリックスバーグ)では、国際交流基金ニューヨーク日本文化センターが主催する「日本語講師給与グラントプログラム」の助成金を得て、初の日本語コースが新設された。これは上原氏による日本語の授業を含む幅広い日本語・日本文化のアウトリーチ活動等がきっかけとなり、同センターが大学に働きかけたことで実現した。この件は、上原氏の出身地である沖縄県の「琉球新報」でも報道(令和2年2月2日)された。

令和2年度から派遣対象地域に新たに山岳部を加え、派遣対象者数を年間10名(上限)に拡大することから、日米両国におけるプログラム運営でも広報にも力を入れた。日米センターのWebサイトでは「JOI その後の活動例」を応募者の裾野拡大のための布石として元コーディネーターの多岐にわたる進路を紹介した。コーディネーターたちの派遣先での精力的な活動とともに、国内における広報は、草の根交流の担い手になりたいという後進の道を開くことにも着実に繋がっている。

(ウ) 米国エスニック・コミュニティ知識人招へい・派遣事業

米国において近年影響力を増しているエスニック・グループと日本とのネットワークを構築し、米国での発信力が期待できる新たな知日層を開拓することを目的に平成27年度より開始。

令和元年度は、現在ヒスパニック・ラテン系住民が州の人口の6割を超えるテキサス州からテキサスA&M大学サンアントニオ校のシンシア・テニアンターマトソン学長を2020年1月に招へいし、「高等教育における女性の活躍」をテーマに津田塾大学の高橋裕子学長との学長対談を行うと共に、「グローバル時代におけるキャリア形成」をテーマに三重大学にて講演会を実施した。またテニアンターマトソン学長は、加藤カルコン委員長、日本の教育関係者、経済人等との活発な意見交換を行った。

また2020年2月には農業テクノロジーを取り上げ、同分野において日本を代表する専門家の澁澤栄氏(東京農工大学名誉教授)を米国に派遣し、気候変動など環境問題の深刻化に伴います注目されている次世代の農業をテーマに、米国ユダヤ人協会との共催による講演会を米国各地で実施し、対日理解・日米知的ネットワーク形成の促進を図った。

(エ) 米国有力シンクタンク支援(企画参画型助成)

米国の政策形成関係者の間での対日関心を高めると共に、日米知的交流基盤の強化を目的として、米国で政策形成に影響力を有するシンクタンクへの助成事業を行っている。令和元年度もブルッキングス研究所及びカーネギー国際平和財団に加え、保守系有力シンクタンクとしてトランプ政権の運営に大きな影響力を持つといわれるハドソン研究所への3年目の助成を実施。客員研究員と

して同研究所に所属する長尾賢氏（学習院大学東洋文化研究所客員研究員）によるセミナーの開催や論文執筆・発表を支援した。

(オ) 日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワークプログラム

現在は日米の知的世界、政策コミュニティにおいて大きな影響力を持つ人材の交代期であり、日米関係を支える人的基盤の世代交代を円滑に進めることが重要であるという認識の下、米国の政策・世論形成に関与することが期待される中堅・若手世代の日本専門家（研究者・実務家）を対象とした、日米間のアジェンダ理解とネットワーク形成を目的とする3年間の人材育成事業を米国のモーリーン・アンド・マイク・マンスフィールド財団と協力して実施している。（第1期は共催事業として、第2期からは企画参画助成事業として実施）。

本事業においては、公募により選考された研修生を米国内で複数回開催される会合・研究会に参加せしめるとともに、訪日プログラムを通じ日本や日米関係を取りまく課題についての理解を深めさせ、最終年に政策提言の発表と公開シンポジウムを行うこととしている。

平成29および30年度に実施したプログラム評価の提言を踏まえ、長谷川三千子氏（埼玉大学名誉教授）、村田晃嗣氏（同志社大学教授）、五百旗頭薫氏（東京大学教授）の3名を日本側アドバイザーに迎え、日本の機関に所属する3名を含む15名によって第5期2年目を実施した。

(カ) 日米パートナーシップ・プログラム

日本と米国との協力関係の維持・発展に、国際政治や安全保障論を中心とする学問的、実務的な面から携わり、将来的にリーダーシップを発揮することが期待される人材を集中的に育成することを目的として、通年で各種のセミナーやフィールドトリップ、論文作成のための指導を行う2年間の人材育成事業。一般財団法人平和安全保障研究所が、1984年から米国フォード財団の助成、また1992年からは日米センターの助成を受け、実施している。プログラム終了時に、各フェローは論文を提出するとともに、公開セミナーを開催し、広く一般への知見を普及する。

現在のプログラムは計101名の研究者を輩出した「安全保障研究奨学プログラム」の後継プログラムとして、日米関係要素を強化・拡充して2010年に開始されたもの。平成30年度に選定した9名の奨学生により、第5期2年目を実施した。前「安全保障研究奨学プログラム」と合わせると、累計137名の育成となる。

(キ) グラスルーツからの日米関係強化（Grassroots Exchange Japan：「GEN-J」）

本プログラムは、官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が2017年7月に策定した「行動計画」に基づき、米国における草の根レベルの日本理解を促進することを目的に派遣・招へいを実施するプログラムである。

派遣プログラムについては、2018年10月より、相次ぐ日本企業の進出で日本関連情報を求める声が高まっていた米国中西部及び南部各州の日米協会等に「日米交流ファシリテーター」6名を2年間の予定で派遣した（2019年1月に1名追加派遣、2019年3月に別の1名が健康上の問題で早期帰国、2020年3月現在は計6名が活動中）。ファシリテーターはそれぞれの派遣先地域で、地域コミュニティや日系企業社員等を対象とした日本理解アウトリーチ活動を展開し、州知事を招いた茶道デモンストレーション、大規模な盆踊り大会の開催等、活発に活動を行っている。

招へいプログラムについては、州務長官・議員・投資誘致機関幹部・ジャーナリスト等、米国中西部・南部地域各州の地域リーダー120名を5月、6月、9月、10月、11月の5回に分け、約1週間の日程で招へいした。日程前半は東京で外務省表敬・経団連やJETROからのブリーフィング、後半は地方で日本企業の生産現場の見学・地元ビジネスリーダーとの意見交換等を実施し、あわせて歴史・文化施設の視察や茶道等の日本文化体験もアレンジした。帰国前のアンケートでは、参加者からの満足度は100%（回答者75名中75名）、「あなたの日本理解向上に資する招へいプログラムだった

と思うか」の設問でも 100%（回答者 76 名中 76 名）が「そう思う」と回答する等、非常に高い評価を得た他、招へい実施の 4～11 カ月後に実施したフォローアップ・アンケートでは、多数の参加者が「GEN-J 招へい事業での訪日後、地元のイベントで訪日経験について発表した」、「地元の新聞で自分の訪日が取り上げられた」、「訪日経験を SNS で発信した」、「日米協会の活動に積極的に参加するようになった」等の声を寄せており、本件プログラム実施の波及効果が確認された。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

海外日本研究・知的交流の推進は、広く国内外の注目を集める成果として結実するまでに時間を要するものであるが、その影響は広く長く波及するものであることを踏まえ、各事業の関係者との意思疎通と情報共有を強化し、長年継続している事業を含め、費用対効果について常に精査しつつ、事業の意義を高めることが重要。

1. 日本研究支援

ア. 研究者支援

助成する研究者やその研究分野、日本側の受入機関・指導教官については、将来に繋がるか精査の上、選択していくことが重要。日本側の受入機関・指導教官とは、受入終了後も良好な関係を築き、有能であっても日本側学術機関とのコンタクトの機会に乏しい日本研究者がいる場合等において、基金が信頼を寄せる日本側指導教官を紹介できるような体制を整えておくことを期待する。

イ. 日本研究機関支援

北京日本学研究中心支援事業（北京外国語大学実施分）については、ベルリン自由大学副学長を囲むワークショップのような試みを続ける場合、同センター在籍者の傑出した日本語能力という優位性と見合い・補完するような欧米研究機関の選定が重要。

ウ. 日本研究ネットワーク支援

本事業で支援する若手研究者の研究内容、「次世代パネル」のテーマ、国際学会や国際フォーラム全体の議論にも注意を払いつつ、日本の立場や方向性を発信できる若手研究者を派遣できれば有益。

2. 知的交流支援

ア. 日中知的交流強化事業

日本との関係が希薄な知識人を対象としているプログラムであるため、日本への関心と来日中に築いた人脈が持続するように、招へい後も必要に応じて側面支援を行うことを期待。また、招へい後も基金と被招へい者とのコンタクトの維持に努めること。

イ. 現代日本理解特別プログラム

米国、英国、仏、豪の主要研究機関（8機関）について、それぞれ権威と発信力のある国際的に広く認知されている機関であるが、平成30年は多くの機関で助成の最終年であり、助成期間中の実績を評価し、将来における発信力等をも勘案し、来年度以降の事業対象について検討する必要がある。

ウ. 米国エスニック・コミュニティ知識人招へい・派遣事業

外国人材の受入れ等の、米国がより一層の経験と知見があるテーマについては、交流関係や発信内容に留意しつつ、今後に繋がる知的交流となるよう注意する必要がある。

エ. 米国有力シンクタンク支援

日本から派遣されている日本人客員研究員には、ハドソン研究所関係者との関係構築に努め、派遣終了後も、同研究所との関係を維持できるような各種事業の実施が期待される。

オ. 平成30年秋から派遣が開始されたグラスルーツからの日米関係強化（GEN-J）ファシリテーター

ター及び日本語サポーターについては、地域コミュニティや現地の日系企業のニーズを踏まえた日本理解に繋がる事業が展開出来ているか、それぞれの事業が軌道に乗るまで、細やかな指導がなされることを期待する。

カ. 日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワークプログラム及び日米パートナーシップ・プログラム

長年実施されている両プログラムについては、日本からの発信の強化・知的交流に資する事業となっているか適時で評価を行い、より良い事業としていくことを期待。

<前年度評価結果反映状況>

1. 日本研究支援

ア. 研究者支援

次年度の申請案件採否審査においては、申請者の将来性を重視し、特に若手の日本研究者育成に資する案件を優先的に採用するとともに、文化芸術及び日本語教育分野も含めた、次世代の担い手の育成を意識した。日本側の受け入れ教員の人選は、現在の申請の仕組みでは申請者が自ら行う形になっているが、その結果はかねてより国際交流基金としても重要な審査ポイントとしているほか、将来的には国際交流基金が主体的にマッチングに取り組めるような仕組みの構築も目指す考え。

イ. 日本研究機関支援

北京日本学研究中心事業では、博士課程の強化と国際化を二大方針として取り組んでいる。令和元年度は、ベルリン自由大学のヴェレーナ・ブレヒンガー＝タルコット教授を同センターの国際アドバイザーとして委嘱した。ヨーロッパ日本研究協会のキーパーソンであり、日本語・英語双方の研究教育上の長所・短所にも通じる同教授を中心として国際ワークショップの試みを継続するとともに、国際シンポジウムに欧米の第一線の日本研究者を招へいする等、中国における日本研究の一層の国際化を目指す。

ウ. 日本研究ネットワーク支援

令和元年度は、11月に台湾で開催された東アジア日本研究者協議会に支援を行った。同協議会はこれまで韓国、中国、日本と持ち回りで主催をされており、第4回に台湾大学がホストとなって東アジアの国・地域の主催が一巡した意義は大きい。

同協議会では波多野澄雄アジア歴史資料センター長が基調講演を行い、日本の若手・中堅研究者も多数参加した。東アジアの日本研究者のネットワーク形成に寄与するとともに日本の発信の場としても重視しており、今後も継続支援を行う考え。

2. 知的交流支援

ア. 日中知的交流強化事業

本課題に基づき、令和元年度はじめての試みとしてフォローアップ事業を開始した。

令和2年1月に、21世紀教育研究院執行院長の黄勝利氏（H26年度民間教育活動家グループの一員として招へい）を「日本における農村小規模学校の発展経験研究」を研究テーマに再招へいし、前回の来日を通じて築いた人的ネットワークを生かして対日理解を更に深めたほか、訪問先が交流の様子を発信するなど日本向けの発信にも貢献した。

そのほかの被招へい者ともSNS等を通じ密接なコンタクトを維持しており、彼らの発信成果を迅速にフォローすることに成功している。

これらの例に代表されるように、本事業は対日理解促進、研究成果の効果的な発信、日中間の知的ネットワーク強化の面において、中長期にわたり社会的還元効果の高い事業であるといえる。

イ. 現代日本理解特別プログラム

当該8機関について、これまでの助成期間中の実績を評価し、次年度以降の事業対象を選定した。特に欧州において支援拡充の必要を認め、令和2年度から新規2機関に実施の予定。

ウ. 米国エスニック・コミュニティ知識人招へい・派遣事業

今後の本事業の方向性や取り上げるテーマ案について、米国に詳しい有識者からのヒアリングを実施した。これを踏まえて今後も、より継続性の高い知的交流を目指していく。

エ. 米国有力シンクタンク支援

日本から派遣されている日本人客員研究員は、本人・ハドソン研究所双方からの希望で派遣期間を延長し、令和元年度も同研究所に所属して活発に研究活動やセミナー開催等を行っており、派遣終了後の関係継続・発展が期待される

オ. 平成30年秋から派遣が開始されたグラスルーツからの日米関係強化（GEN-J）ファシリテーター及び日本語サポーター

日本から派遣されている日米交流ファシリテーター及び日本語教育サポーターに対しては、赴任直後・赴任3か月目・赴任後1年を終えた2年目開始時点の計3回にわたって合宿形式の研修を実施すると共に、担当者が各ファシリテーター・サポーターの任地を訪問し、現地のニーズにあわせてどのような日本理解事業を展開していくか、受入機関や現地関係者も交えて面談やアドバイスをを行った。日ごろからも、活動や生活上の悩みがあれば相談を受け付け、きめ細やかな対応を行っている。

カ. 日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワークプログラム及び日米パートナーシップ・プログラム

日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワークプログラムについては、平成29-30年度に実施したプログラム評価に基づき、日本人アドバイザー3名と、日本機関所属の3名が参加者として加わった他、日米パートナーシップ・プログラムが訪米研修を実施した際に、両プログラムの交流事業を実施し相乗効果を図った。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

【量的成果の根拠】

ア. 5つの定量指標のうち、【指標3-2】、【指標3-5】の2つについては目標値の200%以上を、また、【指標3-1】、【指標3-3】、【指標3-4】の3つについて目標値の100%以上を達成した。

イ. 関連指標のうち、フェロー及び助成対象機関アンケートにおいて、得られたすべての回答において「有意義」との評価を得た。

【質的成果の根拠】

主に対日理解の深化及び対日関心の維持拡大、また、日本の対外発信の強化と人材育成を狙いとし

て、各国の研究者・研究機関、学会、ネットワーク事業等へ包括的な支援を展開し、さらに中長期に渡って継続実施してきた事業成果の捕捉にも努めた。具体的には以下のとおり。

ア. 「日本研究フェローシップ」の積極的な運用

前年度の当法人業務実績説明会における外務省外部有識者の指摘を踏まえ、フェローシップ件数のでこ入れに注力した。結果、前掲の表にあるとおり前年度比 45 名増、うち当該年度新規採用数は 35 名増を達成した。特に、東アジア出身で欧米有力大学に留学中の博士課程生を積極的に採用した。自国の教育から解放され多様な見方を獲得中に来日し、信頼のおける優れた日本側教員と師弟関係を結ぶことで、高い英語発信力と相俟って帰国後のポスト獲得競争で優位に立つことが期待される。

イ. 日本研究支援事業の戦略性と価値の向上

国際交流基金の主体的関与を通じた日本研究支援事業の戦略性と価値の向上に配慮している。基盤整備支援も、受動的な関与にとどめず、国際交流基金主催本邦研修への助成対象機関所属学生らの直接参加等を通して、信頼できる日本側研究者との早期からの関係構築や日本所在一次資料へのアクセス等、日本研究の開放と国際化を進めるとともに、参加者からも現場の情報と意見を吸収した。現地大学側の国際化ニーズや大学院生層のキャリア形成ニーズとも整合性が高い。

ウ. 中国向け事業

中国向け事業は、全体を日中懇提言の方向性に沿うよう見直しているが、特に北京日本学研究センターについては、2018 年の日本側主任の交代をてこに、国際化と研究・発信力の向上策に着手した。

エ. 米国現政権支持基盤の米国南部・中西部において、草の根レベルの日本理解をより一層促進すべく、令和 2 年度から JOI コーディネーターの派遣人数・派遣先地域を拡充することとし、令和元年度中はこれに向けて、米国側との調整・準備やプログラム広報に力を入れた。また、「グラスルートからの日米関係強化 (GEN-J 事業)」では、日本企業の進出地域に派遣中の GEN-J ファシリテーターが様々な日本理解アウトリーチ活動を展開すると共に、米国南部・中西部から地域リーダー 120 名を本邦に招へいし、日本及び日本企業に対する理解深化に取り組んだ。

以上の成果を踏まえ、所期の目標を達成していると認められる。

【課題と対応】

ア. 国際的な学会が相次いで中止・延期される中、各国の次世代中核人材が活躍できる場を確保するべく、オンラインでの研究対話等の機会を提供する。

イ. 過年度の外務省外部有識者の指摘を踏まえ、欧州事業のてこ入れに着手し、現代日本理解特別プログラム新規案件の投入及び欧州・中東・アフリカ地域を中心にフェローシップ件数を積み増す。

ウ. アジア文化交流強化事業費（補助金）による知日を通じた米国・東南アジア連接事業の終了に伴う激変緩和も考慮し、対米事業費（継続分を含む。）の水準確保に留意する。

オ. 対米事業について、以下の項目につき留意しつつ進めていく。

（ア）米国南部・中西部に対する取り組みを強化する。

（イ）大統領選挙の結果を踏まえた戦略的な事業展開を図ると共に、米国を取り巻く状況に対す

る理解を促進し、その理解に即した対応を行っていく。

(ウ) 新型コロナウイルスによる影響を踏まえ、状況に応じた新たなスタイルの事業実施に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠 :

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

収入予算外である平成30年度からの繰越予算を充当した支出があったため等

独立行政法人国際交流基金 令和元年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	「アジア文化交流強化事業」の実施
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 ASEAN 諸国を始めとするアジアは、我が国にとって政治、経済及び地政学的に重要なパートナーであり、人々の相互理解の基礎をつくりあげるに当たっては、芸術・学術の様々な分野において、双方向交流とネットワークの強化・人材育成を行いながら、各国の伝統文化保存・継承に協力していくこと、文化交流の最も重要なツールであると同時に文化交流そのものである日本語学習者に対する支援を行うことが不可欠である。このため、平成25年12月の日・ASEAN特別首脳会議において、安倍総理から日本語教育支援及び双方向の芸術文化交流を柱とする「文化のWA(和・環・輪)」が我が国のイニシアチブとして発表され、基金はその中核事業を実施しているため。 【難易度：高】 日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、ASEAN 各国及び国内で相互交流の裾野拡大から協働の取組まで多岐にわたる事業を継続的に展開するためには、日本国内外の数多くの関係機関及び関係者との調整・協力が不可欠である。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標4-1】 “日本語パートナーズ”派遣数	計画値	2,359人以上		600人程度	600人程度	680人程度		
	実績値			591人	635人	515人		
	達成度			100%	106%	76%		
【指標4-2】 人物交流事業、	計画値	570件以上		200件	200件	124件		

ネットワーク構築促進事業の実施件数	実績値			226 件	217 件	143 件		
	達成度			113%	109%	115%		
【指標 4-3】 協働事業及びその成果発信事業の実施件数	計画値	597 件 以上		200 件	200 件	147 件		
	実績値			240 件	240 件	205 件		
	達成度			120%	120%	139%		
パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート「有意義」項目 ※	実績値			99% ／ 99%	99% ／ 99%	99% ／ 99%		
パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目 ※	実績値			98%	97%	97%		
パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目 ※	実績値			98%	98%	98%		
パートナーズ派遣裨益者数(パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数)	実績値		(平成26～27年度の実績平均値103,454人)	419,462人	369,240人	360,045人		
主催事業来場者・参加者アンケート「有意義」回答割合 ※	実績値			97%	96%	97%		
海外実施主催事業来場者・参加者アンケート「対	実績値			89%	89%	90%		

日関心／理解促進」回答割合※								
文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）	実績値		（平成26～27年度の実績平均値515,271人）	1,410,815人	1,089,982人	713,411人		
<p><目標水準の考え方></p> <p>○“日本語パートナーズ”派遣数は、平成26年度から同32年度までに3,000人の派遣を目標としており、前期中期目標期間中の派遣見込数641人を差し引いた2,359人以上を第4期の目標人数とする。</p> <p>○人的交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数は、平成26年度から同32年度までに1,000件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数430件を差し引いた570件以上を第4期の目標件数とする。</p> <p>○協働事業及びその成果発信事業の実施件数は、平成26年度から同32年度までに1,000件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数403件を差し引いた597件以上を第4期の目標件数とする。</p> <p><目標達成に影響を及ぼす外部要因></p> <p>○派遣先の治安状況等によっては、人材確保が困難又は派遣を見合わせざるを得なくなる可能性がある。また、現地の教育制度や査証又は滞在許可取得手続きが変更となった場合には、派遣が中断する可能性がある。</p>								

※アンケートはいずれも5段階評価で上位2つの評価を得る割合

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（千円）	3,983,602	3,664,749	3,895,745		
決算額（千円）	3,622,308	3,352,100	3,259,079		
経常費用（千円）	3,623,743	3,353,509	3,258,438		
経常利益（千円）	0	0	0		
行政コスト（千円）※	3,623,743	3,350,578	3,258,543		
従事人員数	23	23	25		

※平成29年度から平成30年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成32年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。

(ア) “日本語パートナーズ” 派遣事業の実施

現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図る。

(イ) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業を実施する。

【中期計画】

エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成32年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。

(ア) “日本語パートナーズ” 派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。

(イ) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。

・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、市民同士が交流しアジアの文化紹介・情報を提供する場（ふれあいの場）をアジア各地に設置・運営するとともに、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施及び支援する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジア域内において文化芸術・スポーツ・知的交流の幅広い分野の専門家の人材育成、専門家間の国の枠を超えた共同・協働事業の促進を目的とするアジア・フェロウシップを実施する。また、アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを実施する。

- ・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施及び支援する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 日本国内外の関係機関及び関係者との連携を通じ、多様な分野での双方向交流を効果的・効率的に実施する。
- b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向）や、文化交流基盤（文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、事業を効果的に実施する。
- c. 基金の他分野事業との連携に配慮する。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。

【年度計画】

エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を令和2年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。

特に令和元年度は、アジアセンターが5年にわたって行ってきたこれまでの相互交流の成果をまとめた、日本と東南アジアの文化交流事業を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア2019」を日本と東南アジアで実施する。

具体的には以下（ア）（イ）の事業を実施する。

（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。

令和元年度は、上記目標の達成に向けて、地方自治体等との連携、および広報の強化による応募者拡大に引き続き努め、“日本語パートナーズ”長期について320名程度の新規派遣を行うとともに、85名程度の短期派遣、275名程度の大学連携派遣により、計680名程度の派遣を行う。

（イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。

- ・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施及び支援する。

令和元年度は、上記目的の達成に向けて、防災・多文化共生といった共通テーマを通じた交流など、下記「文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて124件（令和2年度までの目標570件以上に対し、令和元年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジア域内において文化芸術・スポーツ・知的交流の幅広い分野の専門家の人材育成、専門家間の国の枠を超えた共同・協働事業の促進を目的とするアジア・フェローシップを実施する。また、アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを実施する。

令和元年度は、上記目的の達成に向けて、アジア各国からの文化人招へい、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業など、上記「各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業」と合わせて124件（令和2年度までの目標570件以上に対し、令和元年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施及び支援する。

令和元年度は、上記目的の達成に向けて、2020年を見据えて取り組む大規模協働事業を実施・支援するとともに、地方と連携した事業の推進によりアジア交流のプラットフォーム強化を進め、147件（令和2年度までの目標597件以上に対し、令和元年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。

【主な評価指標】

(ア) “日本語パートナーズ” 派遣事業の実施関連の指標

【指標4-1】 “日本語パートナーズ” 派遣数 2,359人以上

(関連指標)

- ・パートナーズ/パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣裨益者数（パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数）（平成26～27年度の実績平均値103,454人）

(イ) 文化事業の実施関連の指標

【指標4-2】 人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数 570件以上

【指標4-3】 協働事業及びその成果発信事業の実施件数 597件以上

(関連指標)

- ・主催事業来場者・参加者アンケート 「有意義」回答割合
- ・海外実施主催事業来場者・参加者アンケート 「対日関心/理解促進」回答割合
- ・文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）（平成26～27年度の実績平均値515,271人）

3-2. 業務実績

アジアにおける日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を事業の柱として、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において以下のとおり、“日本語パートナーズ”派遣事業で515人のパートナーズを派遣したほか、合計348件の交流事業を実施。約107万人を動員し、日本とアジアの域内の交流と理解促進に大きく貢献した。

また、令和元年度には、これまでの相互交流の成果を振り返るとともに、将来の関係をさらに深めることを目的として、日本と東南アジアの文化交流を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア2019」を国内では東京を中心に、海外では東南アジアの3都市（ジャカルタ、ハノイ、バンコク）を中心に実施し、過去5か年に渡る「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」の成果を披露した。主たる計24件の事業だけでも、約2万人を動員し、報道件数は1,350件にのぼった。

また、2019年11月にバンコクで開催された第22回日ASEAN首脳会議では、各国首脳から「文化のWA」プロジェクトによる実績に対し高い評価がなされ、それに対し、安倍総理が謝意を述べるとともに、このような有意義な事業を引き続き活用し、各国との交流を更に深めていきたい旨の発言があった。

(1) “日本語パートナーズ”派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援した。

令和元年度は、“日本語パートナーズ”長期派遣336名を新規に派遣するとともに、短期派遣32名、大学連携派遣147名の計515名を、12か国・地域、505機関へ派遣した。

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、令和2年1～3月に派遣を予定していた短期派遣および大学連携派遣で計170名程度が派遣取りやめとなった。

ア. 派遣の成果

令和元年度中に12か国・地域から帰国したパートナーズ512名（うち82名は平成30年度派遣）の受入校に対し、アンケート調査を実施したところ、99%がパートナーズの活動を有意義と評価したほか、生徒の日本・日本文化に対する知識増加・理解深化（98%）、生徒の日本語学習意欲向上（97%）、現地日本語教師の日本語能力向上（96%）など、総じて非常に高い評価を得た。また、課外活動としての日本語クラブの活動活発化（53%）、大学進学における日本関連の学科（日本語学科など）への進学（39%）、日本語能力試験の受験者数増加（32%）など波及的な成果もあげており、将来日本での就職を希望する生徒が増えた、との回答もあった。

これらの成果に加え、現地の関係者からは、生徒が日本語を話す勇気を持てるようになったこと、パートナーズと一緒に日本語を練習した生徒が現地の日本語スピーチコンテストに入賞したこと、それ以外にも生徒が自らすすんで教室の掃除や美化に努めたり、脱いだ靴を並べるようになったりするなどパートナーズから学んだ日本の習慣や規範がよい変化をもたらしていること等を評価する声が寄せられている。また、日本語の授業のサポートや日本文化の紹介のみならず、パートナーズ自身が現地の言語や文化を真摯に学ぶ姿勢も、現地の日本語教師や生徒等に良い影響を与えているとして好意的に受け止められている。受入校からは、パートナーズの活動を通じて、或いはパートナーズの受入をきっかけとして、SNSやスカイプを通じた日本の学校との交流や、文通や年賀状の交換、訪日スタディ・ツアーの実地など、直接日本との交流を実施する機会が増えたとの報告もよせられている。

令和元年度帰国のパートナーズは、501校の教育機関において約16万人の現地生徒の日本語教育に従事するとともに、約20万人に対し課外活動や各種イベントなどで日本文化紹介を行っており、その合計数は延べ約36万人に上った。パートナーズの波及効果は日本語を学習する生徒にとどまらず、そ

他の生徒・教員や地域住民にも及んでおり、幅広い層における対日理解促進に大きな貢献を果たしているほか、各国の日本語教育事情の特色を踏まえつつニーズに応じた多彩な貢献を展開した。

また、パートナーズの派遣により、現地の日本語教師との合同研修会の機会が大幅に増えたことに加え、「日本語パートナーズ」カウンターパート日本語教師訪日研修」の実施により、本邦での研修に参加できる現地の日本語教師の数が拡大し、より多くの現地の日本語教師の能力向上に貢献した。なお、「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、大分県及び別府市と連携して、本訪日研修の一部を大分県で実施し、大分県の魅力発信および大分県と ASEAN 地域との交流の更なる強化にも寄与した。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるミャンマーのホストタウンである神奈川県、鶴ヶ島市（埼玉県）から現役の大学生を同国に派遣することにより、日本語教育のサポートだけでなく、オリンピック・パラリンピックに対する機運醸成へのきっかけづくりや、ホストタウンの紹介をすることで、地方の魅力発信にも貢献した。

パートナーズ活動に対する派遣先各国からの評価は高く、2019 年 5 月にジャカルタで開催された日本語パートナーズのシンポジウムにおいて、インドネシアの教育大臣が「日本語パートナーズをこの 5 年間受け入れておりますが、私が期待することは、このような素晴らしいアジアと日本との協力関係を継続していただくことです。このために高い評価と感謝をインドネシア政府から日本政府に対してお伝えさせていただきたいと思っております」と発言した他、タイの教育大臣から我が国の外務大臣に感謝の書簡が寄せられており、このほかフィリピン、ラオス、ベトナムなど各国の教育当局、教育機関などからも謝意や今後への期待などが相次いで表明されている。

イ. 安定的な人材の確保

適切な人材を一定数確保するため、インターネットやソーシャルネットワークサービス（SNS）も活用した大型広報キャンペーンを行った。また、日本全国各地で計 66 回の一般説明会、大学での募集説明会、並びに国際交流関連イベント等への参加など引き続き積極的な公募活動を行った結果、令和元年度通年の応募倍率は前年度とほぼ同じ 5.3 倍（平成 30 年度は 5.4 倍）を確保した。

また、従来の埼玉県、静岡県、福岡県に令和元年度から大分県を加えた 4 自治体、15 大学との連携により、推薦枠を設定するとともに広報に努め、質の高い人材を確保した。

派遣前研修においては、派遣先の言語・文化知識や日本語教授法に関する基礎知識等の習得を主な内容とし、基金施設（日本語国際センター及び関西国際センター）等を活用して、計 5 件実施した。なお、うち 1 件については、「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）に従い、大分県、別府市及び立命館アジア太平洋大学と連携し、大分県にて研修を実施した。

ウ. 帰国後のパートナーズ

帰国後のパートナーズに対するフォローアップとして、感謝状贈呈式・交流会や募集説明会におけるパートナーズ活動報告の実施に加え、メールマガジンや SNS 等の活用を通じて、ネットワーク維持を行っている。帰国後の長期パートナーズ（帰国後 6 か月以上 3 年未満）698 人を対象にフォローアップ調査（有効回答率 47%）を行ったところ、帰国後も赴任国の情報・ニュースに関心継続（93%）、赴任国の言語習得継続（64%）、周囲へのパートナーズ参加勧奨（直近 1 年間）（61%）、日本語教育への従事継続（50%）、赴任校との交流継続（直近 1 年間）（40%）という結果であった。

帰国後の活動状況としては、国内外の大学や日本語学校などにおける日本語教師、技能実習生や看護師・介護福祉士候補者、留学生に対する支援活動への従事、地方自治体における海外からのインバウンド誘致業務担当、独立行政法人国際協力機構（JICA）ボランティアへの参加や、東南アジア地域

と関わりの深い学校法人や企業での勤務など、パートナーズ派遣を通じて獲得した異文化への適応力や現地語能力を活かし、各分野において活躍している。

エ. パートナーズ事業の広報

本事業の趣旨・目的や事業成果を社会に広く周知すべく広報活動も積極的に行った。特に令和元年度は、アジア文化交流強化事業の約5年間の成果を幅広く紹介する「響きあうアジア2019」の一環として、2019年5月にインドネシア教育文化省と共催でジャカルタにて、また、6月には東京で、パートナーズ事業に関するシンポジウムを実施し、それぞれ200人と400人を超える来場者を得た。東京のシンポジウムには日本での外国人材の受け入れや多文化共生の取り組みに関心のある参加者も多く来場する中、パートナーズの経験が帰国後にどのように、それぞれのキャリアや地域社会の中で生かされているかを広く紹介した。また、7月に東京芸術劇場でパネル展示を中心とした展覧会を実施し、本事業によって生まれた「文化の違いを超えて繋がる心や広がる共感」やパートナーズがこれまで築いてきたアジアとの絆や現地の活動の様子を紹介した。

また、パートナーズの活動を紹介する報道は全国紙および静岡新聞や福島民報などの地方紙を中心に国内で47件、またパートナーズの派遣先各国においては、主要紙報道を含む84件の報道があった。また、基金ウェブサイト「今月の“日本語パートナーズ”」等の記事を397本掲載し、メールマガジンや公式Facebookを通じて拡散を図ったほか、派遣中のパートナーズ自身が、SNSを利用して積極的な情報発信を行った。

オ. 学習者のフォローアップ

令和元年度に実施した新たな試みとして、パートナーズ派遣先学校より、訪日経験のない生徒・学生を選抜し、ASEAN10か国から50名を本邦に招へいた。

同世代の日本人との交流や、東京や広島での視察プログラムを通じて、日本に対する理解を深め、日本語学習のモチベーション、将来的な日本への留学・就職への関心を高める結果となった。来日中は、安倍昭恵総理大臣夫人、萩生田光一文部科学大臣への表敬訪問も行った。

(2) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施した。

ア. 各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を、主催・助成により41件実施及び支援し、約25万人の参加を得た。

(ア) アジア・市民交流主催事業

アジアの市民・地域レベルのグループ交流事業として、13件の主催事業を実施。

アジアの共通課題の中でもとりわけ重要な防災教育及び環境をテーマに、各国の青年リーダーが研修を通じて学び合う「HANDs! - Hope and Dreams Project」では、100名を超える過去の全プロジェクト参加者（フェロー）を対象に、これまでの学びの成果のフォローアップとなる国際協働制作プロジェクト（計5件）を継続的に実施した。そのうちの1つである「SMART」は、甚大な地震災害に見舞われたネパールの防災・減災教育に関して、日本や東南アジアの専門家・実践者の知見をふまえて新たな教育プログラムを開発するもので、地域コミュニティの医療活動に従事しているフェローが教師やコミュニティリーダーの協力を得て、学生対象に防災教育キャンプなどを実施

した。

また2019年7月には「響きあうアジア2019」の企画としてHANDS!プロジェクトの集大成として「災害とデザイン」展およびワークショップを東京芸術劇場にて実施した

(イ) アジア・市民交流助成事業

アジアとの市民・地域レベルの交流事業を実施する国内の団体を対象に計28件の事業を採用し、経費の一部を助成した。多岐にわたる市民レベルの事業を支援し、アジア域内の交流拡大に寄与した。

昨今特に社会課題の解決に取り組むNPOや社会的企業(起業)の活動が活発になっているが、本助成事業を通してかかる社会課題解決型事業を多く支援している。具体的な助成事業例としては、東南アジアの社会活動家を支援する一般社団法人アース・カンパニーの「インドネシアなどアジア太平洋5か国のチェンジメーカー育成・交流事業」、特定非営利活動法人e-Educationによる「メディア変革時代を生きるアジア3カ国の若者のネットワーク構築事業—社会課題解決の担い手育成に事業」、特定非営利活動法人ETIC.(エティック)による「アジアの共通課題に取り組む実践家のための相互学習と共創」、一般社団法人つむぎやによる「DOOR to ASIA in Bangkok」(日本とアジアの若手・中堅デザイナーによるローカル・ブランド/プロダクトの価値創造事業)などがあげられる。

イ. 文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジア・フェローシップを19件実施したほかアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを、主催及び助成により83件実施し、約4万人の参加を得た。主要な事例は以下のとおり。

(ア) アジア・フェローシップ

一定の期間、自国外のASEAN地域もしくは日本に滞在して活動を行う個人に対して、フェローシップを提供した。令和元年度は長期14名、短期5名(継続2名、新規17名)に供与し、専門・関心分野に関する調査・研究・創作活動やネットワーク・プラットフォームの構築などを目的とした活動を支援した。

東南アジアにおける交響楽団のマネジメント、ビデオアートの歴史と現在に関する調査(以上日本人フェロー)、高等教育機関における社会科学・人文科学に関する日本とカンボジアとの比較研究、在日カンボジア人(ボートピープルの子孫)のパーソナルヒストリーをテーマにした写真作品制作(以上東南アジア諸国のフェロー)など、幅広い分野にわたり、多様な関係者を巻き込んだ調査、研究、ネットワーキング活動が行われた。

(イ) アジア・文化人招へい

日本との文化交流の発展に貢献が期待されるASEANの有識者として、ノルリザ・ロフリ氏(マレーシア観光芸術文化省国家文化芸術局長)を招へいし、同氏の専門と関心を踏まえた滞在日程により、日本の専門家等とのネットワークを構築した。文化庁、アーツカウンシル東京等の公的文化機関や民間の文化財団の関係者や文化政策研究者と懇談し、多角的な観点から日本の文化政策の現状を把握する機会を提供した。また北海道では開館直前の国立アイヌ民族博物館、札幌市、さっぽろ雪まつり実行委員会等を訪問し、少数民族関連の文化施策や地理的条件を生かした観光政策について関係者から聞き取りを行う機会も提供した。ロフリ局長によれば、日本で得た知見は、マレーシアで2020年に改正予定の文化政策の立案に生かされるとのことである。

(ウ) 専門家グループによる交流事業及びネットワーク構築事業

東南アジアにおける中堅・若手のムスリム知識人・活動家グループによる日本各地の視察、地域

住民や学生との対話などを通して、アジアのイスラム知識人間のネットワーク形成並びに日本におけるイスラム理解の促進を図る「東南アジア・ムスリム青年との対話(TAMU/Talk with Muslim series)」事業を実施。特に東南アジア諸国でもイスラム教徒が少数派であるタイ、シンガポール、フィリピン、カンボジア、ミャンマーからも招へいし、日本におけるムスリム（日本社会におけるマイノリティー）と交流・対話を行った。

また、アジアにおける多様性（ダイバーシティ）というテーマ内でも、より良き多文化共生社会の実現という課題に絞り、それに向けて将来リーダーとなりうる中堅実務者を対象とした視察、市民との交流、ワークショップを行う事業「ダイバーシティをはぐくむEYESプロジェクト」を実施。特に今回は移民の送り出し国と受け入れ国との比較研究を目的に、フィリピンと日本で研修を行った。また映像やダンスというツールを用いて多文化社会理解を育むためのメソッド開発を試みた。

ウ. 文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携した幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を、主催・助成により、205件実施し、約42万人の参加を得た。

(ア) アジア・文化創造協働事業

a. 映画

アジア最大規模の国際映画祭である東京国際映画祭との連携を平成26年度から継続し、上映作品関係者、海外の映画祭関係者、ジャーナリスト、映画バイヤー・セラー等計70名を招へいし、日本の映画関係者とのネットワーク深化の機会とした。同映画祭のアジア映画紹介部門「CROSSCUT ASIA」においては、ホラーやスリラー、SF、ファンタジー等、東南アジアの摩訶不思議な世界を多様な視点でとらえた映画10作品を特集上映し、シンポジウムなどの関連事業も含め2,578名が参加した。観客アンケート結果では96%が「非常に満足」「満足」、100%が東南アジアの文化に対する理解が「とても深まった」「深まった」と回答した。

一方、アジアセンター主催による日本と東南アジアの文化交流の祭典「響きあうアジア2019」では、『サタンジャワ』サイレント映画+立体音響コンサートを実施。インドネシア映画の巨匠ガリン・ヌグロホのサイレント映画と、サウンドデザイナー森永泰弘の立体音響を融合させた新しい形のライブコンサートは、日本とインドネシアのアーティストが映画、音楽、舞台にまたがるジャンル横断的な文化交流を行い、協働作業を通して信頼関係を構築し、新たな国際共同制作作品として結実したものである。本事業は『毎日新聞』『読売新聞』『日本経済新聞』等の主要紙や、各種雑誌、ウェブメディアに取り上げられ、事前に一般発売チケットが完売となる回が生じて盛況となり、2回の公演で計859人を動員した。

同様に「響きあうアジア2019」の一環として実施した特集上映「東南アジア映画の巨匠たち」では、アジアセンター東南アジア映画事業の集大成として、東南アジアの巨匠監督らによる秀作映画10作品を紹介した。また、同特集上映のために招へいした東南アジアの映画監督や日本の映画関係者が登壇するシンポジウムを開催し、映画分野における日本と東南アジアの協働や国際展開、人材育成のあり方について議論を深めた。これら上映とシンポジウムに2,233人の参加があった。

また、強い集客力を持つ日本映画の総合プラットフォームの構築を目指す「JFF（Japanese Film Festival：日本映画祭）アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」を平成28年度より実施しているが、令和元年度は、ASEAN8か国およびオーストラリアの9か国・35都市で日本映画祭を開催し、最新の日本映画を中心に70作品をのべ787回上映し、約11.1万人の観客を動員した。観客へのアンケート結果では97%が「非常に満足」「満足」との回答を得たほか、各国報道

件数は788件、特設ウェブサイトのページビュー数は約295万件を達成し、日本映画の多様性、さらには映画を通じた日本の文化の魅力を伝えた。

また、新たな試みとして、2020年3月より、特設ウェブサイト上で日本映画を視聴できるストリーミングサービス「JFF Online」を開始し、日本の若き映画監督たちの手による12作品のインディーズ映画を英語字幕付で無料配信した。当初、ASEAN各国およびオーストラリアを対象に計画していたところ、新型コロナウイルス感染拡大により集客を伴う事業実施が困難な情勢を受け、日本を除く世界全地域（一部作品は除外地域あり）を対象を拡大し、2020年3月5日から31日までの再生回数は36,610回に及んだ。

b. 舞台

(a) 「響きあうアジア 2019 ガラコンサート」

平成26年度から続く「ASEAN オーケストラ支援事業」の集大成として、東南アジア5カ国（ベトナム、タイ、フィリピン、インドネシア、ミャンマー）の8つの交響楽団から80名を招へいし、日本の演奏家・学生等とともに総勢140名余りの多国籍交響楽団を編成。“炎のマエストロ”こと小林研一郎氏の指揮のもと、4日間の合同練習を経て、東京芸術劇場コンサートホールにおいて熱気溢れる演奏を披露し、「響きあうアジア」全体のオープニングを飾った。観客からは「異なる国のオーケストラが集まって1つのエネルギーとなり、音楽を作り出すことの素晴らしさを感じられた」「音楽を通して世界は一つになれる、という気持ちを得ることができた」等の好意的なコメントが多数寄せられた。また、参加したオーケストラ奏者からは、音楽を通じた文化交流の意義を改めて強く感じたとのコメントが寄せられた。本事業は公演1回で、各国大使や議員等招待者を含む1,823人を動員し、アジアセンターによる5年間の相互交流の成果を強くアピールした。

(b) 「フィーバー・ルーム」

カンヌ国際映画祭パルム・ドール（最高賞）等、数々の受賞歴を持つタイの映画作家／美術家アピチャップン・ウィーラセタクンが初めて取り組んだ舞台作品「フィーバー・ルーム」を東京芸術劇場で上演した。様々な演出効果を駆使し、記憶とイメージの移ろいやすさに対する省察へと観客を誘うパフォーマンスは、映画と演劇の枠組みを超えた新しい劇場体験として支持を獲得し、各種雑誌、ウェブメディアに取り上げられ、前売り券が完売。当日券の抽選を待つ長い行列ができ、12回の上演で2,265人を動員する成功を収めた。本作品は「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2017」（共催：アジアセンター）において日本初演を迎え、大好評を博したプロダクションの再演である。

(c) 「プラータナー：憑依のポートレート」

タイ現代文学の旗手ウティット・ヘームムーンによる原作小説を、岡田利規の脚本・演出、塚原悠也の舞台美術により舞台化した『プラータナー：憑依のポートレート』を東京芸術劇場で上演した。アジアセンターの共催により3年かけて取り組んだ国際共同作品は、2018年にバンコクとパリで上演され、同年のタイ批評家協会賞・最優秀作品賞を受賞。「響きあうアジア2019」の一環として実現した今回の日本初演は、『産経新聞』『朝日新聞』『毎日新聞』等の主要紙や各種雑誌、ウェブメディアに取り上げられ、前売り券が完売し、急きょ追加公演を設けるほど好評を博した。11回の上演および関連企画により1,800人を動員した。本公演は第27回読売演劇大賞（2020年）の選考委員特別賞および優秀スタッフ賞を受賞した。2020年3月にはベルリン・シヤウビューネ劇場で開かれる国際演劇祭「FIND 2020」の公式プログラムとして招へいされていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により上演中止（延期）された。

(d) 「DANCE DANCE ASIA - Crossing the Movements」

新しい身体表現として、とりわけ日本と東南アジアの若い世代の間で注目を集めるストリートダンスを軸とした国際交流・共同制作事業として平成 26 年度に開始した本事業は、9 カ国で 17 回の公演を実施し、総観客数はのべ 35,000 人を超えた。令和元年度は東南アジア 6 カ国と日本のアーティストが 5 作品を共同制作し、東京芸術劇場で 4 回上演。このうち 3 作品をハノイで 3 回、バンコクで 2 回上演し、いずれも好評を博した。各地でワークショップやアフタートーク等の関連事業も行い、演者と観客の交流およびストリートダンスの普及を図った。公演はラジオ番組、ウェブメディア等に取り上げられ、関連事業を含め 3 都市で 3,099 人を動員した。

(e) 「ASEAN-Japan Music Festival 2019 in Vietnam ～ prayer for peace ～」

「響きあうアジア 2019」および「ASEAN-JAPAN Day」記念行事の一環として、日本および東南アジア 6 カ国（ベトナム、ブルネイ、インドネシア、ラオス、ミャンマー、タイ）の代表的な歌手 11 組 12 名の共演によるポップミュージックの祭典をハノイで実施した。日ベトナム特別大使で、日・ASEAN 特別大使（いずれも当時）でもある杉良太郎氏プロデュースのもと、ベトナム国営テレビ（VTV）の制作協力により実現した本音楽祭は日本国内でも高い関心を集め、ハノイにおける公演当日は、日本からの観覧申込者約 120 人を含む約 2,400 人の観客を動員した。また、当日はベトナム副首相・外相、在ベトナム ASEAN 各国大使館関係者が鈴木外務大臣政務官（当時）、梅田駐ベトナム日本国大使（当時）等と共に来賓として出席し、公演パンフレットには、安倍内閣総理大臣、ベトナム首相からのメッセージが掲載された。また、公演の様子は後日 VTV を通じてベトナム全国にテレビ放送された。

(f) その他

鈴木忠志主宰劇団 SCOT とインドネシアとの国際共同制作作品「ディオニュソス」は、2018 年に日本とインドネシアで初演を迎えた後、2019 年 5 月、40 年以上の歴史を誇る東南アジア屈指の国際舞台芸術祭「シンガポール国際アートフェスティバル（SIFA）2019」の正式オープニング招待作品として上演され、好評を博した。さらに、日本とロシアで共同開催された国際舞台芸術祭「第 9 回シアター・オリムピクス」の日本会場（富山県南砺市・黒部市）において世界中から参加した観客・演劇関係者等に向けて上演され、4 回の上演で 1,568 人を動員した。また、インドネシアの演出家・俳優・演奏家と日本の音楽家による国際共同制作作品「いのちの旅」（構成：レスツ・I・クスマニングルム）はシアター・オリムピクスで 3 回上演され、813 人を動員した。

また、2020 年 2 月に実施した「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2020（TPAM）」は、過去 6 年間にわたりアジアセンターの参画を得て、アジアにおける国際的な認知度が高まり、現代舞台芸術に取り組む国内外の専門家たちの交流プラットフォームとしての地位を確立した。特に、東南アジアからの作品の紹介を充実させたことで、アジアにおける舞台芸術交流のハブとしてアジア域外の関係者からも注目される存在となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響にも関わらず過去最多となる 962 名の参加登録者を得た。令和元年度はダンスに焦点を当て、主催プログラム 11 演目 36 公演、シンポジウム、レセプション、グループミーティング等のネットワーク・プログラム 371 件を実施。また、年々参加者が拡大している公募プログラムでは 68 演目 277 公演を行った。これに加えて、会期中に東南アジアを中心に世界各国から約 40 名の若手舞台芸術専門家、批評家等を招へいして舞台芸術関係者間のネットワークを一層拡充し、今後の各国間の協働につなげる布石とした。TPAM で新作を上演したインドネシアのダンサー／振付家エコ・スプリヤントが NHK World JAPAN のインタビュー番組「Direct Talk」に出演。その様子は全世界に向け

て放映されたほか、タイの演劇評論家による TPAM 批評記事が同国を代表する英字紙『バンコク・ポスト』に掲載されるなど、事業の波及効果は国内外に及んだ。

c. 美術

1960年代から90年代にかけてのアジア各国の美術を紹介する展覧会「アジアにめざめたら：アートが変わる、世界が変わる 1960-1990年代」（英題：Awakenings: Art in Society in Asia 1960s-1990s）を、東京国立近代美術館、ナショナル・ギャラリー・シンガポールおよび韓国国立現代美術館との共催で実施した。日本、シンガポール、韓国の国立美術館とアジアセンターの4者が、日本、東南アジアを含めたアジア各地の現代アートの黎明期に焦点を当て、約4年にわたる共同の調査を経て90組、約140点の作品を紹介する展覧会として実現した。2万人を超える来場者を迎えた前年度の日本展に引き続き、令和元年度は韓国展およびシンガポール展を開催。両館合わせて11万人近くの来場者があった。本事業は成功裡に終了したが、その後も英国をはじめ欧州各国の美術館から巡回を期待する声が寄せられている。

「東南アジアとは何か」をテーマに、東南アジアと日本のキュレーターとアーティストが協働で行う美術プロジェクト「Condition Report」では、前年度までの成果を踏まえ、日本と東南アジア美術界のネットワークのさらなる強化と成果発信を目的としたレクチャー・パフォーマンスのシリーズと映像展示「呼吸する地図たち」を「響きあうアジア2019」の一環として東京芸術劇場ギャラリーで開催したほか、タイ（チェンマイおよびバンコク）でも開催した。

「メディアアート交流事業」では、プロジェクトの最終年度として、過去5年間に培った人的ネットワークをもとに、展覧会、音楽イベント、シンポジウム等を多角的に実施した。日本を代表するメディアアート専門美術館であるNTTインターコミュニケーション・センター（ICC）と共働し、日本と東南アジアの共同キュレーションによる展覧会「Open Possibilities」を東京とシンガポールで開催し、両都市で3,500人以上の観客を動員した（後者は在シンガポール大使館ジャパン・クリエイティブ・センター開館10周年記念事業として実施）。日本展の会期中にはワークショップやトークイベント、映像作品上映会を実施したほか、東南アジアやオーストラリア等から登壇者を迎え、第4回メディアアート国際シンポジウムを開催した。また、2016年から展開してきたアジアのエレクトロニックミュージック分野を担う次世代の交流を促すプロジェクト「Bordering Practice」の一環として、アジアの様々な都市の音楽家と映像作家、美術作家が参加し、国際協働制作による3作品のミュージックビデオをオンラインで発表、さらに東京でプロジェクトの最後を飾るライブコンサートを開催した。

d. スポーツ

アジアにおけるサッカー及び柔道の発展を目的とした事業を平成30年度に引き続き実施したほか、スポーツを通じた国際貢献事業「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）」プログラムにもコンソーシアム運営委員会の構成団体として積極的に参加した。

(a) サッカー

日本サッカー協会ならびに日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）と連携し、アジアにおけるサッカーの発展を目的とした事業を平成26年度より実施している。令和元年度は、年間を通してサッカー関係者49名を招へい、20名を派遣し、各国サッカー協会・クラブチームと協働して、各国代表・クラブチーム、プロサッカーリーグの強化を図った。東南アジア10か国におけるサッカー教室には、のべ519名が参加し、若手の選手育成に直接貢献した。また、アジアセンターが派遣した日本人専門家は、カンボジアサッカー連盟の技術委員長や、ベトナム女子の代表監督を務めている。

さらに2019年は「響きあうアジア2019」の一環として日本とASEAN 10か国に東チモールを加えて、国際選抜チーム「ASIAN ELEVEN」プロジェクトを始動した。6月には初の国際親善試合として、「ASIAN ELEVEN」（日本以外）対東北選抜（18歳以下男子）の試合を福島のJビレッジで開催し、震災復興支援の意味も込めて原発周辺の自治体や関係機関とも協力実施した。また11月には日ASEAN首脳会議の開催にあわせてタイのバンコクにて、第2戦となる国際親善試合として「ASIAN ELEVEN」（タイ以外）対タイ選抜（16歳以下男子）を実施した。さらに、「ASIAN ELEVEN」の実施にあわせ、人気の日本人女性ボーカルグループ「Little Glee Monster」を起用してテーマソングの「I Believe」を制作。同楽曲はLittle Glee MonsterのCDアルバムに収録された。

(b) 柔道

東京五輪や東南アジア競技会（SEA Games）に向けた柔道のレベル向上のニーズに応えるべく、平成28年度より開始した、柔道を通じた日本と東南アジアのネットワーク強化を目的とした柔道交流事業「日アセアン JITA-KYOEI（自他共栄）PROJECT」を、講道館との連携のもと引き続き実施した。

2019年10月にASEAN 10か国（ブルネイは初参加）から若手指導者を各国2名、計20名を招へいしての国際セミナーを開催した他、ベトナム、インドネシア、シンガポールへ指導者を派遣し、全国から参加した各国の柔道指導者に対する研修を効率的に実施した。また、12月には東南アジアのオリンピックと呼ばれているSEA Game（フィリピン）に講道館館長他を派遣して各国柔道連盟の代表等と交流することで、今日世界に広く普及した日本文化の一つでもある柔道を通じてASEAN各国との交流を促進するプロジェクトを改めてアピールするとともに、さらなるネットワーク強化を行った。

e. 地方の文化祭典への支援

平成27年度より、地方連携の促進及び災害からの復興支援の一環として、「三陸国際芸術祭」を継続して共催実施した。同プロジェクトは東日本大震災の被災地である三陸における伝統芸能と、アジアの伝統芸能との交流を目的とした事業であり、令和元年度は前期（2019年10月～11月）と後期（2020年2月～3月）の2期にわたって実施を計画したが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で後期は中止となった。前期では、インドネシアのバリから伝統舞踊団を招へいし、陸前高田、大船渡、八戸など三陸8市町にて公演やワークショップを実施した。特に津波で町が壊滅的な被害にあった大槌町では、復興の象徴である大槌町文化交流センター「おしゃっち」にて、地元民俗芸能団とバリの舞踊団による共同制作作品「シシの系譜」を披露した。

f. 知的交流

アジア諸国の市民社会でリーダーシップを発揮している知識人（パブリック・インテリゲンチヤル）のネットワーク事業である「アジア・リーダーシップ・フェロー・プログラム」を継続実施した。令和元年度は、各国各界で活躍している元フェローを再度招へいして、昨年度から実施している連続セミナー（第3回：「アジアの宗教－平和構築に宗教が果たす役割－」、第4回「アジアにおけるドキュメンタリー ～可能性と挑戦～」）を開催した。また、元フェローの投稿によるEマガジン（WEBサイト）を2回発行し（テーマは、「アジアにおけるジェンダー問題」及び「移民と多文化共生」）、これまで蓄積してきた事業成果を広く還元することに努めた。

また、日本とASEANのジャーナリストによる「メディア・フォーラム」の第5回フォーラ

ムを 2019 年 8 月にバンコクで開催し、国際報道の第一線で活躍する約 30 名のジャーナリスト・研究者が、ASEAN 地域に関する幅広い課題について討論した。同フォーラムでの議論をふまえて、日本経済新聞社の秋田浩之氏は、同フォーラム参加後「5G 戦争、敗色濃い米国 止まらぬファーウェイ拡散」、読売新聞の飯塚恵子氏は「古い欧州 新しいアジア」を寄稿した。また NHK の道傳愛子氏も NHK ワールドで「東南アジアにおける言論の自由への闘い」と題して東南アジアのメディア報道の現状について紹介した。

(イ) アジア・文化創造協働助成

日本と ASEAN 諸国に活動拠点を置く団体が企画する、芸術・文化、スポーツ、知的交流分野の人材育成、ネットワーク形成、基盤強化、共同制作や共同研究などの協働事業及びその成果発信事業を支援した。複数年採用の継続事業 1 件に加え、44 件の事業を新規に採用し、アジアの人々のアイデンティティと多様性を尊重しあつた、新たな文化創造に寄与した。

具体的 な助成事業例としては、芸術分野では、日本とシンガポールの地域の物語で演劇をつむぐ『『地域の物語』世田谷×シンガポール国際協働制作プロジェクト』や、日本と東南アジアの実験映画分野の交流・人材育成プログラム「アジア・エクスペリメンタル・フィルム・フェスティバル・ミーティング」、環境分野では、アジア各国の環境負荷の低い木造建築に焦点を当てた国際学術会議である「木質フォーラム」、自然災害・防災の分野では、大規模災害からのコミュニティの復興や防災・減災を目指した「2020 世界災害語り継ぎフォーラム (2020 テルネットフォーラム)」、障害者の社会福祉分野では、自閉症について議論する国際フォーラム「メコン-日本 自閉症児・者と共に」、社会課題解決に向けたソーシャル・イノベーションの分野では、「女性の創業における障壁に関する調査とその障壁を越えるためのイベントの開催」と題した国際フォーラム、さらにはスポーツ分野では、準硬式野球における人材育成事業「ASEAN 国際野球プログラム」等々、分野や社会課題解決に向けた多様な協働事業に対して支援を行った。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

ア. 日本語パートナーズ事業

年間600 人以上の目標値を適切な人材で確保すべく、広報強化や自治体・大学との連携協定活用等、一層の努力をする。派遣中の日本語パートナーズの安全確保のため危機管理対応に引き続き万全を期す。

また、帰国後の日本語パートナーズ経験者の活動状況の把握に努め、事業を実施していく上での財産として広報等で一層活用していくべきである。

イ. 双方向の芸術・文化交流事業の実施

引き続き高いレベルの評価を獲得すると同時に顕著なアウトカムが生まれる制度設計をする。またその成果を国内外に強くアピールすることで、2021 年度以降も事業を発展的に継続させ、アジアセンター職員の蓄積してきたノウハウとネットワークを次世代へ引き継ぐ。

<前年度評価結果反映状況>

(1) ア. に関し、広報強化や自治体・大学との連携協定活用等により適切な人材を確保した。派遣中の日本語パートナーズの安全確保のため危機管理対応については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在外公館及び現地当局と緊密に連絡を行い、最終的には派遣中の全てパートナーズについて、早期帰国または避難一時帰国を実施した。

帰国後の日本語パートナーズ経験者の活動状況の把握については、通年でSNSを使ったネットワーク維持に努めるとともに、特に、学習者招へい事業では、現地語能力や異文化理解の経験など、

現地で育んだ知見の活用という見地から、来日期間中の生徒のエスコートや共同作業において経験者の協力を得た。

広報活動については、帰国したパートナーズの出身地の地方紙の取材勧奨や、在京ASEAN大使への表敬活動、「響きあうアジア2019」でのシンポジウム実施など、より充実した内容で一般広報を行った。

(2) イ. について、国際交流基金アジアセンターが実施してきた「文化のWA」プロジェクトによる、日本と東南アジアの5年間の文化交流事業を総括して「響きあうアジア2019」を実施することにより、成果を国内外に強くアピールした。主要事業のみでも約2万人を動員し、報道件数は1,350件に及んだ。

また、日ASEAN首脳会議(2019年11月4日)の議長声明にては、国際交流基金アジアセンターの積極的取組への感謝と、今後の事業継続への期待が表明され、安倍総理よりも「各国首脳から高い評価をいただいていることに感謝。このような有意義な事業を引き続き活用し、各国との交流を更に深めていきたい」との発言があった。

令和3年度以降も事業を発展的に継続させるべく、アジアセンターの過去の実績を発展させる形で、新たな「日本語・日本文化サポーターズ事業」が令和元年度補正予算にて認められた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠:

【量的成果の根拠】

ア. 定量指標について、【指標 4-1】は新型コロナウイルスの感染拡大によるやむなき派遣中止分を含んでの達成率は目標を下回ったが(76%)、当該中止分を除けば、目標値の100%を達成、【指標 4-2】は目標値の115%、【指標 4-3】は目標値の139%を達成した。

イ. 関連指標であるパートナーズ派遣裨益者数(約36万人)及び文化事業裨益者数(約71万人)は、それぞれ中期目標における平成26~27年度実績平均値を3.5倍、1.4倍以上上回り、大きな成果を得た。

【質的成果の根拠】

日本語パートナーズ事業については、国内外の関係機関と連携しつつ、アジア諸国の日本語教育の発展を支援し、パートナーズと相手国の多くの人々とのふれあい、交流を通じて、相互理解の深化を促進したと同時に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等との連携により、オリンピック・パラリンピックに向けての機運醸成にも貢献した。芸術・文化交流事業については、双方向交流の実施により、我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク構築とアジア域内の市民の相互理解を促進するとともに、協働事業が国際的にも高い評価を得るなど、アジアの中での新しい価値・文化的活動の創出に大きく貢献した。具体的な成果は以下のとおり。

ア. 日本語パートナーズ事業を通じた知日派・対日関心層の拡大

年度当初計画においては、令和元年度の日本語パートナーズ派遣数は、過去最大の派遣規模の680名程度(平成30年度635名に対し7%増)を予定していたが、第4四半期に入ってから新型コロナウイルス感染症の拡大による、外務省感染症危険情報のレベル引き上げ(渡航中止勧告)および各国による入国制限措置を踏まえ、当該時期に派遣を予定していた短期派遣と大学連携派遣

の大半を中止したため、派遣数は515名（達成度76%）にとどまった。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大による派遣中止分を除けば当初計画を着実に実施し、また現地の日本語教育への貢献、学習者の意欲向上や対日理解促進などにおいて、とりわけインパクトの大きい長期派遣事業については、計画通り336名を派遣し、過去最大の派遣規模であった平成30年度の330名を上回る水準となった。

なお、上述の派遣中止対応に加え、派遣中の日本語パートナーズについても、在外公館及び現地当局と緊密に連絡調整を進め、最終的には派遣中のすべてのパートナーズについて、早期帰国もしくは避難一時帰国の対応をとり、安全確保に万全を期した。

日本語パートナーズの現地における活動実績としては、令和元年度に帰国した日本語パートナーズ512名が日本語教育に関わった現地学生数は約16万人、課外活動や各種イベントなどで行った日本文化紹介への参加者は約20万人で、裨益者総数が36万人にのぼり、派遣先国での日本語教育の発展や対日関心の拡大に大きく貢献した。なお、裨益者総数については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けつつも、昨年度（37万人）に近い水準を維持している。

現地からの報告事例として、例えば、中等教育課程を中心に幅広く日本語教育が行われているインドネシアやタイなどでは、現地で盛んな日本語関連のコンテストやイベントに参加する生徒の練習に、授業時間外にも関わらずパートナーズが献身的に協力したことや、パートナーズが自身の受入校の近隣の学校に出かけていき、臨時の日本語・日本文化紹介活動を実施したことが、当該の学校のみならず地元政府教育局などからも高く評価されたことが報告された。また、パートナーズが派遣前研修で学習した現地語を一生懸命使いながら、受入校のオープンスクールや地元の文化イベントで、自身の特技を交えつつ取り組んだ日本文化紹介は、来場者から大変な好評を博したとの報告も届いている。

パートナーズ受入校に向けたアンケートでは、99%の受入校がパートナーズの活動を有意義と評価し、上記のエピソードのように、学生の日本語学習意欲向上、現地日本語教師の日本語能力向上、日本文化への関心増大などともに、大学進学における日本関連学科への進学にも成果が出ており、将来の知日派・対日関心層の拡大にも貢献している。

さらに、パートナーズ活動に対する派遣先各国からの評価は高く、インドネシアおよびタイの教育大臣をはじめ、フィリピン、ラオス、ベトナムなど各国の教育当局、教育機関などからも謝意や今後への期待などが相次いで表明されているなど、外交関係に寄与した。

また、日本からアジア諸国へのパートナーズ派遣に加え、アジア諸国の学習者や学習者を教える現地の日本語教師を日本に招へいし、丁寧なフォローアップを行っているのも本事業の特色の一つである。従来実施している現地受入校の現地の日本語教師に対する訪日研修（「No.2 海外における日本語教育・学習基盤の整備」で詳細を記載）に加え、令和元年度の新たな試みとしてASEAN10か国の学生（50名）を日本に招へいした事は、学生本人のみならず、学校や地域における更なる対日理解や日本語教育の普及に相乗的効果をもたらすものである。

イ. 双方向の芸術・文化交流事業を通じたアジアの人々との結びつきの強化

日本と東南アジアの文化交流事業を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア2019」は、アジアセンターの過去5年間の活動により、約470万人が芸術・文化双方向交流事業に参加することから生まれた新たな輪、斬新な取り組みを、いくつかの代表的なプロジェクトを通じて紹介したものである。これらのプロジェクトは、これまでのアジアセンターの相互交流事業をすべて網羅したものと言うよりは、アジアセンターが活動の柱として重視してきた双方向性と協働性に立脚しつつ、各々のアイデンティティと多様性を尊重しあい、共にアジアの新たな文化の創造を促進するというアジアセンターの基本理念を最もよく体現したプロジェクトとして選ばれたものである。

タイとの国際共同制作舞台作品「プラータナー」は、タイ現代文学を代表する作家ウティット・ヘーマムーン氏と、国際的に活躍する同世代の劇作家・演出家、岡田利規氏がタッグを組み、そこにアートとコンテンポラリーダンスのジャンルを超えて国際的に活躍する塚原悠也氏が加わって、日泰両国のアーティストが対話と交流、協働を真摯に重ね、複数年をかけて制作したもの。2018年のタイ、フランスでの公演に続き、「響きあうアジア 2019」の一環として実現した。

一般的に作品の知名度に劣ると見られがちな日本と東南アジアの共同制作作品であったにもかかわらず、今回の日本初演は、『産経新聞』『朝日新聞』『毎日新聞』等の主要紙や各種雑誌、ウェブメディアに取り上げられ、前売り券が完売し、急遽追加公演を設けるほど好評を博し、11回の上演および関連企画により1,800人を動員したほか、本公演は第27回読売演劇大賞(2020年)の選考委員特別賞および優秀スタッフ賞を受賞した。特別賞の選評が「出演者11名がすべてタイ人で、せりふがタイ語のプロダクションでここまでの完成度に到達したのは、言語や風俗の差異を超えた人間の営みの本質を掴んだからだろう」と、共同制作の成果を高く評価するなど、これまでの日本と東南アジアとの共同制作作品として一つの頂点となりうる成果を達成した作品となり、海外との共同制作のあり方のみならず、異文化理解や異文化交流のあり方の具体例としても大きな意義をもたらす事業となった。

また、2020年3月に予定されていたベルリン公演は、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で中止されたが、質の高い現代舞台芸術作品がアジアセンター事業の一環として生み出され、日泰両国はもとよりヨーロッパ主要都市の国際芸術祭にも招聘されたことは、日本とアジアのアーティスト同士の信頼関係の構築、アジアの新たな文化と新たな観客の創造に貢献し、国際相互理解に寄与した好例とも言える。

また、「JFF (Japanese Film Festival: 日本映画祭) アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」は、令和元年度は、ASEAN 8か国、豪州の9か国・35都市で日本映画祭を開催し、最新の日本映画を中心に70作品をのべ787回上映し、11万1千人の観客を動員した。観客アンケート結果では97%の「非常に満足」「満足」の回答を得たほか、各国報道件数は約790件、特設ウェブサイトのページビュー数は約295万件を達成し、日本映画の多様性、さらには映画を通じた日本の文化の魅力を伝えるとともに、日本とアジアの人々との文化を通じた結びつきを強めるための基盤作りに大きく寄与した。

日本と東南アジアにおいて、サッカーは国民的に人気のあるスポーツの一つで、タイの代表監督に西野朗元日本代表監督が就任し、東南アジア出身のプレーヤーがJリーグで活躍するなど、日本と東南アジアのサッカー分野の人材交流の機運が高まっているなか、史上初の試みとして、日本とASEAN 10か国に東チモールを加えて、国際選抜チーム「ASIAN ELEVEN」プロジェクトを始動した。日本とASEANから選抜した代表選手の混成チームによる初の国際親善試合を2019年6月に福島のJビレッジで、「ASIAN ELEVEN」(日本以外)対東北選抜(18歳以下男子)の組み合わせで実施し、震災復興支援の意味も込めて原発周辺の自治体や関係機関とも協力しての開催とした。また11月には日ASEAN首脳会議の開催にあわせてタイのバンコクにて、第2戦となる国際親善試合として「ASIAN ELEVEN」(タイ以外)対タイ選抜(16歳以下男子)を実施した。

福島のJビレッジでの初戦についてはメディアの関心も高く、国内テレビ・ラジオ・新聞・WEBで合計211件の報道があったほか、ASEAN各国で選手が日本への出発前に行った現地記者会見の様子も、各国でテレビ・SNS等で活発に報道された。参加したシンガポールの選手は「みなで練習して様々な国や文化を通じてお互いを深く知り合うことができとても良い経験となった」と述べており、将来の日ASEAN関係を担う若手人材の絆を強化することができた。

その他、アジアの青年リーダーのワークショップやストリートダンスや演劇分野での交流・共同制作、柔道交流など、多種多様な分野で、さまざまな関係機関と連携しつつ、数多くの事業を成功裏に実施した。

ウ. 中期的事業成果の相乗的発現と、それに対する国内外からの期待

アジア文化交流強化事業は、日本語パートナーズと双方向の芸術・文化交流を2本柱として平成26年度から令和元年度まで、これまで6年間に渡って事業を集中的かつ継続的に実施し、成果を積み重ねてきた。その結果、日本語パートナーズの派遣人数はのべ2,375名に達するとともに、2,330件の文化事業を実施し、累計の裨益者数は713万人以上に上り、様々な波及効果の輪が広がっている。

令和元年度には、これまでの相互交流の成果を振り返るとともに、将来の関係をさらに深めることを目的として、日本と東南アジアの文化交流を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア2019」を国内では東京を中心に、海外では東南アジアの3都市（ジャカルタ、ハノイ、バンコク）を中心に実施し、過去5か年に渡る「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」の成果を披露した。主たる計24件での事業実施により、約2万人を動員し、報道件数は1,350件にのぼった。

“日本語パートナーズ”派遣事業では、帰国した人材が、派遣経験を通じて得た異文化への適応力や現地語能力を活かし、地方自治体における様々な国際化ニーズへの対応業務に従事したりするなど多様な分野で活躍の場を広げており、また、これまでの事業成果の蓄積に対して地方自治体からも、「ASEAN諸国の日本語教育を支援し、草の根レベルで日本文化や静岡の魅力伝える非常に重要な事業」（静岡県知事）、「地域の若者が国際交流基金の活動を通じて、より国際的な視点を得られるような事業を期待」（岡山県美作市長）等、地方創生の観点からも期待の声が多く寄せられている。

また、“日本語パートナーズ”の受け入れ国側からも、「日本語パートナーズをこの5年間受け入れておりますが、私が期待することは、このような素晴らしいアジアと日本との協力関係も継続していただくことです。このために高い評価と感謝をインドネシア政府から日本政府に対してお伝えさせていただきたいと思います」（2019年5月、日本語パートナーズシンポジウム（ジャカルタ）の来賓としてあいさつしたインドネシア教育大臣）等、今後への期待が寄せられている。

一方、双方向の芸術・文化交流事業に関しても、例えば、「響きあうアジア2019」および「ASEAN-JAPAN Day」記念行事の一環としてハノイで実施した、日本および東南アジア6カ国（ベトナム、ブルネイ、インドネシア、ラオス、ミャンマー、タイ）の代表的な歌手11組12名の共演によるポップミュージックの祭典「ASEAN-Japan Music Festival 2019 in Vietnam ~ prayer for peace ~」には、ベトナム副首相・外相が出席するなど、様々な行事に各国の要人の参加を得、日本の貢献やアジア各国との協働作業の成果を伝えることで、日本とアジア各国の外交関係面にも好ましい影響を与えている。

これらの蓄積により、2019年5月に開催された国際会議「アジアの未来」を機に来日したASEAN諸国の要人からは、「日本からの人材育成支援は非常に意味のあるものである、国際交流基金の事業を通じて、文化交流を促進したい」（ラオス首相）、「ベトナムにおける日本語教育の普及を含めて協力していきたい」（ベトナム副首相）等、「アジア文化交流強化事業」の更なる展開に対して期待が表明されている。

また、2019年7月にバンコクで開催された日ASEAN外相会議において各国外相から、また、2019年11月にバンコクで開催された第22回日ASEAN首脳会議において各国首脳から、それぞれ「文化のWA」プロジェクトによる実績に対し高い評価がなされた。それに対し、安倍総理が謝意を述べるとともに、このような有意義な事業を引き続き活用し、各国との交流を更に深めていきたい旨の発言があるなど、中期的事業成果の相乗的発現と、それに対する国内外からの期待が示された。

以上を踏まえ、所期の目標を量的及び質的に上回る成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

令和2年6月末日現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は深刻であり、派遣中のパートナーズ避難一時帰国後の再派遣断念に加え、多くの国で今年度派遣予定者の派遣中止・延期が見込まれるなどパートナーズ派遣事業については予断を許さない状況であり、平成26年度から令和2年度までの派遣人数目標である3,000名の達成に向けた派遣計画の見直しが避けられない見通しとなっている。パートナーズの安全確保を最優先に、状況に応じた派遣等の事業計画を改めて策定する。また、文化事業についても、新たなスタイルの事業実施に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠：

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

一部事業の中止・縮小等による支出減等

独立行政法人国際交流基金 令和元年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－1－4 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標5-1】本部SNS利用者数	計画値	年間 134,548 件以上	平成27 年度実 績 134,548 件	134,548 件	134,548 件	134,548 件		
	実績値			162,866 件	169,943 件	178,580 件		
	達成度			121%	126%	133%		
【指標5-2】ウェブサイトアクセス数	計画値	年間 5,467,1 01件以 上	平成24 ～27年 度の実 績平均 値 5,467,1 01件	5,467,1 01件	5,467,1 01件	5,467,1 01件		
	実績値			7,093,0 39件	7,991,1 59件	8,893,3 15件		
	達成度			130%	146%	163%		
本部図書館利用者数	実績値		平成24 ～27年 度の実 績平均 値 21,251 人	27,292 人	25,739 人	22,203 人 * 移転準備のため、 第4四半期は休館		
本部図書館レファレンス対応件数	実績値		平成24 ～27年 度の実 績平均 値 738件	1,212 件	1,278 件	989件 * 移転準備のため、 第4四半期は休館		
<目標水準の考え方>								

- SNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。
- ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	537,312	554,601	661,671		
決算額（千円）	526,958	562,878	602,809		
経常費用（千円）	567,134	524,844	551,799		
経常利益（千円）	11,722	15,673	26,436		
行政コスト（千円）※	566,219	603,106	551,799		
従事人員数	3	3	4		

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外の国際文化交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への更なる理解を促す。また、国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

【中期計画】

ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。

・国際文化交流に関する情報提供事業の実施

国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、国際文化交流活動の理解者を得るとともに、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。

基金本部に設置されている図書館については、効果的かつ効率的な運営に留意し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組む。基金の SNS 及びウェブサイトについては年間アクセス件数の目標達成に向けて内容を充実させる。

・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

日本国内外において国際文化交流への理解を促すため、日本国内外の国際交流関係者に対して、顕彰を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・国際文化交流に関する調査・研究の実施 我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。
<p>【年度計画】</p> <p>ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援 日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際文化交流に関する情報提供等の実施 基幹広報媒体としてウェブサイト運営する。ウェブサイト年間アクセス件数が前期中期目標期間の平均値（5,467,101件）を超えることを目標とする。また、国際文化交流に関する情報発信と事業の事後広報を行なう媒体としてウェブマガジン『をちこち Magazine』を発行する。 日本の若い世代を中心としたネットユーザーをターゲットとして、TwitterやFacebookなどのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を通じて国際文化交流への理解促進を図る。本部 SNS 利用者数は平成 27 年度実績である 134,548 件以上の達成を目標とする。 基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金事業に対する一般への理解を促進するため、年報及び事業実績を作成する。 基金本部に設置されている図書館を運営し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組み、効果的かつ効率的に情報提供を行なう。 ・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施 国際文化交流及び基金への理解と関心を喚起するため、国際文化交流に貢献のあった国内外の個人、団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報する。また、国内の地域に根ざした優れた国際文化交流を行なっている団体を顕彰するとともに、過去の受賞団体へのフォローアップを行う。 ・国際文化交流に関する調査・研究の実施 我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。
<p>【主な評価指標】</p> <p>【指標 5-1】 本部 SNS 利用者数年間 134,548 件以上（平成 27 年度実績 134,548 件）</p> <p>【指標 5-2】 ウェブサイトアクセス数年間 5,467,101 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 5,467,101 件）</p> <p>（関連指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部図書館利用者数（平成 24～27 年度の実績平均値 21,251 人） ・本部図書館レファレンス対応件数（平成 24～27 年度の実績平均値 738 人） <p><目標水準の考え方></p> <p>○SNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。</p> <p>○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。</p>

3-2. 業務実績

(1) 国際文化交流に関する情報提供等の実施

ア. ウェブサイトの運営

ウェブサイトについては、2019 年より新しく開始された国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic) 特設ページの反響が非常に大きく、9 月のページ公開を皮切りにアクセス数が前年度同月の約 1.8 倍となり【381,923 (2018 年 9 月) →694,144 (2019 年 9 月)】、現在の解析方法でログ収集を開始した 2008 年 4 月からの 11 年間で最大のアクセス数を記録、それ以降も 2020 年 3 月まで継続して前年度のアクセス数を上回る結果となった。JFT-Basic 特設ページのみならず「About us」を始めとする国際

交流基金公式ウェブサイトの他ページへのアクセス数も増えたことから、新しいテストの概要を調べに来た閲覧者が国際交流基金の組織そのものや他の事業に関するページも訪問していることが判明した。JFT-Basic 特設ページへのアクセス流入を分析したところ、ネパールからのアクセスが突出して多いことが分かり、ネパール語版ページも追加した。

また、2020年1月にユーザビリティの向上を目的としたトップページの改修を行った。例えば、ユーザーが何度もページを繰らなくても必要な情報にたどり着くことが出来るような工夫や、最上層にはその時々重点広報事業を配置した上で定期的に変更することとし、重点広報事業のPRが出来るよう工夫を施した。以上のようにページの新設・改修を行った結果、令和元年度におけるウェブサイトへの総アクセス数は8,893,315件に達した。

ウェブマガジン「をちこちMagazine」では、国際交流基金事業に関連した特集や有識者による国際文化交流に関わる寄稿などの記事を日本語及び英語で公開した。日本語版は平成30年度の22記事から23記事、英語版は平成30年度の20記事から26記事と本数を増加する等内容をさらに充実させた。基金事業に参加経験のある作家の阿部和重氏、小野正嗣氏、村田沙耶香氏らによる文学特集やサッカーJapaFunCup（ジャパファンカップ）公式テーマソングを担当したボーカルグループのLittle Glee Monsterの単独インタビューはSNSでも多数シェアされるなど反響を呼んだ。Twitterのインプレッション（＝ツイートを表示された数）では、阿部氏の投稿が20,076、Little Glee Monsterの投稿は海外でも拡散され、英語版の投稿が24,978に上った。基金の公式SNSアカウントにおいても「をちこちMagazine」の特集記事を紹介してウェブサイトへの流入を図るなど、自らの媒体を有機的に運用して広報効果を高めた。

イ. SNS

基金の組織広報ツールとして2種類のSNS（Facebook及びTwitter）を活用し、国際交流基金事業についての最新情報や、季節ごとの日本の年中行事等、利用者の関心動向に合わせた記事をタイムリーに発信した。投稿にあたっては、検索数の多いハッシュタグの活用やタイムライン上で目立ちやすい写真や動画の使用、シェアされやすい投稿内容を考えるなど、他のアカウントとの差異化を意識して投稿を行った。その結果、令和元年度末時点のSNS利用者数は178,580名で昨年度より8,600名以上の増加となった。

特に、新元号「令和」についての発信は多くの注目を集め、日本語及び英語で日本における元号の説明を添えたFacebook投稿は12万5千強のインプレッション数（表示回数）を獲得した。

2020年2月以降は新型コロナウイルス感染症の拡大によりSNSやオンラインコンテンツの需要が高まったことをうけ、日本語学習者のためのオンライン教材に関する投稿を積極的に行った。国際交流基金が提供するオンライン教材一覧に関する投稿は、Facebookでリーチ数が年間2位（5万5千以上）、Twitterでインプレッション数が年間4位（4万以上）となり、大きな反応があった。

他にも、米国で日本文化を紹介する「Japan2019」の公式企画「Japan Night」への参加アーティストを紹介する投稿がFacebookは5千弱のリーチ数、Twitterは日本語・英語の投稿を合わせて150万強（4投稿の合計）のインプレッション数を獲得するなど、影響力のあるアーティストが出演する海外事業とSNS広報との親和性が明らかになった。

ウ. 年報・事業実績

国際交流基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と国際交流基金事業に対する一般への理解を促進するべく、年報（日本語版・英語版）及び事業実績（日本語版のみ）を作成・公開した。

エ. 本部図書館

レファレンス対応の強化を図ることで利用者の利便性向上に取り組むなど、効果的かつ効率的に情報提供を行った。2019年7月3日から8月30日までの期間、来館者に対しアンケートを実施したと

ころ（回答者 112 名）、図書館サービス全体に対する満足度は 94%に達し、スタッフの対応・専門性、コレクションの内容、資料の利用しやすさが高く評価された。第 4 四半期からは移転準備のために休館し、蔵書の整理・新ライブラリーの書架や什器・備品の仕様決定など諸準備を行った。

また、本部、日本語国際センター、関西国際センターの図書館 3 館のシステムを統合、クラウド化すべく部署を横断するタスクフォースを結成し、2020 年春からの効率的な運用に向けた準備にあたった。

（2）国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

国際交流基金賞及び地球市民賞の 2 つの顕彰事業を行い、国際文化交流への理解を促した。

ア. 国際交流基金賞

令和元年度は詩人の谷川俊太郎氏（日本）、インドネシア元日本留学生協会〔プルサダ〕（インドネシア）、ワルシャワ大学教授のエヴァ・パワシュールトコフスカ氏（ポーランド）の 2 名 1 団体に授賞、11 月に行った授賞式には 381 名が出席した。

また、東京大学等外部団体の協力を得てそれぞれ受賞記念イベントを実施、各受賞者の専門分野や、講演テーマに関心を持つ一般市民が参加した。「イベント内容は期待に沿うものだったか？」という質問に対しイベント後のアンケート回答者の 99%が「大変そう思う」「そう思う」と回答、参加者の満足度は非常に高く、国際交流基金をポジティブなイメージとともに認知をしてもらう機会となった。聴衆からは「プルサダの設立にかかわった人たちを直接知る方のお話でしたのでとても印象深く聞きました。インドネシアの歴史、独立と日本とのかかわりの一部を知ることが出来ました。（プルサダ講演会）」「ポーランドと日本の関係がこのように友好的であったことは今日の講演で初めて知りました。大変興味深かったです。（エヴァ氏講演会）」「国際交流を軸に俊太郎さんの世界観を知ることが出来た。（谷川氏イベント）」といった好意的なコメントが寄せられており、国際文化交流の理解促進にも寄与している。谷川氏のイベントではエフエム東京より広報協力を受けラジオ番組においてイベント及び国際交流基金についての広報を行った。

令和元年度の国際交流基金賞授賞式及び受賞記念イベントに関するメディア露出は計 69 件にのぼった。

イ. 国際交流基金地球市民賞

全国各地で国際文化交流活動を通じて日本と海外の市民同士の結びつきや連携を深め、互いの知恵やアイデア、情報を交換しともに考える団体を顕彰。令和元年度には、以下の 3 団体に授賞した。受賞 3 団体の発表に合わせ、それぞれの団体の活動拠点がある四日市、岡山、那覇において授賞伝達式と記者発表を行い広報に努めたところ、新聞 5 件、テレビ 6 件、WEB2 件のメディア露出があった。

（ア）西笹川中学校多文化共生サークル（三重県四日市市）

中学生が主体となって防災行事や夏祭り、文化祭等、地域のイベントに密接に関わりながら、多文化共生の地域づくりに参画。

（イ）NPO 法人ハート・オブ・ゴールド（岡山県岡山市）

被災地や紛争地および開発途上国の子供、障がい者、貧困層の人々に対し体育教育支援や養護施設・青少年人材の健全な育成を目的とした日本語教室の運営、県内各所と連携した交流などに取り組む。

（ウ）国際児童・青少年演劇フェスティバルおきなわ実行委員会（沖縄県那覇市）

独創的で上質な世界の舞台公演に気軽に触れる機会を提供し、世界各国の演劇関係者が集うアジアの演劇フェスティバルネットワークのハブとして地域と世界と人々をつなぐ活動を行う。

また、2019 年 7 月 26 日、27 日には「多文化共生」をテーマとしたワークショップ、シンポジウム

を開催しその内容を「をちこち Magazine」で報告するなど、過去受賞団体のその後の活動ぶりのフォローアップにも努めた。イベントには過去の受賞団体 16 団体が参集。公開シンポジウムを通じて最近の活動状況を積極的に発信するとともに、悪天候にも拘わらず出席した 90 名ほどの聴衆と、活発な議論を交わし交流を深めた。このようなフォローアップ・イベントについて、参加した過去の受賞団体からは「他団体の方々の分野を超えたポジティブな取り組みをダイレクトに感じられてとてもよかった。日々目の前の仕事に追われて見えていなかったものが、色々な取り組みに接することで気付きを得るとともに、客観的に自分の団体の活動を見直すきっかけとなった」「受賞団体同士の情報交換の場は相互に刺激となっており、活動を発展させ、地域での国際交流や多文化共生を推進させる力になっていると感じた。国際交流基金がそのネームバリューで地域の行政や企業の信頼度アップと連携の広がり創造し、受賞団体をバックアップしていることが再確認できた」「ワークショップ、シンポジウムの 2 本立ては、一般に広く知って頂くきっかけとなる意味で効果的だと思う」といった好意的な感想が寄せられた。

(3) 国際文化交流に関する調査・研究の実施

国際文化交流に関する政策立案や実施を担う、海外主要国の文化交流機関から情報収集等を行った。海外の日本語教育の現状をできるだけ正確に把握するため、国際交流基金海外事務所、在外公館、その他関連機関の協力を得て日本語教育機関数、学習者数、日本語教育上の問題点等の情報を収集した「2018 年度日本語教育機関調査」、結果（速報）を公開した（詳細結果を含む最終報告書は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による作業遅延のため 2020 年 6 月に公表）。

3-3. 指摘事項への対応
<p><前年度評価結果></p> <p>ア. 「Japan 2019」や「響きあうアジア2019」等の大型事業や、在留資格「特定技能」の創設により今後ますます注目度が高まることが予想される海外における日本語教育等の情報のタイムリーな発信に引き続き努めるとともに、例えば新たなプラットフォームの導入やこれまで全く国際文化交流と接点のなかった方でも親しみが持てる投稿を増やすといったSNSの活用を一層進めることで、国際交流基金の知名度や親近感の向上、ひいては国際文化交流への更なる理解及び参画の促進につながることを期待される。</p> <p>イ. 各顕彰事業の実施に当たっては、引き続き受賞記念講演会やフォローアップイベント等を実施するとともに、各種メディアへの働きかけを一層強化することで、賞の意義や受賞者の功績のより幅広い層への周知を図り、国際文化交流への更なる理解及び参画の促進に寄与することが期待される。</p> <p>ウ. 定量指標に関して、前述のとおり SNS 利用者やウェブサイトへのアクセスは過去の平均から算出した場合そもそもの利用者が拡大傾向にあることから自然と伸びていく性質であることに鑑みて、例えば、年度計画の中においてエンゲージ率を設定するなど、より実質的な値を参考値として設定するなどの対応が望まれる。</p> <p>エ. 国際交流基金賞や地球市民賞のアウトカムについて、社会的にどのようなインパクトを与え、ひいてはそれが基金の事業にどのように還元されるか、という観点から見直しが必要であり、従来の取組の延長線上にとどまらないものとすべく、見直しが必要。</p>
<p><前年度評価結果反映状況></p> <p>ア. 更なる国際文化交流への理解及び参画の促進に向け、ウェブサイト、ウェブマガジン、SNSといった自社媒体を連関させながら「2018年度日本語教育機関調査」の速報結果をはじめとする日本語教育、「響き合うアジア2019」事業、「Japan2019」等の注目度の高い情報のタイムリーな発信に努めた。また、発信力のある著名なアーティストや作家等を取り上げることにより、</p>

より幅広い層にリーチすべく心がけて発信を行った。

イ. 顕彰事業の実施に当たっては、受賞者によるイベントやフォローアップを継続して実施するとともに、メディアを通じ賞の意義や受賞者の功績が広まるように広報に注力した。特に谷川俊太郎氏の国際交流基金賞受賞については数多くのメディアに取り上げられ、同氏が登壇した記念イベントは観客から高い評価を得るなど、同賞の知名度の更なる向上と国内外における国際文化交流への理解の促進に貢献した。

ウ. 定量指標については、今期中期目標期間中の SNS 利用者やウェブサイトへのアクセス数の動向等を見極めた上で、より適切なあり方について検討を行っていく。

エ. 国際交流基金賞や地球市民賞の社会的インパクト及び認知度向上のために、昨年度に引き続き、授賞候補者・候補団体の掘り起こしやメディアを巻き込んだ積極的な広報を行うとともに、地球市民賞のフォローアップ・イベントを継続実施することなどにより、顕彰事業を通じ、国際文化交流活動に対する国民の理解がより一層促進されるよう努めていく。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠:

【量的成果の根拠】

【指標 5-1】と【指標 5-2】の2つの定量指標のいずれも、目標値の120%以上を達成した。

【質的成果の根拠】

ア 2020年1月に国際交流基金公式ウェブサイトのユーザビリティ向上を目的とした改修を行った。ユーザーが何度もページを繰らなくても必要な情報にたどり着くことが出来るような工夫や、最上層にはその時々重点広報事業を配置しスライディングバナーも活用した重点広報事業のPRが出来るよう工夫を施した。

イ また、国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic) 特設ページを開設したところ、開設した2019年9月には現在の解析方法でログ収集を開始した2008年4月からの11年間で最大のアクセス数を記録し、ネパールからのアクセスが増加していることも判明した。それを受けてネパール語版ページを追加するなどユーザー視点でのコンテンツ改善も積極的に行った結果、上記アの改修効果とも相まって、それ以降も2020年3月まで継続して前年度を上回るアクセス数を獲得した。

ウ 国際交流基金賞については、授賞式だけではなく関連イベントを実施し、同賞の知名度の更なる向上と国内外での国際文化交流に対する理解の促進に努めた。特に谷川俊太郎氏の国際交流基金賞受賞については数多くのメディアに取り上げられ、同氏が登壇した記念イベントは観客から高い評価を得た。

エ 国際文化交流に関する調査・研究の実施についても、海外主要国の国際文化交流機関や日本語教育の現状について、情報を適切に収集・活用・提供した。

以上のことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

ウェブサイト、SNSなどの情報発信においては、国際交流基金が力点を置く事業を重点的に取り上げ、さらに話題性の高い発信に努めていく。また、引き続きメディアへの働きかけを強化し、報道露出の充実に努める。

国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見据えながら、今後の対応を検討する。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠 _____

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

一部事業の中止・縮小等による支出減等

独立行政法人国際交流基金 令和元年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	海外事務所等の運営
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標6-1】海外事務所僱用スペース稼働率	計画値	年間74%以上	平成24~27年度の実績平均値74%	74%	74%	74%		
	実績値			75%	75%	79%		
	達成度			101%	101%	107%		
【指標6-2】海外事務所SNS利用者数合計 ※	計画値	年間408,763件以上	平成27年度実績408,763件	年間408,763件以上	年間408,763件以上	年間408,763件以上		
	実績値			525,068件	563,402件	617,822件		
	達成度			128%	138%	151%		
【指標6-3】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況(京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中)	計画値		22件	22件	22件	22件		
	実績値			24件	25件	18件		
	達成度			109%	114%	82%		

期目標期間程度)								
海外事務所催しスペースにおける事業実施件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 343 件	329 件	292 件	320 件		
海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 278,710 人	158,436 人	242,157 人	148,010 人		
京都支部が関与した共催・助成・協力件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 22 件	24 件	25 件	18 件		

<目標水準の考え方>

○海外事務所催しスペース稼働率の目標値は前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期中期目標期間実績の年間平均以上を数値目標として設定。

○海外事務所 SNS 利用者数の目標値は、SNS を主たる発信ツールとしている 13 海外事務所を対象とし、前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから平成 27 年度実績値以上を数値目標として設定した。

※SNS を主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	3,857,488	4,159,647	4,102,920		
決算額（千円）	3,899,119	4,052,833	4,052,705		
経常費用（千円）	3,996,336	3,957,351	4,105,029		
経常利益（千円）	222,745	166,913	13,974		
行政コスト（千円）※	3,980,035	3,917,800	4,236,611		

従事人員数	66	67	66		
-------	----	----	----	--	--

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>イ 海外事務所等の運営</p> <p>海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>イ 海外事務所等の運営</p> <p>海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外事務所の効果的な活用 <p>現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報については SNS 等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。</p> <p>海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。</p> ・京都支部の運営 <p>京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共働化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。</p>
<p>【年度計画】</p> <p>イ 海外事務所等の運営</p> <p>海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外事務所の効果的な活用 <p>現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報については SNS 等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。</p>

海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。

海外事務所施設の活用については、海外事務所催しスペースの稼働率年間 74%以上を目標とする。SNS 等の活用については、海外事務所 SNS 利用者数合計 408,763 件以上（クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象）を目標とする。

・京都支部の運営

京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

京都支部が関与する共催・助成・協力事業について、22 件以上の実施を目標とする。

【主な評価指標】

【指標 6-1】海外事務所催しスペース稼働率 年間 74%以上(平成 24～27 年度の実績平均値 74%)
(関連指標)

- ・海外事務所催しスペースにおける事業実施件数（平成 24～27 年度の実績平均値 343 件）
- ・海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数（平成 24～27 年度の実績平均値 278,710 人）

【指標 6-2】海外事務所 SNS 利用者数合計 年間 408,763 件以上（平成 27 年度実績 408,763 件、SNS を主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象）

【指標 6-3】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況（京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度）

(関連指標)

- ・京都支部が関与した共催・助成・協力件数（平成 24～27 年度の実績平均値 22 件）

3-2. 業務実績

(1) 海外事務所等の運営

全世界 24 개국 25 事務所（うち 2 事務所はアジアセンター連絡事務所）の海外事務所において、在外公館や日本語教育機関、文化機関等の関係団体と緊密に連携をとりながら、現地の事情やニーズの把握に努めるとともに、各種の国際文化交流事業、情報提供、図書館の運営等を行った。国際文化交流事業として、具体的には、一般市民向けの講演会や映画上映会等の文化事業の実施、日本語講座や日本語教師セミナー、さらには、日本研究機関・研究者への支援等を実施した。

令和元年度は、平成 30 年度に着手した事務所移転・縮小を着実に実施し、令和元年度は 3 事務所の移転・縮小により、事務所借料等の運営管理的経費を削減した。

平成 29 年度に設置したヤンゴン事務所も本格的な運営を開始した。事務所催しスペースを有効に活用し、日本文化講座や映画上映会を定期的に開催することで日本ファンの裾野を広げるとともに、今後の文化交流の担い手として期待される現地若手アーティストとのコミュニティ形成を促進した。

各事務所において、現地文化機関や日本関係団体等の外部機関と連携した事業を実施し、新規顧客層にリーチアウトする等の成果を上げている。とりわけ、ASEAN 諸国およびオーストラリアで継続的に実施している日本映画祭（JFF）においては、事務所が所在する大都市に加えて、地方都市での同時開催や巡回上映、関連企画を展開した。マニラ事務所は現地文化機関との提携を拡大して新規会場を

開拓するとともに、映画祭のイベント性を高めて新規観客層の集客を図った結果、過去最高規模となる 33,000 人あまりの観客動員数を記録した（平成 30 年度実績対比約 150%）。また、シドニー事務所では、主催事業を行う機会が限定的なオーストラリアの地方都市 10 都市の自治体及び日本関係団体と連携して「JFF リージョナル」と題した関連企画を実施。準備から実施にいたるまでの人員提供等の全面的な運営協力を各団体から得ることで、費用面での節減効果があったことに加え、共催団体のネットワークを活かした効果的な広報を行うことができた。

ア. 海外事務所施設等の効果的かつ効率的な活用については以下のとおり。

(ア) 催しスペース

催しスペースを有している 11 の海外事務所における同スペースの稼働率（使用日数/使用可能日数）の平均は 79%、同スペースを利用して実施した事業は 320 件、来場者・参加者数は計 148,010 人であった。

(イ) 図書館運営

16 の海外事務所で図書館を運営した。来館者数合計は 286,914 人であった。

(ウ) 情報発信

海外事務所ではソーシャルメディアの活用にも引き続き取り組んでおり、令和元年度は 12 事務所で Twitter を活用した広報を行ったほか、22 事務所で Facebook を通じた広報を実施し、SNS を主たる発信ツールとしている 13 事務所の SNS 利用者数は合計 617,822 人であった。

SNS 利用に際しては、紙媒体での広報を順次 SNS に切り替えることで広報経費を節減しているほか、関連機関・在外公館の SNS で事務所の投稿を共有・拡散してもらうことで波及効果を上げたり、事業毎にターゲットとする年齢層や地域に特化した広報を実施したり、ライブ配信機能を利用する、幅広い年齢層に情報が到達するよう複数の SNS を使い分ける等、SNS の特性を活かして広報効果を高める努力を行った。また、SNS への反応に対する分析を事業計画に反映することで、事業全体へのフィードバックを行った。

・ケルン日本文化会館の事例：展示事業設営の様子や公演リハーサル前のアーティストインタビュー等、事業当日に向けて期待を高めていく投稿を増やすことで事業広報効果を高め、より多くの集客を得ることができた。具体的には、リハーサルの様子や関連動画を事前に SNS 上で広報することができた公演では、同時期に開催したが事前に広報動画投稿を行うことができなかった別の公演に比べて約 40% 多くの来場者を得られた上、若年層参加割合も 10% 多いことが確認できた。

・ジャカルタ事務所の事例：Instagram で映画祭に特化したアカウントを作成し、日本映画祭(JFF) ボランティアの募集、上映スケジュールの公開、チケットングを行ったことで、約 4,000 名のフォロワーに効果的な広報を実施したことでインプレッション数の増加に繋がり、地方の映画関係者やメディアパートナーの広報協力等の波及効果の向上がみられた。

・メキシコ事務所の事例：2020 年 3 月中旬、新型コロナウイルス感染症拡大防止策としてメキシコ教育省が全教育機関の休校を決定し、民間語学学校等もこれに倣い、休校を決める機関が相次ぐ中、メキシコ及び中米カリブ諸国の日本語教師向けに、オンライン授業のノウハウを広く共有するオンライン研修を 3 月末に実施した。以前から Facebook を通じて現地日本語教師とのネットワークを構築していたことが功を奏し、研修告知には 4,000 以上のリーチ数を集め、定員を大幅に上回る申し込みがあり、第一回目の研修には約 140 人が参加した。

イ. 海外事務所所在国における関係機関、在外公館等とのネットワーク構築、協力に関し、以下の取組を行った。

(ア) 在外公館との間で定期的に連絡会議を実施するなどして連携・協力しており、次年度事業計画

策定時にも在外公館と協議した上で海外事務所計画の策定及び本部事業計画への反映を行っている。

(イ) 関係団体との間では、全海外事務所において、505 件の事業を現地関係団体との連携・協力により実施した。

(2) 京都支部の運営

京都支部における関西国際センターとの連携や外部関係者とのネットワーク構築・協力・連携については以下の通り。

ア. 京都支部では、主催事業 1 件、共催事業 8 件、協力事業 9 件の 18 件の事業を計 27 団体との連携により実施した。その他 5 件の共催・協力事業の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

イ. 京都支部で実施した主催事業及び共催事業には、計 2,922 人が参加し、来場者・参加者の満足度については、97%が高評価を示した。

ウ. 関西地域の関係者との連携・協力については、事業実施面での連携のほか、平成 30 年度に引き続き、京都支部長が、関西地域の地方自治体、大学、文化機関、市民団体等からの要請を受け、これらの団体が実施する国際交流事業に関する評議委員・審査委員等計 5 件に就任し、国際文化交流事業に関するノウハウの提供、講演会の実施等を行なった。

エ. 2019 年 11 月に、関西国際センターの研修生、留学生、外国人研究者等を対象とした「能と狂言の会」を同センターと共同で実施した他、2020 年 2 月に、国際交流フェスティバル「ワン・ワールド・フェスティバル」に同センターと共同でブースを出展し、事業広報活動等を実施した。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

定量指標「海外事務所SNS 利用者数合計」について、前年度に引き続き120%以上の達成がなされたことは高く評価できる一方で、13 の海外事務所所在国は全世界的にも一日当たりのSNS 利用時間が長いとされる国が多いこと等も踏まえ、より高い目標設定の検討及びSNS を中心的な発信ツールとして活用する海外事務所を増やしていくこと等を検討し、対応すべきである。

<前年度評価結果反映状況>

令和元年度は新たに 2 事務所が Twitter を通じた広報を開始するなど、SNS による発信に一層取り組んだ。また、自らの SNS 媒体のみならず、インフルエンサー経由の発信を試みるなど、媒体の特性を踏まえた取り組みも強化した。例えば、ロサンゼルス事務所では日本庭園活性化事業の一環として行った芸者文化の紹介イベントに、現地の 10 代～30 代から支持されているインフルエンサーを招待し、複数のインフルエンサーから Instagram を通じた事前告知、及び事業当日の様子を Instagram stories や YouTube で発信してもらうことで、若者への訴求力を高め、事務所アカウントからの発信と相まって、事業の認知度を効果的に高めた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

海外事務所の催しスペース稼働率について、目標値を達成し、効果的かつ効率的に事業を実施し

た。海外事務所では SNS の活用にも努め、SNS の特性を活かし着実に広報効果を高めている。ケルン日本文化会館では展示事業設営の様子や公演リハーサル前のアーティストインタビュー等の投稿を増やすことで事業広報効果を高め、より多くの集客を得ることに成功したほか、ジャカルタ事務所では SNS を用いて日本映画祭（JFF）事業のボランティアの募集、上映スケジュールの公開、チケットングを行ったことでフォロワー数およびインプレッション数の増加に繋がり波及効果が向上するなど、各海外事務所においても SNS を活用した広報が主流となりつつある。

また、オーストラリアやフィリピン等では、外部関係団体とのネットワークを生かして事務所が所在する大都市に加えて、地方都市でも効果的に事業を展開した。

京都支部については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業を中止することとなったものの、例年同様、関西地域の関係者とのネットワーク維持・構築に努め、関西国際センター研修生を含む関西地域の外国人研究者・留学生等を対象とした事業を同センターと連携して実施した。

以上を踏まえ、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

限られた予算の中で効果的に海外事務所を運営するため、SNS 等を活用した広報、催しスペースの活用、外部関係団体とのネットワークを生かした連携事業の実施等により、効果的な事業実施に取り組んだ。

3-5. 主務大臣による評価

< 評価と根拠 >

評価

根拠 :

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	特定寄附金の受入による国際文化交流活動(施設の整備を含む)の推進
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受入金額・助成金交付事業件数	実績値		平成24～27年度の実績平均値 265,060千円/17件	407,264千円/11件	314,515千円/15件	3,014,578千円/19件		
<p><目標水準の考え方></p> <p>○特定寄附金に関しては、特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては前期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指す。</p>								

②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額(千円)	274,580	230,097	277,606		
決算額(千円)	401,523	313,398	3,022,587		
経常費用(千円)	401,523	313,398	3,022,587		

経常利益（千円）	▲ 9,934	▲10,220	▲10,275		
行政コスト（千円）※	9,984	16,343	3,022,587		
従事人員数	0	0	0		

※平成 29 年度から平成 30 年度までは行政サービス実施コスト、令和元年度は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
【中期目標】	
ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 基金は、特定の国際文化交流事業（国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を含む）に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付する。寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。	
【中期計画】	
ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 寄附金の受入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。	
【年度計画】	
ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 寄附金の受入れ、対象事業については、外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応する。	
【主な評価指標】	
【指標 7】 特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況 （関連指標）	
・受入金額・助成金交付事業件数（平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件）	

3-2. 業務実績

(1) 外交、会計監査、租税、言論等の分野の外部有識者 7 名からなる特定寄附金審査委員会を 2 回開催し、令和元年度に申込のあった案件 12 件を対象として、寄附申込者、対象事業等について審議を行った。その結果、12 件全件について適当との意見が示されたため、特定寄附金の受入れを決定した。

(2) 令和元年度における特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況に関しては、のべ 423 の個人・法人より総額 3,014,578 千円の寄附金を受入れ（平成 30 年度：413 の個人・法人、314,515 千円）、同寄附金と平成 30 年度末に預り寄附金として受入れた 39,500 千円との合計 3,054,078 千円のうち、3,011,789 千円を原資として、19 件の事業に対し助成金を交付した。（残額 42,290 千円の寄附金は、令和 2 年度に助成金として交付する予定）

特定寄附金の受入額が昨年度に比べて大きく増加しているのは、1 件で 27 億円の大型案件があったことによるものである。

助成対象事業は以下のとおり。

- ア. アジア・中東地域出身の助成に高等教育を行う多国籍の女子大学における奨学金プログラム等の人物交流事業 5 件
- イ. 国際的な日本文化研究の促進を目的とした研究者・学生の交換プログラム、各種研究プロ

- プロジェクト等を実施するためのファンド造成事業等の日本研究支援事業 2 件
- ウ. 日本国内の日本語教育機関に在籍するアジア諸国からの留学生への奨学金支給を行う日本語普及事業 1 件
- エ. 日本と韓国をはじめとする東アジアの文化交流促進のためのフェスティバル等の催し事業 10 件
- オ. 日本庭園の造成・拡張など、教育や文化交流のための施設を整備する事業 1 件

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

引き続き、使途が特定された寄附金の受入金額・助成金交付事業件数を維持できるよう、助成事業説明会等の機会を十分に活用し、制度の周知等の努力を積極的に行っていくことを期待したい。

<前年度評価結果反映状況>

平成 30 年度に引き続き、国際交流基金の他の助成プログラムへの申請者に対して、特定寄附金の制度を紹介するため、国際交流基金の助成事業説明会に際して特定寄附金の説明を行うなど、周知の機会の拡充に努めた。

また、1 件で約 27 億円の大型寄附案件については、寄附者より米国の大学への寄附の手段を探しているとの照会を受けたことから、往訪して特定寄附金の仕組みを説明し、先方と米国大学側との調整を行うなどしたことにより受け入れが実現した。

受入案件数 12 件のうち、過去に特定寄附金制度を利用したことのなかった申込者からの新規申し込みも 5 件あり（平成 30 年度 5 件、平成 29 年度 0 件）、平成 30 年度に引き続き、新規案件の開拓にも一定の成果が出ている。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠：

【指標 7】

特定寄附金について、令和元年度の受入額は、中期目標に定める関連指標（受入金額・助成金交付事業件数（平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件））の実績値を大幅に上回る総額 3,014,578 千円となった。大幅増の理由は、1 件の大型案件の受け入れによるものであるが、受け入れ実現に向けて JF 側より積極的に調整に努めたこと、本件を除いても受入額は 293,778 千円と、関連指標を上回っていること、新規案件の開拓にも平成 30 年度に引き続き成果が出ていることから、所期の目標を大幅達成していると自己評価する。

【課題と対応】

特定寄附金への申込みに関し、減少傾向にあった新規案件の件数が平成 30 年度に 4 年ぶりに増加に転じ、令和元年度も 5 件の新規申込があった。令和 2 年に入り、新型コロナウイルスの影響により、国際文化交流事業も延期や中止となっているため、令和 2 年度の見通しは不透明であるが、引き続き周知・広報を強化するなど、新規案件数の拡大のための努力を行う。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠：

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	組織マネジメントの強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標8-1】人材育成のために実施する研修への参加者数	計画値	年間419人以上	(平成24~27年度の実績平均値419人)	419人	419人	419人		
	実績値			1,012人	583人	605人		
	達成度			242%	139%	144%		
【指標8-2】日本語国際センター(NC)、関西国際センター(KC)の研修施設の教室稼働率	実績値			100% (NC) 96% (KC)	99% (NC) 97% (KC)	98% (NC) 99% (KC)		
<p><目標水準の考え方></p> <p>○人材育成のために実施する研修への参加者数の目標値は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。</p>								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>(1) 組織マネジメントの強化</p> <p>国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直すとともに、新たな役割に対応していくために、各種研修の実施による職員能力の強化を図る。</p> <p>また、効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。また、基金が保有する研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。</p>

【中期計画】

(1) 組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、各種研修を実施して職員能力の強化を図る。また、適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムを導入する。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。

基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。

【年度計画】

(1) 組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し管理職研修及び各職階の昇格研修を実施するほか、外国語研修等専門性の向上に寄与する研修機会などを提供し、年間 419 人以上の参加を目標とする。

また、新たに導入した勤怠システムを活用し、適正な労務管理に努める。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会の開催や事業における連携等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。

【主な評価指標】

【指標 8-1】人材育成のために実施する研修への参加者数 年間 419 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 419 人）

【指標 8-2】研修施設の利用促進

(関連指標)

・日本語国際センター、関西国際センターの研修施設の教室稼働率

3-2. 業務実績

(1) 人員配置・人事に関する計画

ア. 政策的要請に基づく事業であるアジア文化交流強化事業及び放送コンテンツ海外展開支援事業等に的確に対応し、また「新たな外国人材の受入れ」に向けた関連事業遂行体制の構築のために必要な人材の確保（8名の定期採用及び5名の中途採用）を行なった。

イ. マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、令和元年度においては、階層別研修のうち、課長代理昇任研修、課長補佐昇格研修、上級主任昇格研修、7級主任昇格研修及び新入職員 OJT 研修を

実施した。この他、採用2年目職員海外拠点実務経験研修（3週間）、実務担当者研修、2020年6月の改正労働施策統合推進法の施行を見据えたハラスメント研修、自主外国語研修費補助等もあわせ計164件を実施し、年間605人の研修参加者を得た。

ウ．適正な労務管理とその効率化を目指し、前年度に導入した勤怠システムについて引き続き安定的かつ良好な運用を行った。

エ．2019年4月に政府が運用を開始した「特定技能」制度の円滑な実施に寄与することを目的とした国際交流基金の海外日本語教育事業を効果的に実施し、「国際交流基金日本語基礎テスト」のテスト問題の作成を集中的に進めるべく、日本語事業グループを改編した。また、ジャポニスム2018等の大型事業で培われた成果や経験等を既存事業の遂行に還元するべく、文化事業部の各部門を分野別チームとするなどの組織再編を進めた。

（2）関係省庁・機関との協力・連携の確保・強化

ア．オールジャパン施策への参画

東京2020年オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた機運醸成、クールジャパン戦略、インバウンド観光の促進等、オールジャパンで展開される各種施策の推進に対し、国際交流基金としては、以下のような会議体への出席等を通して、協力・連携を行った。

（ア）オリンピック・パラリンピック関連

- a. 東京2020年オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組（「政府の取組」中の「文化プログラム（beyond2020）の推進」の実施主体の一つ）
- b. Sport for Tomorrow（コンソーシアム運営委員会のメンバーとして参画するとともに、国際交流基金が実施する事業を登録）

（イ）クールジャパン戦略等

- a. クールジャパン関係府省連絡・連携会議
- b. 日本産酒類の輸出促進連絡会議

（ウ）その他

スポーツ国際戦略連絡会議、科学技術外交推進会議にメンバー又はオブザーバーとして参加し、実績や予定等の関連情報を共有した。

イ．その他の省庁等の連携

（ア）総務省

総務省が放送事業者のブース出展支援や海外バイヤーとのネットワーキング作りのためのイベントを開催したコンテンツ国際見本市において協力等を行った。例えば、2019年12月にシンガポールで開催されたTVコンテンツマーケット「ASIA TV FORUM&MARKET」では、日本の魅力や国際交流基金の取組み等が紹介される映像を提供し、日本に特化したブースであるジャパン・パビリオンにおいて放映が行われた。また、マニラ日本文化センターでは、総務省等の関係省庁等と連携してオールジャパンで実施している「放送コンテンツ海外展開支援事業」について、総務省補助事業により北海道のテレビ局及びフィリピンの現地テレビ局で共同制作された番組が現地で放送されるに当たり、同センターのSNS等で発信をするなどの協力をを行い、オールジャパンで日本の各地域の魅力、訪日の魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげることに努めた。

（イ）文化庁

文化芸術交流分野において、事業実施の重複を避け、効果的な連携・協力を進めるため、年度計画策定時および時宜に応じて、情報共有と意見交換を行った。また、文化庁が実施する文化交流使

事業、東アジア文化交流使事業に関し、海外でのニーズ調査に協力すると共に、文化交流使事業では6名全員について、13か国での実施に国際交流基金海外事務所が参画乃至協力した。また、東アジア文化交流使事業についても、北京日本文化センター及びソウル日本文化センターがそれぞれ、同交流使2名による現地事業実施等の準備を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い派遣自体が見送られた。

(ウ) 連携協定に基づく効果的な事業展開

独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)とは、連携協定に基づき対日理解と訪日旅行促進に向け、「放送コンテンツ海外展開支援事業」での訪日プロモーション映像放映や、オーストラリア教育機関関係者の訪日招へい事業、国際交流基金海外事務所における日本語講座やJFF日本映画祭等において各種の事業連携を効果的に進めた。そのほか、各自治体、大学との協定に基づき、“日本語パートナーズ”派遣事業等でより効果的な事業展開を行った。

(3) 独立行政法人国際協力機構(JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)及び独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)の海外事務所との共用化又は近接化

第3期中期目標期間中(平成24年度～平成28年度)において、バンコク、ジャカルタ、マニラ、トロント、ニューヨーク、メキシコシティ、カイロ、シドニー、ハノイ、ソウルの計10都市(3法人以上の事務所が所在する16都市中)において各法人との共有化・近接化を実現した。独立行政法人国際協力機構(JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)とはJICA事業で機材供与が予定されている海外テレビ局に対して「放送コンテンツ海外展開支援事業」を通じたテレビ番組の無償提供に向けた検討の実施や国際交流基金が米国から地方議員、行政幹部、ビジネスリーダー等を招へいた際のJETROによる被招へい者に対する日米経済関係のブリーフィングの実施等それぞれの強みを生かした効果的な事業連携を図った。

(4) 国際交流基金が保有する研修施設の稼働率向上

日本語国際センターの令和元年度の教室稼働率は98%であった。外部の国際交流団体が実施する国際文化交流事業(海外教師日本研修プログラム(主催団体:博報堂教育財団)、日本語教師派遣事業にかかる赴任前研修(主催団体:日露青年交流センター)に協力するなど施設の効果的な活用に努めた。

関西国際センターの令和元年度の教室稼働率は99%であった。大阪府の実施する研修事業を共催実施するほか、近隣地域国際交流団体の交流事業を実施する等、施設の効果的な活用に努めた。

3-3. 指摘事項への対応
<p><前年度評価結果></p> <p>時限事業であるアジア文化交流強化事業やジャポニスム2018等の大型事業で培われた成果や経験等の財産を基金の本来業務である文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業にも還元できるよう、引き続き人員配置等の工夫が重要。</p> <p>【指標8-1】に関して、昨年度に引き続き大幅に目標値を達成したことから、年度計画においては、目標の上方修正を検討していただきたい。</p>
<p><前年度評価結果反映状況></p> <p>アジア文化交流強化事業やジャポニスム2018等の大型事業で培われた成果や経験等を継続的に生かせるよう、文化事業部の各部門を分野別チームとするなどの組織再編を進めるとともに、右大型事業を担当した人員を基金の基幹事業である文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業担当部署及び海外事務所に配属する等の措置を取っている。</p> <p>また、研修参加人数については、平成29年度は全員参加型のメンタルヘルス研修などの特殊要因があったものの、過年度及び令和元年度いずれの年度も大幅に目標値を達成している又は達成見</p>

込みであったことから、令和2年度の年度計画における目標値を512人に上方修正した。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠:

【量的成果の根拠】

【指標 8-1】については、計164件の職員研修を実施し、研修参加者605人を得たため、目標の144%を達成した。

【質的成果の根拠】

人員配置・人事に関する計画については、放送コンテンツ海外展開支援事業及び「新たな外国人材の受入れ」関連事業等に的確に対応した。オールジャパンの取組みについては、特にオリンピック・パラリンピック、クールジャパン戦略推進において、スポーツ事業の認証登録をする等政府の取組に積極的に関与するとともに、放送コンテンツの海外放送展開事業等、他省庁等の取組みと連携及び協力することで事業効果を最大限発揮するよう努めた。

独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化については、各事業面における連携を進め、各法人の強みを生かした取組みを図った。

そのほか、日本語国際センターおよび関西国際センターについては、外部の国際交流団体、自治体が実施する国際文化交流事業、研修事業に協力する等、施設の効果的な活用に努めた（【指標 8-2】）。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠: _____

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標9】一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率	計画値	▲ 1.35 % 以上		▲ 1.35 % 以上	▲ 1.35 % 以上	▲ 1.35 % 以上		
	実績値			▲ 7.67%	▲ 6.89%	+3.12%		
	達成度			568%	510%	▲231%		
国家公務員給与と比較したラスパイレス指数	実績値			117.1 (99.8)	116.2 (99.9)	117.2 (100.8)		
	下段カッコ内は地域・学歴補正後							
総人件費（百万円）	実績値			2,328 百万円	2,398 百万円	2,429 百万円		
パリ日本文化会館の催しスペース稼働率	実績値			77%	73%	70%		
競争性のない随意契約比率（件数ベース/金額ベース）	実績値			59.0% /59.1%	60.2% /60.3%	59.8% /51.4%		
一者以下応札の件数（うち、一者応札件数※）	実績値			47件 (46件)	42件 (42件)	53件 (52件)		

※「調達等合理化計画」の様式に合わせ「一者以下応札の件数」とし、「0者（入札不調）」を含めた。
下段カッコ内は「一者応札」のみの件数。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達方法の合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【中期計画】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達方法の合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）

に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【年度計画】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

以下のような方法により、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

- ・事業の実施規模・内容の効率化により経費の削減を図る。
- ・契約の競争性、調達の合理化の推進により経費の削減を図る。
- ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

エ 調達方法の合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる案件については、全て経理部コンプライアンス強化ユニットの点検を受ける。

令和元度においては、令和元年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画を策定の上、引き続き、事前事後における自己点検の着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を「真にやむを得ないもの」に限定する。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

【主な評価指標】

【指標 9】 一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率 1.35%以上

【指標 10】 給与水準の適正化の取組状況

(関連指標)

- ・ 国家公務員給与と比較したラスパイレス指数
- ・ 総人件費

【指標 11】 保有資産の効率的な活用状況の定期的な検証・見直し

(関連指標)

- ・ バリ日本文化会館の催しスペース稼働率

【指標 12】 新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる全ての案件について経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を受ける。

(関連指標)

- ・ 競争性のない随意契約比率
- ・ 一者以下応札の件数（うち、一者応札件数）

3-2. 業務実績

(1) 経費の効率化

令和元年度は平成 30 年度に比して一般管理費が大幅に増加しているが、これは令和 2 年 5 月の本部事務所の移転に伴う敷金の支払いや内装工事費等の前払いが発生したことによるものである。(移転関連の支出額 671,159 千円を除いた場合の合計額は 9,284,459 千円、対 30 年度比▲370,008 千円(▲3.83%)であり、中期目標に定められた対前年度削減率▲1.35%を達成している。)

令和 2 年度も移転費用や退去した事務所の原状回復等による一般管理費の増加が見込まれるが、移転作業が完了した令和 3 年度以降は事務所面積の縮小や借料の低下により、年間 1.5 億円ほどの事務所借料の削減が可能となる見込みである。

(単位：千円)

区分	平成 30 年度 (基準額)	令和元年度 計画額	令和元年度 決算額
一般管理費 (※ 1)	867,536	1,549,719	1,571,236
対平成 30 年度増減額	—	+682,183	+703,700
対平成 30 年度増減率	—	+78.63%	+81.11%
運営費交付金を充当する業務経費 (※ 2)	8,786,931	8,564,297	8,384,383
対平成 30 年度増減額	—	▲222,634	▲402,548
対平成 30 年度増減率	—	▲2.53%	▲4.58%
合計	9,654,467	10,114,016	9,955,618
対平成 30 年度増減額	—	+459,549	+301,151
対平成 30 年度増減率	—	+4.76%	+3.12%

※ 1 第 4 期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費を除く。

※ 2 第 4 期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費・在外人件費、令和元年度の新規政策増経費、令和元年度に措置された補正予算及び平成 30 年度からの繰越予算による経費を除く。

(2) 人件費管理の適正化

給与制度の適切な運用による抑制努力を継続し、ラスパイレス指数は 117.2（地域・学歴換算補正後 100.8 となり前年度に比べて 1.0 ポイント上昇（地域・学歴換算補正後では 0.9 ポイント上昇）した。ラスパイレス指数変動の原因は、個別の人事異動に伴うもの。

また、総人件費は 2,429 百万円となり、前年度に比べて 31 百万円増加したが、「新たな外国人材の受入れ」に向けた関連事業遂行体制の構築のために人員を強化したこと、また国家公務員の給与増に準拠し給与を改定したことが主な要因である。

上記給与水準と総人件費については、総務省、人事院から示されるガイドライン等に即して情報を公表しており、令和元年度分も令和 2 年 7 月末日を目途にホームページにおいて公表予定である。

職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当については、民間との比較調査や国家公務員の在勤手当の動向も踏まえて検証を行った結果、現行の国家公務員準拠方式に合理性があると判断されたため、今後も現行方式により在勤手当の水準を管理することとした。

(3) 保有資産の必要性の見直し

国際交流基金の保有する資産については、財務諸表において詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について見直しを行った。

(4) 調達方法の合理化・適正化

ア. 国際交流基金の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく調達等の合理化の取組状況については、以下のとおりである。

(ア) 令和元年度の国際交流基金の契約状況

国際交流基金における令和元年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、「競争性のない随意契約」の大半は、下記に述べる基金事業の特性から、国際交流基金会計規程上の「真に随意契約によらざるを得ない」ものに該当する契約である。

表 1 令和元年度の国際交流基金の契約状況 (単位：件、億円)

	平成 30 年度		令和元年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	162 (31.6%)	17.52 (28.3%)	156 (32.8%)	25.33 (39.7%)	▲6 (▲3.7%)	7.81 (44.6%)
企画競争・公募	42 (8.2%)	7.06 (11.4%)	35 (7.4%)	5.73 (9.0%)	▲7 (▲16.7%)	▲1.33 (▲18.8%)
競争性のある契約 (小計)	204 (39.8%)	24.58 (39.7%)	191 (40.2%)	31.06 (48.6%)	▲13 (▲6.4%)	6.48 (26.4%)
競争性のない随意契約	308 (60.2%)	37.33 (60.3%)	284 (59.8%)	32.81 (51.4%)	▲24 (▲7.8%)	▲4.52 (▲12.1%)
合計	512 (100%)	61.91 (100%)	475 (100%)	63.87 (100%)	▲37	1.96

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和元年度の対平成 30 年度伸率である。

国際交流基金においては、平成 23 年度の業務実績評価において、外務省独立行政法人評価委員会より、「映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」との指摘を受けたことを踏まえ、随意契約のうち、基金事業の特性により随意契約によらざるを得ないもの（以下、「基金事業の特性による随意契約」と、それ以外の理由により随意契約となったものを明確に区分して整理を行ってきたが（当該分類は平成 24 年度に契約監視委員会の了承を得ている）、平成 27 年度においては、さらに、基金会計規程において、基金事業の特性による随意契約をより明確に区分するため、その類型化を図り、以下のとおり、基金会計規程の一部改正を行い、同年度中に同規程を施行した。

随意契約の小分類（国際交流基金会計規程第 25 条第 1 項第 1 号（契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき）に当たる契約の類型）

基金の事業特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	ア. 著作権保持者からの映画・テレビ素材購入、上映権・放映権購入
	イ. 展示事業企画制作・美術品の購入
	ウ. 外国に派遣する公演団との派遣契約
	エ. 共同で事業を実施する共催契約
	オ. 基金拠点がない外国での契約
それ以外の「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	カ. 事務所の賃貸借及びこれに関連する契約
	キ. 公共料金（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
	ク. その他

基金事業の特性による随意契約の類型は上記のとおりであるが、これに該当する随意契約を除いた「競争性のない随意契約」と「競争性のある契約」との対比表は、以下の表 2 のとおりであり、「競争性のある契約」の割合が、件数、金額ともに全体の 7 割を占める。平成 30 年度と比較して、「競争性のない随意契約」の割合が、件数は減少、金額は増加している（件数は 1.4%の減、金額は 32.2%の増）。金額増加の主な要因は事務所移転準備で事務所の賃貸借及びこれに関連する契約が増加したことによるものである。

表 2 基金事業の特性による随意契約を除外した対比表 (単位：件、億円)

	平成 30 年度		令和元年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	204 (74.2%)	24.58 (77.0%)	191 (73.2%)	31.06 (76.2%)	▲13 (▲6.4%)	6.48 (26.4%)
競争性のない随意契約	71 (25.8%)	7.36 (23.0%)	70 (26.8%)	9.73 (23.9%)	▲1 (▲1.4%)	2.37 (32.2%)
合計	275 (100.0%)	31.94 (100.0%)	261 (100.0%)	40.79 (100.0%)	▲14	8.85

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和元年度の対平成 30 年度伸率である。

(イ) 令和元年度の国際交流基金の二者応札・応募状況

国際交流基金における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表3のとおりであり、平成30年度と比較して、一者応札・応募による契約は、件数、金額ともに増加しているが（件数は26.2%の増、金額は80.5%の増）、主な要因は令和元年度に新規調達したCBT方式による日本語テストの海外実施など取扱業者の少ない日本語教育関連の業務委託や開発業者以外の参入意欲が低い既存システムの運用・保守の業務委託などの調達が増加したことによるものである

なお、令和元年度の一者応札・応募53件のうち30件は、平成30年度から令和元年度にまたがる継続契約であり、令和元年度に新規に発生した一者応札・応募は23件（全体の43.4%）である。

表3 令和元年度の国際交流基金の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成30年度	令和元年度	比較増▲減
2者以上	件数	162 (79.4%)	138 (72.3%)	▲24 (▲14.8%)
	金額	18.58 (75.6%)	20.23 (65.1%)	1.65 (8.9%)
1者以下	件数	42 (20.6%)	53 (27.8%)	11 (26.2%)
	金額	6.00 (24.4%)	10.83 (34.9%)	4.83 (80.5%)
合計	件数	204 (100.0%)	191 (100.0%)	▲13
	金額	24.58 (100.0%)	31.06 (100.0%)	6.48

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

※3 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和元年度の対平成30年度伸率である。

※4 「1者以下」には「0者（入札不調）」を含む（平成30年度：件数0件、令和元年度：1件）。

イ. 令和元年度において重点的に取り組んだ分野

(ア)「令和元年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、重点的に取り組む分野を以下の5点とした。（【 】は評価指標）

- ① 平成26年10月1日付け「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（総務省行政管理局長）を受け、平成27年度において基金会計規程の一部改正を行い、基金事業の特性による随意契約の類型を基金会計規程に明記し、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分する整理を行った。令和元年度においては、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。**【契約監視委員会における評価】**
- ② 一者応札・応募に関しては、年間調達予定案件概要の前広な周知の徹底、一者応札・応募案件発生時のアンケート実施と要因分析などにより、予防と再発防止に向けた取組を実施するとともに、契約監視委員会において報告する。令和元年度においては、一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自立的に検討する取組を強化する。**【検討・実施結果】**
- ③ 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成27年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和元年度はこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を図る。**【検討・実施結果】**
- ④ 障害者就労施設等からの物品等の優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）」に基づいて定めた調達方針に基づき、積極的に推進する。**【障害者就労施設等からの物品等の調達件数、金額】**
- ⑤ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施

について（依頼）」（平成 29 年 4 月 28 日付け一部改正府共第 341 号内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図る。

（イ）上記重点的に取り組む分野に関し、以下のとおり、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。

- ① 前記の（ア）①に記載のとおり、基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型を基金会計規程において明確化するために、基金会計規程の一部改正を平成 27 年度中に実施し、平成 28 年 3 月 30 日から施行済み。令和元年度においても、前年度に引き続き、改正後の規程に基づく運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。同取組については、契約監視委員会において、契約手続きの透明性・公正性の向上につながるとの評価を受けている。
- ② 一者応札・応募に関しては、年間調達予定案件概要の前広な周知の徹底を図るため、令和元年度においては同概要の情報更新の頻度を高めることとし、従来の四半期毎から月毎に短縮した。また、一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する取組を強化した。今後もこの取組を継続していく。
- ③ 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和元年度においても、これを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を行った。今後も、同様の取組に努めることとしている。
- ④ 令和元年度における障害者就労施設等からの物品等の調達状況は、表 4 のとおりであり、平成 30 年度と比較して、件数は減少したものの、金額は増加している。
- ⑤ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（平成 29 年 4 月 28 日付け一部改正府共第 341 号内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図るため、平成 29 年 8 月より、基金で実施するすべての総合評価落札方式による入札及び企画競争において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業としての認定を得ている企業からその証明となる書類の提出を得た場合、企画提出書（技術点）に評価点を加点する仕組みを導入し、令和元年度においても着実に実施した。

表 4 令和元年度の国際交流基金の障害者就労施設等からの物品等の調達状況

（単位：件、千円）

	平成 30 年度	令和元年度	比較増▲減
契約件数	29	20	▲9
契約金額	5,489	5,564	75

ウ．調達に関するガバナンスの徹底

（ア）「令和元年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、調達に関するガバナンスの徹底として以下の 3 点を計画した（【 】は評価指標）。

① 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に基金内に設置された「経理部コンプライアンス強化ユニット（総括責任者は経理担当理事）」に報告し、基金会計規程における「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行い、その適否を点検することとする。【経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数等】

② 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

a. 当基金では、これまで調達に関する「会計実務マニュアル」を作成するとともに、職員を対象とした定期的な研修（会計実務研修）を行っている。研修については、「会計実務マニュアル」の職員間での定着状態をチェックするとともに、改善のためのアンケートを実施し、それらの結果を踏まえた研修計画の見直しを行う。【検討・実施結果、アンケート結果】

また、マニュアルの内容について逸脱が無い、情報が古くない等の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を毎年1回行う。【検討・実施結果】

b. 「政府関係法人会計事務職員研修」や「政府出資法人等内部監査業務講習会」などの外部研修に経理部及び監査室の職員を参加させる。また外部講師を招いての研修・講義を行うことにより契約・会計実務の知識習得や専門性向上に努める。【検討・実施結果】

(イ) 上記調達に関するガバナンスの徹底に関し、随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、以下のとおり、体制の整備や取組を行った。

① 随意契約に関する内部統制の確立

令和元年度においても、新たに随意契約を締結することとなる案件については、「経理部コンプライアンス強化ユニット」で点検を行った。令和元年度における経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数は453件である。

② 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

a. 「会計実務マニュアル」の更新作業、1回の会計実務研修、併せて研修改善のためのアンケートを、それぞれ実施した。アンケートの結果を踏まえ、財務会計システムへの入力に関する研修時間を増やすなど、次年度の研修計画の見直しを行った。

b. 「政府関係法人会計事務職員研修」に経理部職員2名を参加させ、職員のスキルアップに役立てると共に、研修内容を基金内で共有した。

エ. 令和元年度中に契約監視委員会を3回開催し、議事概要をホームページ上で公開した。主な点検内容は以下のとおりである。

(ア) 全契約を対象として5つの類型（前回競争性のない随意契約であった契約、前回一者応札・応募であった契約、随意契約、一般競争・指名競争入札、企画競争・公募）に分類し、各分類から抽出した計13件を対象に、一般競争・指名競争入札については参加資格の設定及び指名の理由、並びに入札の経緯等について、また随意契約については随意契約理由の妥当性、並びに契約価格の適正性等について点検した。

(イ) 令和元年度に新たに発生した一者応札・応募案件について点検した（前回入札から連続して一者応札・応募となった2件については重点的に点検を行った）。

(ウ) 10件の再委託案件について、業務上の必要性、契約相手方並びに再委託先との間に人的交流、資本出資等の長期継続的關係等を点検した（再委託率が50%以上の高率となっている案件については、特に再委託を行う業務範囲と必要性についても点検を行った）。

(エ) 「平成30年度国際交流基金調達等合理化計画」の自己評価、「令和元年度国際交流基金調達等合理化計画」の策定について点検した。

オ. 契約監視委員会の主たる指摘事項への対応

(ア) 平成27年度の契約監視委員会において、共催事業の相手方との契約に関し、特に契約金額が高額となるものについて随意契約を締結する場合には、透明性や公平性の観点において、一般市民

の目から見て理解が得られるかどうかを常に意識しておくことが肝要であり、選定基準・選考経緯について記録を残しておくことが望ましいとのコメントがあった。これを踏まえ、共催事業における共催相手方選定プロセスや選定理由の考え方を整理し、また随意契約の契約相手方選定プロセスや選定理由についても、平成 28 年度から委員会審議資料に記載することにより、契約の適正性についてより一層の可視化を図った。

- (イ) 契約監視委員会のこれまでの意見に基づく取組、または意見を着実に契約業務に反映させるための取組を、以下の通り継続実施した。
- a. 入札時の適正な公告期間の確保
 - b. 仕様書の更なる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成
 - c. 内部職員向け「会計実務マニュアル」の改訂
 - d. 会計実務研修プログラム

3-3. 指摘事項への対応
<p><前年度評価結果></p> <p>随意契約について、上記のとおり、前年度比で件数・金額ともに減となっている点は評価できるものの、一方で、「真に随意契約によらざるを得ない契約を除外した、競争性のない随意契約」の割合は、前年度に引き続き、契約全体の2～3割を占めており、さらなる競争性の確保に努めるべく、不断の見直しを行うべきである。</p>
<p><前年度評価結果反映状況></p> <p>基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型を基金会計規程において明確化するために、基金会計規程の一部を平成 27 年度に改正し、施行済み。令和元年度においては、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。</p>

3-4. 自己評価
<p><評定と根拠></p> <p><u>評定 B</u></p> <p><u>根拠:</u></p> <p>【量的成果の根拠】</p> <p>【指標 9】にかかると経費の効率化については、数値目標（毎事業年度 1.35%以上の効率化）に未達であるが、これは本部事務所移転という特殊要因によるものであり、移転関連経費を除いた場合には、約 3.83%の削減となる。</p> <p>【質的成果の根拠】</p> <p>(1) 人件費管理の適正化 【指標 10】</p> <p>総人件費は「新たな外国人材の受入れ」に向けた関連事業遂行体制の構築のために人員を強化したと国家公務員の給与増に準拠し給与を改定したことにより増加したが、給与水準は地域・学歴を換算補正して国家公務員と同水準であり、適正といえる。</p> <p>(2) 保有資産の必要性の見直し 【指標 11】</p> <p>保有資産についても適切に公表し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について適切に</p>

見直しを行った。

(3) 調達方法の合理化・適正化【指標 12】

契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和元年度はこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を行った。また、【指標 12】については、経理部コンプライアンス強化ユニットで 453 件の点検を行った。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

< 評価と根拠 >

評価

根拠 :

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>5. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 財務運営の適正化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>(2) 安全性を最優先した資金運用</p> <p>運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>3. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 財務運営の適正化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>(2) 一般寄附金の受入れ</p> <p>事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。</p> <p>(3) 安全性を最優先した資金運用</p> <p>運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日</p>

米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

4. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙のとおり

(2) 収支計画

別紙のとおり

(3) 資金計画

別紙のとおり

5. 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

7. 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

8. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【年度計画】

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した年度計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。運営費交付金債務残高等の発生要因についても分析を行う。

(2) 一般寄附金の受入れ

事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。

(3) 安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も

行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

4 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙1のとおり

(2) 収支計画

別紙1のとおり

(3) 資金計画

別紙1のとおり

5 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

7 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【主な評価指標】

3-2. 業務実績

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務について、平成28年度より適用を開始した業務達成基準に基づき、適切な予算配分と執行管理に努めた。

令和元年度の運営費交付金予算は、当年度予算13,322,192千円、事業の延期などの事情による前年度からの繰越分5,271,201千円（うち5,024,508千円は平成30年度までに措置された補正予算分）、令和元年度補正予算で措置された「海外日本語教育事業」、「日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業」、及び「放送コンテンツ海外展開支援事業」の予算計3,138,414千円の合計21,731,807千円を財源として、14,112,590千円を執行した（執行率は64.94%）。

このうち、補正予算と前年度からの繰越分を除いた当初予算については、13,322,192千円のうち12,411,328千円を支出、翌事業年度への繰越額は574,678千円であった。繰越額を含めた執行率は

97.48%であった。(30年度は、97.93%)

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」(平成30年3月30日付。総管査第10号)に基づく「目的積立金等の状況」について。

(単位：百万円、%)

	平成29年度末 (初年度)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	3,413	660	133		
目的積立金	0	0	0		
積立金	0	1,218	311		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0		
運営費交付金債務	2,120	5,271	7,255		
当期の運営費交付金交付額 (a)	15,084	16,443	16,461		
うち年度末残高 (b)	2,449	4,379	4,049		
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	16.23%	26.63%	24.60%		

(2) 一般寄附金の受入れ

一般寄附金の受入れについては、前年度実績額83,037千円及び当年度計画額31,022千円(平成24～27年度の実績額の平均)を上回る105,289千円を受け入れた。

受け入れた一般寄附金の主な内容は、「Japan 2019 及び TICAD 7 公演事業」に対する寄付(30,000千円)、「ロシアでの日本研究支援」に対する寄附(24,000千円)、「東南アジアにおける日本語教育支援」に対する寄附(20,000千円)などである。

(3) 安全性を最優先した資金運用

資金の運用については、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行なっている。資金の運用は、「資金運用方針・計画」(毎年度決定)について資金運用諮問委員会(外部の専門家からなる理事長の諮問機関)に諮ったうえで、法令等により指定された債券のうち規定の取得基準を満たす格付の高いもののみ対象にしている。

令和元年度は償還された債券等の再投資として、額面4,100百万円分(うち6年債:500百万円、10年債:2,000百万円、15年債:200百万円、20年債:1,400百万円)の円貨債券、額面1,400万米ドル分(すべて10年の米国債)の外貨債券購入を行った。運用は国際交流基金自身の実施し、運用委託は行っていない。令和元年度運用収入実績額は867百万円(計画額:885百万円)であった。

(4) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の予算、収支計画及び資金計画を作成し、それらに基づき、適正な予算執行管理を行った。

(以下(5)～(7)は計画無し)

(5) 短期借入金の限度額

(6) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(7) 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(8) 剰余金の使途

該当なし（独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）はない。）

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

運営費交付金の執行について、当初予算の執行率（翌年度繰越額を含む）自体は高い水準であるものの、金額としては、未執行額が260,001 千円にも及んでいる。執行率のさらなる向上のため、予算の執行管理体制のより一層の強化を図るべきである。

<前年度評価結果反映状況>

業務達成基準に基づく精密な予算監理を行うため、7 月末及び 10 月末時点での予算の執行状況を確認したほか、必要に応じて随時各部署からヒアリングを行い、正確な予算の執行監理に努めた。さらに昨年度に引き続き、職員を対象として予算管理の目的や関する研修を行い、意識向上に努めた。運営費交付金の当初予算の執行率は、前年度とほぼ同水準の 97.48%となった。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

運営費交付金については、当初予算の 97.48%を執行し、着実に業務を実行した。
一般寄附金に関しては、昨年度実績額及び計画額 31,022 千円を上回る 105,289 千円を受け入れた。

資金運用については、運用方針を諮問委員会にも諮ったうえで、安全性の高い運用を行っている。低金利情勢が続く中で、10 年債を中心とした長期運用を基本としながら、中期債及び超長期債を含めた様々な年限の債券への再投資を行い、ラダーの平準化を進めた。以上より、運営費交付金の執行、寄附金収入の拡大、資産の運用について、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

運営費交付金の執行については、翌事業年度への繰越額を含めて 97.48%と着実に執行しているといえるが、業務達成基準に基づいて、さらに精密な投入費用の配分と適切な予算配分に努めていく。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠：

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

変更前

(令和元年度補正予算による変更)

1 予算
平成29～令和3年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	12,154	23,574	6,588		2,620	18,474		5,476	68,886
施設整備費補助金		73							73
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
アジア文化交流強化基金取崩収入				11,768					11,768
その他収入	133	5,358	334		10	485		109	6,428
計	12,856	29,138	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	91,970
支出									
業務経費	12,856	29,065	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373		86,253
施設整備費		73							73
一般管理費								5,643	5,643
計	12,856	29,138	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	91,970

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

〔人件費の見積り〕 期間中、総額11,460百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり。

変更後

(令和元年度補正予算による変更)

1 予算
平成29～令和3年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	13,431	25,436	6,588		2,620	18,474		5,476	72,024
施設整備費補助金		73							73
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
アジア文化交流強化基金取崩収入				11,768					11,768
その他収入	133	5,358	334		10	485		109	6,428
計	14,133	31,000	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	95,108
支出									
業務経費	14,133	30,927	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373		89,392
施設整備費		73							73
一般管理費								5,643	5,643
計	14,133	31,000	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	95,108

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

〔人件費の見積り〕 期間中、総額11,460百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり。

変更前

(令和元年度補正予算による変更)

2 収支計画
平成29～令和3年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化 交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
費用の部	12,880	29,110	9,572	11,775	2,638	19,051	1,373	7,200	93,598
経常費用	12,880	29,108	9,572	11,775	2,636	19,051	1,373	5,655	92,050
業務経費	12,758	28,630	9,392	11,760	2,606	18,845	1,373		85,364
一般管理費								5,603	5,603
減価償却費	121	478	180	15	30	207		52	1,083
財務費用		1			2			0	4
臨時損失								1,544	1,544
会計基準改訂に伴う賞与引当金 繰入								16	16
繰入								1,528	1,528
会計基準改訂に伴う退職給 付費用									
収益の部	12,882	29,136	9,585	11,775	2,638	19,051	1,373	7,200	93,640
運営費交付金収益	12,081	23,377	6,531		2,599	18,322		5,273	68,184
運用収益	522		2,611					47	3,181
寄附金収益	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
補助金等収益				11,760					11,760
その他収益	133	5,358	334		10	485		105	6,424
資産見返運営費交付金戻入資	99	268	76		30	207		48	727
産見返補助金戻入				15					15
賞与引当金見返に係る収益								50	50
退職給付引当金見返に係る収益								117	117
財務収益								4	4
臨時利益								1,544	1,544
賞与引当金見返に係る収益								16	16
退職給付引当金見返に係る 収益								1,528	1,528
純利益又は純損失(△)	3	26	13		0			1	42
総利益又は総損失(△)	3	26	13		0			1	42

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

変更後

(令和元年度補正予算による変更)

2 収支計画
平成29～令和3年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化 交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
費用の部	14,156	30,972	9,572	11,775	2,638	19,051	1,373	7,200	96,737
経常費用	14,156	30,970	9,572	11,775	2,636	19,051	1,373	5,655	95,189
業務経費	14,035	30,492	9,392	11,760	2,606	18,845	1,373		88,502
一般管理費								5,603	5,603
減価償却費	121	478	180	15	30	207		52	1,083
財務費用		1			2			0	4
臨時損失								1,544	1,544
会計基準改訂に伴う賞与引当金 繰入								16	16
繰入								1,528	1,528
会計基準改訂に伴う退職給 付費用									
収益の部	14,159	30,997	9,585	11,775	2,638	19,051	1,373	7,200	96,778
運営費交付金収益	13,358	25,239	6,531		2,599	18,322		5,273	71,322
運用収益	522		2,611					47	3,181
寄附金収益	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
補助金等収益				11,760					11,760
その他収益	133	5,358	334		10	485		105	6,424
資産見返運営費交付金戻入資	99	268	76		30	207		48	727
産見返補助金戻入				15					15
賞与引当金見返に係る収益								50	50
退職給付引当金見返に係る収益								117	117
財務収益								4	4
臨時利益								1,544	1,544
賞与引当金見返に係る収益								16	16
退職給付引当金見返に係る 収益								1,528	1,528
純利益又は純損失(△)	3	26	13		0			1	42
総利益又は総損失(△)	3	26	13		0			1	42

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

変更前

(令和元年度補正予算による変更)

3 資金計画
平成29～令和3年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本語・ 知的交流事業費	アジア文化 交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	12,768	28,603	9,392	11,760	2,572	18,845	1,373	5,741	91,044
運営費交付金事業 補助金事業	12,081	23,348	6,531		2,562	18,322			62,845
運用益等事業	677	5,264	2,861	11,760					11,760
一般管理費					9	523	1,373		10,697
国庫納付金の支払額								5,602	5,602
								139	139
投資活動による支出	98	507	173	8	22	152		32,057	33,016
有価証券の取得								32,016	32,016
有形固定資産の取得	98	507	173	8	22	152		40	999
財務活動による支出		29			36			1	66
リース債務の返済		29			36			1	66
次期への繰越金								3,384	3,384
計	12,856	29,138	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	127,509
資金収入									
業務活動による収入	12,856	29,065	9,565	72	2,630	18,997	1,373	5,643	80,201
運営費交付金収入	12,154	23,574	6,588		2,620	18,474		5,476	68,886
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
その他収入	133	5,358	334	72	10	485		109	6,501
投資活動による収入		73		11,200				32,016	43,289
有価証券の償還								31,316	31,316
定期預金の払戻				11,200				700	11,900
施設整備費補助金収入		73							73
財務活動による収入									
前期からの繰越金				496				3,523	4,019
計	12,856	29,138	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	127,509

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

変更後

(令和元年度補正予算による変更)

3 資金計画
平成29～令和3年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本語・ 知的交流事業費	アジア文化 交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	14,036	30,464	9,392	11,760	2,572	18,845	1,373	5,741	94,182
運営費交付金事業 補助金事業	13,358	25,210	6,531		2,562	18,322			65,984
運用益等事業	677	5,264	2,861	11,760					11,760
一般管理費					9	523	1,373		10,697
国庫納付金の支払額								5,602	5,602
								139	139
投資活動による支出	98	507	173	8	22	152		32,057	33,016
有価証券の取得								32,016	32,016
有形固定資産の取得	98	507	173	8	22	152		40	999
財務活動による支出		29			36			1	66
リース債務の返済		29			36			1	66
次期への繰越金								3,384	3,384
計	14,133	31,000	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	130,648
資金収入									
業務活動による収入	14,133	30,927	9,565	72	2,630	18,997	1,373	5,643	83,339
運営費交付金収入	13,431	25,436	6,588		2,620	18,474		5,476	72,024
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
その他収入	133	5,358	334	72	10	485		109	6,501
投資活動による収入		73		11,200				32,016	43,289
有価証券の償還								31,316	31,316
定期預金の払戻				11,200				700	11,900
施設整備費補助金収入		73							73
財務活動による収入									
前期からの繰越金				496				3,523	4,019
計	14,133	31,000	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	130,648

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

1 予算
令和元年度予算

収入	区別	(単位:百万円)										合計
		文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通			
運営費交付金		2,960	6,003	1,084		662	3,998		1,753		16,461	
運用収入		145		729					11		885	
寄附金収入		4	23	24		1	3		1		325	
受託収入		1	21								21	
アジア文化交流強化基金取崩収入そ の他収入		24	1,465	55	3,896	1	89		10		3,896	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入		234									234	
計		3,368	7,511	1,892	3,896	663	4,091	270	1,775		23,466	
支出												
業務経費		3,369	7,355	1,791	3,896	662	4,103	278			21,454	
一般管理費											2,454	
計		3,369	7,355	1,791	3,896	662	4,103	278	2,454		23,908	

(注1)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

(注2)前中期目標期間繰越積立金取崩収入は、主務大臣より承認を受けた「日本博覧会にかかる経費」に充当する。

〔人件費の見積り〕 期間中、総額2,469百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

2 収支計画 令和元年度収支計画

区別	(単位:百万円)										合計
	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通			
費用の部	3,373	7,368	1,799	3,896	665	4,123	278	3,999			25,501
経常費用	3,373	7,368	1,799	3,896	665	4,123	278	2,455			23,956
業務経費	3,343	7,269	1,768	3,893	653	4,055	278	2,424			21,259
一般管理費								30			2,424
減価償却費	31	99	31	3	11	68					273
財務費用		0			0			0			1
臨時損失								1,544			1,544
会計基準改訂に伴う賞与引当金 繰入 会計基準改訂に伴う退職給 付費用								16			16
収益の部	3,142	7,534	1,898	3,896	667	4,111	270	3,325			24,841
運営費交付金収益	2,943	5,949	1,070		654	3,950		1,684			16,250
運用収益	145		729					11			885
寄附金収益	4	23	24		1	3		1			325
受託収入	1	21									21
補助金等収益				3,893							3,893
その他収益	24	1,465	55		1	89		9			1,643
資産見返運営費交付金戻入資	24	77	20		11	68		20			220
産見返補助金戻入				3							3
賞与引当金見返に係る収益								17			17
退職給付引当金見返に係る収 益								39			39
益財務収益								1			1
臨時利益								1,544			1,544
賞与引当金見返に係る収益								16			16
退職給付引当金見返に係る 収益								1,528			1,528
純利益又は純損失(△)	△ 232	166	98		2	△ 12	△ 8	△ 674			△ 660
前中期目標期間繰越積立金取崩	234										234
額総利益又は総損失(△)	2	166	98		2	△ 12	△ 8	△ 674			△ 426

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 資金計画 令和元年度資金計画

区別	(単位:百万円)									
	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計	
資金支出										
業務活動による支出										
運営費交付金	3,343	7,264	1,768	3,893	647	4,055	278	2,424	23,672	
事業補助金事 業	2,943	5,944	1,070	3,893	647	3,950			14,555	
運用益等事業 一般管理費	399	1,320	698			105	278	2,424	3,893	
投資活動による支出	27	86	23	3	8	48		5,863	6,058	
有価証券の取得	27	86	23	3	8	48		5,834	5,834	
有形固定資産の 取得								30	224	
財務活動による支出					7			0	12	
リース債務の返済					7			0	12	
次期への繰越金	△ 235	156	101	△ 964	2	△ 12	△ 8	3,054	2,094	
計	3,134	7,511	1,892	2,932	663	4,091	270	11,342	31,835	
資金収入										
業務活動による収入										
運営費交付金	3,134	7,511	1,892		663	4,091	270	1,775	19,337	
収入運用収入	2,960	6,003	1,084		662	3,998		1,753	16,461	
寄附金収入	145		729			3	270	11	885	
受託収入	4	23	24		1			1	325	
その他収入	1	21	55			89		10	21	
投資活動による収 入	24	1,465			1				1,644	
有価証券の償 還								5,229	8,029	
定期預金の払 戻								5,229	5,229	
財務活動による収入										
前期からの繰越金										
計	3,134	7,511	1,892	2,932	663	4,091	270	11,342	31,835	

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 11	外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 文化外交の実施機関として、中長期的に計画された事業に加え、国際情勢の変化に応じて機を捉えた事業を行うことが相手国との相互理解の増進等の文化交流の効果をより高めることとなるとともに、その事業の効果が外交上の成果に影響するため。</p> <p>【難易度：高】 機動的な対応を行うに当たっては、外交日程等に配慮した調整を行いながら事業を実施する必要があるため。</p>
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本項目に関わる報道件数	実績値			3,384件	14,226件	2,728件		

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>(1) 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施</p> <p>国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、外交と連動した機動的な事業を展開するとともに、基金が各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、戦略的に事業を実施する。</p> <p>外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。</p> <p>更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施</p> <p>国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加え</p>

て、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうかを留意する。また、各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、生産性革命の実現を図るために措置されたことを踏まえ、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業のために活用する。

【年度計画】

ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうかを留意する。また、基金が定める令和元年度地域別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

具体的には、日米関係の強化に資する事業や、ASEAN 地域やペルーの周年等の機会を活用した事業、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」事業等を行う。なお、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業について、引き続き着実に推進する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情により事業を中断等する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

（令和元年度地域別事業方針：別紙 2）

【主な評価指標】

【指標 13-1】 国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、機動的に実施する事業への取組

（関連指標）

- ・ 上記事業に対する報道件数

【指標 13-2】 基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効

3-2. 業務実績

令和元年度も引き続き、国際交流基金海外事務所や外務省、在外公館等を通じた情報収集と的確な情勢把握に努め、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて地域別事業方針を策定し、またその方針に基づいて機動的かつ効果的な事業の企画・実施を図った。

(1) 米国

「日本の美」総合プロジェクト懇談会／ジャポニスム 2018 総合推進会議での議論を踏まえ、フランスにおける日本文化・芸術の祭典「ジャポニスム 2018」に引き続き、日米関係をより重層的に強化していくことを目的として、ニューヨーク及びワシントン D. C. を中心に米国において日本の文化・芸術を紹介する「Japan 2019」を実施。「公式企画」8 件（展覧会 3 件、舞台公演 5 件）、官民の幅広い参画による「参加企画」138 件を含め、来場者・観客は 129 万人以上、報道件数は日米合計 900 件を超えた。

特に、メトロポリタン美術館（ニューヨーク）での『源氏物語』展 in NEW YORK～紫式部、千年の時めき～の来場者数が 21 万人を上回ったほか、ナショナル・ギャラリー・オブ・アート（ワシントン D. C.）での「日本美術に見る動物の姿」展は、ウォール・ストリート・ジャーナル紙による「2019 年ベスト・アート」の 1 つに選出され、パーク・アベニュー・アーモリー（ニューヨーク）での宮城聡演出・静岡県舞台芸術センター（SPAC）『アンティゴネ』公演に関してもタイム誌『2019 年の優れた演劇』第 6 位に選出される等、現地メディアにて高い評価を得た。

また、2017 年 4 月に官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が 2017 年 7 月に取りまとめた「行動計画」に基づき、平成 29 年度補正予算によって予算措置がなされた、米国における新たな日本語教育支援及び日本理解促進事業「GEN-J (Grassroots Exchange Network-Japan)」について、日本語教育サポーター 7 人と日米交流ファシリテーター 6 人の計 13 人の派遣を継続した。これら人材は、派遣先機関や現地コミュニティにおける日本語普及活動や、直接・間接の日本理解アウトリーチ活動に従事し、草の根レベルの日米交流を活性化した。

加えて令和元年度は、次のとおり地域リーダーおよび日本語学習者を対象とした招へい事業を実施した。地域リーダー招へい事業では、米国中西部・南部 5 公館（アトランタ、デトロイト、シカゴ、ナッシュビル、ヒューストン）から推薦された地域リーダー（州務長官・議員・投資誘致機関幹部・ジャーナリスト等）を 1 週間招へいし、外務省、経団連、商工会、工場視察等を通じて、日本文化・社会及び日本企業に対する理解促進を図った。5 回の実施により計 120 名を招へいし、草の根レベルで影響力のあるリーダー層の対日理解を促進した。

日本語学習者招へい事業では、2019 年秋に高校生日本語学習者及び引率教師計 37 人を日本へ招へいし、米国に進出している日本企業の本社訪問や日本工場の視察、姉妹都市首長への表敬訪問、日本の高校生との交流等を行った。学習者たちは、訪日前・訪日後にも日本語・日本文化を継続して学び、また地元の日系企業への訪問を通して、日本のビジネス・企業等への理解を深めた。

なお、2020 年 3 月の「全米桜祭り」オープニングセレモニーには、日本から 3 組のアーティストを派遣予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い派遣取りやめとなった。しかしながら、コロナ禍により多くの公演が軒並み中止となり、国内外の交流の場が急激に奪われることを回避すべく、中止決定後に動画配信を通じて、100 年を超える日米文化交流の一つの象徴である桜祭りの脈動を保った。同祭りに出演予定だった人気ミュージシャンによる、桜の下で歌う姿ほかの複数のパフォーマンス動画を配信したところ、世界各地から 35 万 8 千以上の視聴を集めた。

(2) 東南アジア

2013 年末の日・ASEAN 首脳会議にて安倍総理大臣が発表した「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト～知り合うアジア～」への取組が 6 年目を迎えた令和元年度は、これまでの相互交流の成果を振り返るとともに、将来の関係をさらに深めることを目的として、日本と東南アジアの文化交流を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア 2019」を実施し、過去 5 か年に渡る本プロジェクトの成果を国内外に披露した。2019 年 6 月に東京で行ったオープニング・レセプションでは、ASEAN 側を代表して駐日カンボジア大使より、「文化の WA プロジェクト」の活動に対し深い謝意が示され、以降、東京および東南アジアの 3 都市（ジャカルタ、ハノイ、バンコク）を中心に舞台公演、コンサート、スポーツ交流等の事業を実施し、主たる計 24 件の事業だけでも、約 2 万人を動員し、報道件数は 1,350 件にのぼった。具体的な事業例は以下のとおり。

2019 年 7 月にベトナム・ハノイで開催した音楽祭「ASEAN-Japan Music Festival 2019 in VIETNAM」は、2018 年の日・ASEAN 首脳会議で安倍総理大臣が開催を表明した「ASEAN-Japan Day」記念行事にも位置付けられるものとして実施。日本、ベトナム、ブルネイ、インドネシア、ラオス、ミャンマー、タイの著名な歌手計 12 名が出演した。日ベトナム特別大使で、日・ASEAN 特別大使（いずれも当時）でもある杉良太郎氏によるプロデュースのもと、ベトナム国営テレビの制作協力により実現した本音楽祭の様子は、ベトナム全国でテレビ放送された。観客数は 2,400 人、日本・ベトナム以外にも出演アーティストの出身国にて多数の報道実績があった他、アーティスト自身の SNS アカウントなどでも大きな反響を得た。当日はファム・ビン・ミン・ベトナム社会主義共和国副首相兼外務大臣、在ベトナム ASEAN 各国大使館関係者が、鈴木外務大臣政務官（当時）、梅田駐ベトナム日本国大使（当時）等と共に来賓として出席したほか、安倍総理大臣、グエン・スアン・フック・ベトナム社会主義共和国首相からのメッセージが寄せられた。

2019 年 11 月には第 22 回日 ASEAN 首脳会議の開催にあわせて、サッカーを通じた交流事業「ASIAN ELEVEN」や、ストリートダンスによる舞台作品プロジェクト「ダンス・ダンス・アジア ～クロッシング・ザ・ムーヴメンツ～」をバンコクで実施した。なお、「ダンス・ダンス・アジア ～クロッシング・ザ・ムーヴメンツ～」は日メコン交流 10 周年に合わせ、バンコクに加えて、ハノイでも巡回公演を行い、いずれも好評を博した。

“日本語パートナーズ”派遣事業では、令和元年度に 515 人を 12 か国・地域、505 機関へ派遣した。また、令和元年度中に帰国したパートナーズ 512 人は、501 校の教育機関において約 16 万人の現地生徒の日本語教育に従事するとともに、約 20 万人に対し課外活動や各種イベント等で日本文化紹介を行い、各国の日本語教育の発展や対日理解促進に大きな貢献を果たした。

同事業に対する派遣先各国からの評価は高く、2019 年 5 月にジャカルタにおいてインドネシア教育文化省と共催したパートナーズ事業に関するシンポジウムの中で、インドネシアの教育大臣からパートナーズのこれまでの活動に対して「高い評価と感謝」の言葉が述べられたほか、タイの教育大臣からは、我が国の外務大臣に感謝の意を表する書簡が送られた。フィリピン、ラオス、ベトナムなど各国の教育当局、教育機関などからも謝意の表明に加えて、今後の活動継続への期待の声が相次いで寄せられている。

こうした声は、第 22 回日 ASEAN 首脳会議における首脳レベルのやり取りにおいても交わされた。議長（プラユット・ジャンオーチャー・タイ王国首相）からは、「2014 年以来、日・ASEAN 間の文化、スポーツ及び人的交流を促進してきた国際交流基金アジアセンターの積極的取組に感謝すると同時に、今後の事業継続に期待」との声明が発された。安倍総理大臣は、「文化の WA」の実績に対する各国首脳からの高い評価に謝意を述べるとともに、このような有意義な事業を引き続き活用し、各国との交流を更に深めていきたい旨の発言があった。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」を踏まえた出入国管理及び難民認定法の改正（平成 30 年法律第 102 号）により、2019 年 4 月に制度運用が開始された在留資格「特定技能 1 号」において必要とされる日本語能力水準を測る「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を、東南アジア地域ではインドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマーにおいて、日本及び相手国関係機関からの要請・意見に対応しつつ、テスト実施環境が整い次第開始した。令和元年度は上記 4 か国で 2,407 人の合格者を出すと共に、来日就労希望者に必要な日本語習得を支援する取組み（教材開発とインターネット上での無料公開、現地の日本語教師へのセミナーや研修の実施等）を行い、新たな人材受入れ制度の円滑な運用開始に寄与した。

（3）中国

日中国交正常化 45 周年（2017）、日中平和友好条約締結 40 周年（2018）に続く「日中青少年交流推進年」（2019）において、次世代交流の担い手育成や若年層への訴求にも留意しつつ事業を実施した。

中国高校生長期招へい事業では、13 期生 26 人（継続）及び 14 期生 26 人（新規）を 11 か月間招へいし、日本の高校生活を経験しながら日本の文化・社会を体感する機会を提供すると共に、ホストファミリーや地域の人々等、中国の高校生を迎える日本側の関係者にも中国の青少年と直接に交流する機会を提供した。また、本事業を高く評価する在京中国大使館教育処との共催により、受入校の校長・教員を対象に短期訪中事業を実施。参加した 17 人の校長・副校長は、中国の教育現場を視察するとともに、かつて受け入れた生徒との再会を喜ぶなど、招へい事業の効果的フォローアップの機会となった。また、日本の生の情報に接する機会が少ない中国の地方都市において、青少年層を主な対象に対日理解と交流促進を目的とする「ふれあいの場」は、令和元年度に内モンゴル自治区の内蒙古大学に新規開設し、令和元年度中は計 18 か所で草の根の交流を行った。

また、2018 年の「日中映画共同製作協定」発効にも留意しつつ、引き続き映画交流の促進に資する事業を実施した。「2019 日本映画巡回新作上映会」をはじめ中国各地にて日本映画の上映会を実施し、8 都市において 6,759 人の来場者を集めた。上映会においては、日本の映画関係者がオープニングセレモニーやアフタートークに参加することにより、日中映画界の交流拡大や映画を通じた相互理解の深化につながる機会を多く設けた。

日本研究・知的交流分野では、中国教育部との合意により 1985 年以来実施している「北京日本学研究所センター事業」として、北京外国語大学及び北京大学とそれぞれ協力し、中国における日本研究および次代の日中相互理解を担う人材を育成しているが、2019 年 4 月の河野太郎外務大臣（当時）訪中の際には、同センターを大臣が視察し、大学院生とも交流を行った。大臣より、北京日本学研究所センターのこれまでの発展を嬉しく思うとともに、同センターが引き続き日中関係の懸け橋となる国際的人材を数多く輩出することを期待する旨の発言があった。

加えて、「日中知的交流強化事業（中国知識人招へい）」により、法律、環境、教育、農業経済、多文化共生等、様々な分野の研究者・実務家等、中国の言論界において強い影響力を有するも、これまで日本との関係が希薄であった知識人 8 名、グループ 2 件（8 人）を招へいし、日本の各界有識者等との意見交換や視察の機会を提供し、両国間の新たな人的ネットワークの形成に貢献した。

（4）欧州

ア. 英国

2017 年の日英首脳会談にて、2019 年から 2020 年にかけて「日英文化年間」の展開が合意された。その主要文化行事の 1 つとして、石見神楽の大都神楽団を英国へ派遣。ロンドン中心部のトラファルガー広場を特設会場として 7 万人規模の来場者を集めるロンドン・ジャパン祭りでのハイライトとな

る公演のほか、大英博物館およびウェールズ地方のカーディフ国立博物館において公演と英国人日本研究者によるレクチャーを実施した。古くから地域や草の根で受け継がれてきた日本の郷土芸能の紹介を通じて、日本文化の多面的な魅力を伝えるとともに、両国市民の文化交流を深めた。

イ. イタリア

2019年4月には日伊映画共同製作協定締結に向けた交渉が開始されたことも踏まえ、2019年9月のヴェネチア国際映画祭において、日本映画の特集上映及び交流事業「ジャパン・フォーカス」の実施に協力した。世界三大映画祭の1つである同映画祭において、日本映画の最新話題作を集めた上映会は初の実施となり、イタリアの映画業界並びに欧州における日本映画のプレゼンスをより高めることに貢献した。

ウ. ポーランド

日本・ポーランド国交樹立100周年の機会を捉え、「WROメディアアート・ビエンナーレ2019」の特別プログラムとして、日本の最新のメディアアートを特集する展覧会を実施し、7万6千人余りの来場者を得たほか、ワルシャワ及びポズナンにて日本映画祭を開催した。北之台雅楽アンサンブル、黒森歌舞伎等による公演や、日本美術技術博物館（通称マンガ館）における浮世絵展等、同周年記念事業を実施する団体への支援も通じ、外交周年に効果的に対応した。

(5) アフリカ

2019年8月に横浜で開催されたTICAD7（第7回アフリカ開発会議）の公式サイドイベントとして、ユネスコ及び外務省との共催により、日本アフリカの映画関係者による、アフリカの映画人材育成をテーマとしたシンポジウム「越境するアフリカ映画 — 新たな連携をめざして」及びアフリカ映画上映を実施した。シンポジウムでは、アフリカの映画関係者たちから、アフリカ各国が抱える課題の多様性が指摘されるとともに、課題解決に向けた共同製作の意義や日本との関係強化に向けての大きな期待が語られた。そして、オドレー・アズレー・ユネスコ事務局長が冒頭挨拶で「日本・アフリカの映画分野での連携が必要」と提案したことが契機となって、アフリカの若手女性映像作家を日本に招き、映像制作を学んでもらうプロジェクトが発足した（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施は延期）。

また、TICAD7配偶者プログラムの一環と位置付けられた公式サイドイベント「TICAD 7 LIVE HEART FOR AFRICA」の実行委員会のメンバーとして、TICAD 7名誉大使のMISIA、およびスペシャルゲストの久保田利伸による、会議初日のチャリティ・ライブ開催にも参画し、TICAD 7の広報とアフリカへの支援・協働に向けた国内の機運醸成に協力した。

(6) 中南米

日ペルー交流年・日本人移住120周年及び日パラグアイ外交関係樹立100周年記念事業の一環として、在米箏演奏家による巡回公演、レクチャーデモンストレーションを実施した。現地演奏家と共演し日本の曲や現地で親しまれている曲を披露する公演を行うとともに、邦楽の歴史、楽器を紹介することで、対日理解を促進し、現地メディアでも報道された。

その他、ペルーでは第24回リマ国際図書展への参加や、日本映画上映会の実施、オカリナ奏者ホンヤミカコ氏によるペルー・ボリビア公演への支援により、両国の友好・交流を促進した。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

ア. 引き続き外務省との情報共有・連携をより一層緊密に行い、首脳外交や国際会議等の外交日

程にも配慮しつつ、外交と連動した機動的・戦略的な事業実施が期待される。
イ、「ジャポニスム2018」を通じて培われたノウハウやネットワークを最大限活用することにより、米国における「Japan 2019」及びASEAN 諸国における「響きあうアジア2019」を着実かつ成功裏に実施し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成に寄与することが期待される。

<前年度評価結果反映状況>

- (1) 外務省との連携により、要人参加の相次いだ「響きあうアジア 2019」をはじめ、首脳外交の実施国・地域（米国：Japan2019、中国：映画交流、英国：日英文化年間、アフリカ：TICAD7 サイドイベント等）や外務省選定周年における事業に、機動的・戦略的に対応した。
- (2) 「Japan 2019」においては、「ジャポニスム 2018」においても大きな役割を担い欧州で高く評価された複数のアーティストを起用したこともあり、公式企画の参加者数総計は43万人を超え、質の高い事業への評価が国内外で報じられるなど、米国における日本理解の深化に貢献した。「響きあうアジア 2019」では各国要人を含め約2万人を動員し、第22回日ASEAN首脳会議でも各国首脳から「文化のWA」プロジェクトへの高い評価を得た。実施国・地域におけるニーズや日本への理解度に応じた両事業を成功裏に実施することで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成に貢献した。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠

【指標 13-1】【指標 13-2】

年度当初に計画した地域別方針に基づき、以下の通り、「Japan 2019」、「響きあうアジア 2019」への対応等、外交上の重要な地域・国において機動的・戦略的な事業を着実に実施した。

米国では、「Japan 2019」において、来場者数が21万人を超えた『源氏物語』展 in NEW YORK～紫式部、千年の時めき～のほか、「日本美術に見る動物の姿」展や「アンティゴネ」が現地メディアにて高い評価を得る等、世界の注目する米国のアートシーンにおいて日本の芸術のプレゼンスを大きく示しつつ、官民の幅広い参画による「参加企画」138件も含め129万人以上の来場者・観客を得て、日本理解の拡大・深化や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に貢献した。

また、日本語教育支援及び日本理解促進事業「GEN-J (Grassroots Exchange Network-Japan)」では、日本語教育サポーター及び日米交流ファシリテーターによる米国中西部及び南部地域での日本語普及活動や日本理解アウトリーチ活動に加えて、令和元年度は新たに地域リーダーや日本語学習者を対象とした招へい事業を実施し、草の根レベルの日本理解促進を活性化させた。

東南アジアでは、令和元年度に515人の“日本語パートナーズ”を新たに派遣した。同年度に帰国したパートナーズは、501校の教育機関において約16万人の現地生徒を対象に日本語教育に従事し、約20万人に対し課外活動や各種イベント等で日本文化紹介を行った。また、「響きあうアジア 2019」の実施により、過去5か年に渡る「文化のWA (和・環・輪) プロジェクト～知り合うアジア～」の成果を還元して約2万人を動員し、第22回日ASEAN首脳会議においても各国首脳から同プロジェクトへの高い評価を得るに至った。

中国では、「日中青少年交流推進年」を踏まえて次世代交流の担い手育成や若年層への訴求にも留意し、高校生の長期招へいや、「ふれあいの場」を通じての草の根交流、中国各地での映画事業の

実施、有力知識人の日本への招へい等を通し、中国との交流の深化、拡大に貢献した。

そのほか、2017年の日英首脳会談で合意された「日英文化年間 2019-2020」の主要文化事業としての石見神楽公演や、TICAD7 サイドイベント「TICAD7 LIVE HEART FOR AFRICA」への参画、その他重点周年対応等、外交上の契機を捉え、日本文化紹介を通じた対日関心の拡大に努めた。

また、政策上の要請に応じ政府指定の9か国（中国、モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ネパール）を対象に、出入国管理及び難民認定法の改正を受けた「特定技能」外国人材向け日本語事業を実施環境が整った国から順次開始している。

以上のとおり、外交上の重要国・地域を踏まえて、外交日程等に配慮した調整を行いながら戦略的かつ効果的に事業を実施し、機動的な対応においても中長期的な取り組みにおいても顕著な成果を上げている。

【課題と対応】

新型コロナウイルス感染症をめぐる各国の状況は様々であることから、引き続き状況の進展を注視しつつ、オンラインの活用等も含め文化の発信・交流を途絶えさせない仕組み作りに努める。

3-5. 主務大臣による評価

<評価と根拠>

評価

根拠：

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

令和元年度計画地域別方針

東アジア

各国内政や対日関係を注視しつつ、パートナーシップ拡充を通じた協働を進め、以下を推進する。

- 1 若年層、都市部中間層を主たる対象として、相手国側機関と連携を高める形で次世代の交流の担い手育成や日本文化紹介等の文化事業を実施
- 2 対象国における外国人材受入拡大に向けた日本語教育事業の実施
- 3 若手・次世代日本研究者の育成や他分野との学際的、国際的協力を重点的に支援

東南アジア

同地域からの訪日観光客増加、日本文化や日本語学習への関心の高まり等を踏まえ、以下を推進する。

- 1 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」の集大成として「響きあうアジア 2019」を実施
- 2 対象国における外国人材受入拡大に向けた日本語教育事業の実施
- 3 知日層・若手日本研究者育成を重点的に支援

南アジア

近年関係強化が進むインドを含め、良好な対日イメージはあるものの、日本文化との接触機会が限定的で交流基盤が脆弱な状況を踏まえ、以下を推進する。

- 1 巡回展等を活用し、横断的・効率的に対日関心層を拡大
- 2 2017年の日印両政府合意を踏まえた日本語教師育成事業の継続、及び対象国における外国人材受入拡大に向けた日本語教育事業の実施
- 3 大学等の拠点機関、若手日本研究者への支援及び他地域との交流の促進

大洋州

日本との姉妹都市・市民交流は盛んなるも、相対的な日本の存在感低下を踏まえ、以下を推進する。

- 1 JFFや放送コンテンツ等を活用した、広域への効率的な文化事業実施
- 2 日本語教師ネットワークや他団体との連携による、日本語教育の効果的な支援、活性化
- 3 大学を中心とした日本研究振興、知的交流促進、及び若手日本専門家育成支援

北米

中間選挙後の政策動向や日米関係、米中関係等の動向を注視しつつ、グラスルーツからの日米関係強化も念頭に、以下を推進する。

- 1 米国における日本博「Japan 2019」の実施
- 2 グラスルーツからの日米関係強化に資する、米国日本語教育支援及び日本理解促進事業の継続
- 3 政策指向型知的交流と地域・草の根交流の分野で活躍しうる日米の次世代人材育成事業等による交流基盤強化
- 4 ジャパン・ハウス ロサンゼルスとの連携

中南米

日本からの移民や経済協力の歴史に裏打ちされた親日土壌を維持・強化するため、日系社会とも連携しつつ、以下を推進する。

- 1 広範な地域への裨益を視野に、放送コンテンツ等を活用した文化事業の実施
- 2 各国の実情に応じた日本語教育基盤の強化及び日本語教育の自立化に資する指導者育成

- | |
|--|
| 3 分野のバランスを勘案した、効果的なプロジェクト支援とフェローシップ供与を実施 |
| 4 ジャパン・ハウス サンパウロとの連携 |

西欧

大型イベントや周年等の機会も多く、文化活動への市民参加頻度が高い国も多い同地域において、日本のプレゼンスや対日関心を更に高めるため、以下を推進する。

- | |
|--|
| 1 注目度・訴求力の高い国際イベントやオールジャパンでの取組みへの参画 |
| 2 ヨーロッパ日本語教師会（AJE）及び各国・地域の日本語教師会との連携により、ニーズに応じた支援を効率的に実施 |
| 3 知的交流に関しては、国別の細やかな分析の下に、現地主導で関与を続けると共に、民間を含めたパートナーとの連携も模索 |
| 4 ジャパン・ハウス ロンドンとの連携 |

東欧・ロシア・中央アジア

概して親日的で日本文化への関心も高い一方、一部大都市を除き日本文化に触れる機会が限定的であることを踏まえ、以下を推進する。

- | |
|--|
| 1 外交周年や「ロシア演劇年 2019」等の機会をとらえた効果的な文化事業の実施 |
| 2 各国の学習状況に応じ、教材作成、巡回指導、研修等を通じた日本語教育の拡充支援 |
| 3 若手育成に主眼を置いた機関支援やフェローシップ供与 |

中東・アフリカ

対日イメージは概して良好ながら、日本に関する情報は限定的である状況を踏まえ、以下を推進する。

- | |
|--|
| 1 TICAD7 サイドイベントへの対応 |
| 2 放送コンテンツ、インターネット等のわかりやすい手法を用いた一般大衆向け文化発信の効率的な実施 |
| 3 カイロ日本文化センターを中心とした、地域全体への裨益を視野に入れた事業展開 |

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 12	内部統制の充実・強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ						
指標等	達成目標	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。	海外事務所 25か所	8か所	7か所 (※)	5か所	(未実施の残りは 6か所)	
	国内附属機関 2か所	2か所	2か所	2か所	(未実施の残り 無)	
	国内支部 1か所	1か所	1か所	0か所	(未実施の残り 無)	

※内1か所は平成29年度分と重複

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>(2) 内部統制の充実・強化</p> <p>独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。</p> <p>また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>イ 内部統制の充実・強化</p> <p>独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。</p> <p>また、リスク管理委員会を定期的開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。</p> <p>そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。</p> <p>また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。</p>
<p>【年度計画】</p> <p>イ 内部統制の充実・強化</p>

独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。

また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。

そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。中期目標期間中に全ての海外事務所および国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受けることとなるよう、海外事務所の実地監査を着実に進める。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

【主な評価指標】

【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。

3-2. 業務実績

(1) 統制環境の整備

業務方法書に基づき整備した関連規定等を含む各種内部統制の内規に従った業務遂行に加え、理事会をはじめ、内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、契約監視委員会、情報セキュリティ委員会、情報システム委員会等での課題の共有や方針の審議活動を通じて、各種の内部統制活動を行った。

また、以下の例のような規程の見直しや運用改善を行ったほか、内部統制委員会を年度末に開催し、令和元年度中の内部統制に関する取り組み全体についての点検を行なうとともに、年度終了後の監査においてもチェックを行った。

ア。「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」にもとづく情報セキュリティに関する各種規程の改正を行なった。

イ。新たな本部業務の内部監査プランに基づき、新方式の内部監査（助成案件監査、契約・支出案件監査等）を開始し監査報告を作成した。

さらに、全ての役員と部長等が出席する内部定期会議（運営検討委員会）、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会等で、理事長や役員から職員に対し、職務の基本姿勢、職員の心構え等についても指導を行う等、内部統制の基礎となる適切な統制環境の醸成にも努めた。

加えて、組織運営・業務運営に関する中長期的な重要課題を取り上げ、アクションオリエンテッドな議論を行う「運営戦略会議」を新たに設け、同会議第 1 回目及び第 2 回目開催時には、内部統制に関して集中的に議論する場を設けた。

(2) リスク対応

令和元年度にはリスク管理委員会を 3 回（例年は 2 回）開催し、新型コロナ・ウィルスへの対応を検討したほか、令和元年度の重点事項の実施状況を確認するとともに、業務上のリスクを見直し、令和 2 年度に向けた重点事項を策定した。

(3) 周知の徹底と内部監査

内部統制に関する指示や命令・情報は、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、情報

セキュリティ委員会や運営検討会議、部長会等の内部会議を通して管理職が把握するほか、グループウェアを通して随時共有・周知をしている。また、令和元年度は、コンプライアンス上の各種の重要事項や注意点を解説した『コンプライアンス・ガイド』を全従業員向けに掲示し、職員研修やコンプライアンスの指導にも利用した。

一方、監査室では、法令・内規の遵守状況、業務の適正性（例：契約・支出、助成業務、資金運用、海外事務所・国内附属機関等の管理事務、他）をチェックする内部監査を行っている。

（４）海外事務所、国内附属機関・支部に対する内部監査・会計監査人の実地監査

海外事務所及び国内附属機関・支部に対する内部監査及び会計監査人（監査法人）監査については、令和元年度は以下の実地監査が行われた。

- ア．海外事務所に対する監査室の実地監査 5 か所
- イ．国内附属機関に対する監査室の実地監査 2 か所

（５）内部統制に関する研修

内部統制の向上のための職員の知識及び意識の涵養のために、以下のような職員対象研修を実施した。

- ア．総務・システム・会計等実務研修（決裁・文書実務、情報公開・個人情報保護、安全管理、会計事務等の指導）
- イ．新入職員や海外赴任予定者対象のコンプライアンス研修・指導
- ウ．ハラスメント防止や労働安全衛生管理の研修
- エ．情報セキュリティ研修

（６）事業評価

事業評価については、独立行政法人通則法に基づき、平成 30 年度業務実績等報告書（自己評価書）を作成し、外務大臣の評価を受けた。また、主要な事業（主催・助成事業）について、事業の目的意識の明確化と目的に沿った事業成果と改善点の確認の徹底に取り組んだ。さらに、令和 2 年度プログラム編成にあたっては、令和元年度に引き続き、PDCA サイクルをプログラムレベルでも機能させるため、令和元年度各プログラムのねらいに対する成果を確認するとともに、今後の方向性を検討した結果、従来のプログラムの一部について新設、統合、終了等の再編を行った。

3-3. 指摘事項への対応
<p><前年度評価結果></p> <p>内部統制環境の整備は進んでいるものの、前年度に引き続き内部統制の問題に起因する事案が複数発生している状況を受け、監事体制の改善を含めた個々の職員の意識改善が喫緊の課題。特に独法制度において法人のガバナンスを担保すべく機能強化された監事の役割を、基金内において効果的に機能させるべく監事体制の改善が必要であり、具体的な対策の実施を求めたい。</p>
<p><前年度評価結果反映状況></p> <p>組織運営・業務運営に関する中長期的な重要課題を取り上げ、アクションオリエンテッドな議論を行う「運営戦略会議」を新たに設け、同会議第 1 回目及び第 2 回目開催時には内部統制に関して集中的に議論した結果、総務担当理事による全管理職とのミーティングの実施、組織内コミュニケーション手法改善検討タスクフォースによる検討、理事及び上級審議役による定期的な情報共有の場を設けるなど個々の職員の意識改善に向けた取り組みを実施した。</p> <p>監事監査体制については、独法通則法改正に伴う監事監査強化の方針に則り、既に監事の出勤日</p>

数の大幅増加、理事会以外の各種の内部の会議・委員会への出席等により、その強化を行ってきたが、引き続き監事監査が法人のガバナンスに積極的効果を発揮するよう努めている。昨年の指摘を踏まえ、監事は特に情報セキュリティ対策の進捗状況に関する詳しいモニタリングや、監査室の内部監査体制強化に対する助言等を行っている。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠:

内部統制の取組については、業務方法書にもとづき、リスク管理委員会を含めた各種委員会にて課題の共有や対応方針についての議論を進めた。それらの議論も踏まえて、具体的には前年度より準備に取り掛かった情報セキュリティに関する各種規程の改正を行ったほか組織運営・業務運営に関する中長期的な重要課題を取り上げ、アクションオリエンテッドな議論を行う「運営戦略会議」を新たに設け、同会議第1回目及び第2回目開催時には、内部統制に関して集中的に議論を行ったうえで、内部統制の取組の改善に向けての取り組みを行った。

また、全従業員向けの『コンプライアンス・ガイド』を掲示し、研修・指導にも使用するなど、コンプライアンス全般に関する意識向上を図っている。

監査室は、業務の適正性をチェックする内部監査を行い、中期目標達成指標（指標14）の海外事務所及び国内附属機関・支部に対する実地監査については、海外事務所5か所及び国内附属機関2か所で実施した。中期目標の指標達成のための令和元年度までの進捗状況は良好である。

事業評価についても、平成30年度業務実績報告書を適正に作成するとともに、主要な事業の成果および改善点の確認と次年度のプログラム再編を進めた。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠:

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	事業関係者の安全確保
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】 (3) 事業関係者の安全確保 天災や突発的な事件・事故等の非常事態に備えるため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28年8月30日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）も踏まえながら、海外治安情報の収集及び共有の体制整備、緊急時における行動規範の整備及び遵守徹底、危機発生時の体制整備及び事前の研修・訓練の徹底等を図り、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全を確保する。</p>
<p>【中期計画】 ウ 事業関係者の安全確保 海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28年8月30日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、安全管理に係る組織体制の整備、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と共有の体制強化、外部の専門家やコンサルタントの活用による安全対策の点検やマニュアルの整備、日本国内外における外務省・在外公館や関係団体との連携・情報交換の強化、基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練の実施等の取組を進める。</p>
<p>【年度計画】 ウ 事業関係者の安全確保 国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28年8月30日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のための取組を進める。 具体的には、平成29年度に設置した「安全管理室」を中心に、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と基金内での共有の継続、外部コンサルタントの活用により作成した「海外安全対策マニュアル」等にもとづき基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練を実施するほか、安全対策の点検を引続き行う。「たびレジ」登録の徹底を継続して行い、また日本国内外において、外務省・在外公館や関係機関との連携・情報交換の強化に努める。</p>
<p>【主な評価指標】 【指標 15-1】 安全対策に関わる体制の整備・強化の取組状況（安全対策に特化した部署の設置、情報収集と共有の体制整備、オンライン研修の導入等）</p>

【指標 15-2】職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の徹底（「たびレジ」登録を、規程・契約書等に明記してルール化）

3-2. 業務実績

平成 29 年度に設置・整備した「安全管理室」と関連規定類を軸として、リスク情報配信サービスや「たびレジ」等による脅威情報を収集、また実際に基金関係者が直面したリスクについても、グループウェアや会議にて共有を進めたほか、職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の徹底を進めた。平成 30 年度に制定した「海外安全対策マニュアル」及び「安全対策の手引き」をもとに、国内各部署における個別のマニュアル類の点検・整備・見直し等を行ったほか、前年度に外部コンサルタントのアドバイスを得て見直した全海外事務所の安全管理に関するマニュアルに関しても、現況に応じた改訂を行った。

また、国内一般職員向けに海外安全管理研修を実施し、事業関係者の海外派遣及び、自身の海外出張・赴任をするにあたり重要なポイントを周知したほか、東京で開催した海外事務所長会議にて海外事務所長を対象とした研修も実施した。

さらに、「国際協力事業安全対策会議」や「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の会合に引き続き参加するなど外務省や関係機関との情報交換を行った。

第 4 四半期に発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に際しては、総務担当理事を筆頭とした定例会議を開催し様々な対策を実行した。具体的には、関係者の安全確保と感染拡大防止を最優先し以下の対策を実施した。

- ・ 感染拡大の可能性のある国内外の事業の中止・延期
- ・ 海外在住の関係者の一時帰国
- ・ 職員の時差出勤、シフト勤務及び在宅勤務に向けての環境整備及びその励行
- ・ 事務所内の衛生管理強化及び基金内部関係者に対する感染拡大防止のために実施すべき対策に関するグループウェア等を通じての情報共有

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

平成29 年度に整えた安全管理に関する基本体制を引き続き効果的に機能させるとともに、随時状況に合ったマニュアルの更新等、体制の一層の整備・強化が必要。

<前年度評価結果反映状況>

平成 30 年度に制定した「海外安全対策マニュアル」及び「安全対策の手引き」をもとに、国内各部署における個別マニュアル等の点検・整備・見直し等を行ったほか、前年度に外部コンサルタントのアドバイスを得て見直した全海外事務所の安全管理に関するマニュアルに関しても、現況に応じた改訂を行った。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

【指標 15-1】【指標 15-2】

平成 30 年度に制定した「海外安全対策マニュアル」及び「安全対策の手引き」をもとに、国内各部署における個別マニュアル等の点検・整備・見直し等を行ったほか、前年度に外部コンサルタント

のアドバイスを得て見直した全海外事務所の安全管理に関するマニュアルに関しても、現況に応じた改訂を行った。また、東京で開催した海外事務所長会議にて海外事務所長を対象とした研修も実施した。

加えて、第4四半期に発生した新型コロナウイルスの感染拡大に際しては、総務担当理事を筆頭とした定例会議を開催し様々な対策を実行した。

上記のとおり、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のために着実に体制の整備・強化取り組んでいることから、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

引き続き脅威情報の収集・共有を行い、また研修を実施することで、安全管理に関する体制の強化につとめるとともに、新型コロナウイルス感染拡大予防を最優先課題として体制の整備及び必要な措置を遅滞なく実行する。

3-5. 主務大臣による評価

<評価と根拠>

評価 _____

根拠 :

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

(業務運営の効率化に関する事項/財務内容の改善に関する事項/その他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	情報セキュリティ対策
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】 (4) 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。</p>
<p>【中期計画】 エ 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。</p>
<p>【年度計画】 エ 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）（平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。</p>

【主な評価指標】

3-2. 業務実績

- (1) 昨年度に引き続き、必要な情報セキュリティ対策を講じた。
- ア 平成30年度に実施された外部監査指摘事項について、新たに構築することとなり令和2年度中に稼働予定のウェブサイトのセキュリティ条件をのぞき、すべて対応した。
 - イ 高度サイバー攻撃等への対策導入計画（平成30年度～平成33年度）に基づき、令和元年度分の計画を実施した。但し一部については、セキュリティと利便性を大幅に向上させる次世代IT環境の構築計画（(3)）を踏まえて、導入計画を部分変更（各種の不正通信遮断機能は実装済みのところ、監視機能につき拙速に導入せず、次世代IT環境で実現する）した。
 - ウ 新たに発見されたソフトウェアの脆弱性に係る対策は、外務省、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）及びコンピューター技術会社等から情報が届き次第、速やかに関係部署に事情聴取及び指示のうえ、必要な措置を講じた。
 - エ 関係規程及びマニュアルの整備については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）を踏まえ、現行の情報セキュリティ規程等の改定を行った。
 - オ 役職員に対する情報セキュリティに関する教育については、(2)イ②の海外事務所長を対象とした情報セキュリティ研修のほか、新入職員への情報セキュリティの基礎的研修、CSIRT（情報インシデント対応チーム）および関連役職員に対する研修、標的型攻撃メール訓練を実施した。並行して、CSIRT中心メンバーのNISC研修やCYDER研修（実践的サイバー防御演習）等の受講を行った。
- (2) 平成30年度から令和元年度前半（特に第1四半期）にかけて、海外事務所を中心に情報インシデントが頻発したため（ア）、以下の通り重ねて対策を講じたところ（イ）、年度後半には発生件数が減少した。
- ア 発生した情報インシデントにつき以下の通り
 - ① 攻撃、ウィルス等（平成30年度：3件、令和元年度上半期：4件、同下半期：1件）
 - ② 業務上の情報漏えい（平成30年度：8件、令和元年度上半期：4件、同下半期：2件）
 - イ 第2四半期から第3四半期にかけて、以下の情報セキュリティ対策を迅速に行った。
 - ① 東京で開催された海外事務所長会議における、海外事務所長を中心とした全役職員に対する周知徹底
 - ② 海外事務所長を対象とした情報セキュリティ研修
 - ③ 全海外事務所ウェブサイトおよびメールシステムの運用管理状況調査および必要に応じた改善計画指示
 - ④ 全海外拠点メールシステムの運用管理状況調査および必要に応じた改善計画指示
 - ⑤ 国内外全部署IT棚卸（資産管理）に際して、更なるIT機器、ウェブ、メールシステム等の脆弱性確認および必要な措置の指示
 - ⑥ ポケットWi-Fi導入
 - ⑦ BCC誤送信撲滅キャンペーン
 - ⑧ メール配信システム（大量送信管理サービス）導入
 - ウ 情報システム管理規程の改定および情報システム委員会の見直しを行い、情報セキュリティを常に確保しつつ情報システムを一層利活用する体制を整えた。

- (3) 最高情報セキュリティ (CISO) アドバイザー制度を新規に導入し、同アドバイザーとともに、現状の再確認を行い、改善策について協議し、その一部に着手した。
- ア 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 (平成 30 年度版) について、必要な措置の再度の確認とその対応をした上で、実施手順の更なる精緻化などに着手した。
- イ 国内外すべての情報セキュリティと利便性を共に大幅に向上させる、次世代 IT 環境を構築することとし、その準備に着手した。
- (4) 新型コロナウイルス対策として政府一丸となつてのテレワーク推進の呼びかけがなされる中、新たにテレワーク環境を構築し事業継続計画を実現する際にも、情報セキュリティの確保を最優先課題として万全なものとし、情報インシデントを防いだ。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

情報セキュリティ体制の抜本的な強化に向けて、基金本部の人員体制の強化や、海外拠点も含めて盤石な体制の構築を進めるとともに、常に迅速・かつ機動的な対応を取れるよう、直接の担当課や担当者のみならず、全ての職員が当事者であるという意識を醸成するため、平素からの教育・訓練に加えて、外部監査の結果や具体的な事例を職員に共有することで意識の向上を図っていくこと。

<前年度評価結果反映状況>

情報セキュリティ体制を強化すべく、CISO アドバイザー制度を導入するとともに、IT 派遣社員を増員し、諸対応を進めた。

職員の意識向上としては、まず職員向けの情報セキュリティ・マニュアルを更新するとともに、それを周知徹底した。また平成 30 年度から令和元年度にかけての情報インシデントの頻発は望ましい事態ではなかったが、この経験をしっかりと共有することで、すべての役職員における情報セキュリティの重要性認識と当事者意識の醸成に努めた結果、その後の国内・海外を通じての諸々の対応や教育・訓練への積極的参加を見るなど、意識の大幅向上を図ることが出来たと考える。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠:

前年度の厳しい評価を踏まえて、情報セキュリティの一層の強化を目標とするとともに、これを機により積極的且つ抜本的な対応を図った。

上記業務実績および指摘事項への対応に記した通り、例年行われている必要な情報セキュリティ対策を万全に実施することに加えて、頻発した情報インシデントに対して迅速、的確かつ抜本的な対策を講じた。

更に、これからの情報セキュリティの大幅な強化を図るべく、CISO アドバイザーとともに積極的対策に着手する一方で、未曾有の危機であるコロナ禍への対応に際しても情報セキュリティを確保することが出来た。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

CISO アドバイザーとともに着手した統一基準への一層精緻な対応、さらに情報セキュリティ強化と利便性の向上をはかる国内外拠点を統一した次世代 IT 環境構築を、着実に進めることとする。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠 :

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)